

第 1 章 総 則

第 1 節 風水害対策計画の方針

第 1 風水害の被害想定

1 浸水想定

(1) 浸水想定河川

洪水害には堤防から水があふれたり、堤防が決壊することによる外水はん濫と、堤内地の排水不良からおこる内水はん濫とがある。このうち、大きな被害が生じるのは大河川の外水はん濫であるが、本町の場合、四方を荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川が流れており、過去においては大きな洪水被害が発生している。

そのため、国土交通省及び埼玉県により、治水対策が進められた結果、本町では昭和 57 年の台風第 18 号以降、大規模な災害は発生していない。

洪水予報河川及び水位情報周知河川については、水防法第 14 条に基づき、河川整備の基本となる降雨によりはん濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知されることとなっている。

現在、指定・公表されている浸水想定区域のうち、本町に關係する河川は次のとおりである。

指定河川名	浸水想定区域図名	作成主体	作成・指定年月日	指定の前提となる計画降雨
荒川	荒川水系荒川 浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H17.7.8	荒川流域の 3 日間総雨量 548 mm
市野川	荒川水系市野川 浸水想定区域図	埼玉県	H21.3.24	24 時間総雨量 301 mm

資料) 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、埼玉県県土整備部河川砂防課

注) 県管理河川である市野川は、水防法第 13 条第 2 項による指定河川

2 浸水想定結果

(1) 荒川浸水想定区域

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所では、荒川流域に 200 年に 1 回程度起こる大雨（3 日間総雨量 548 mm）が降り、かつ荒川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況をはん濫シミュレーションにより求めており、浸水想定区域は、洪水ハザードマップ（平成 21 年 3 月作成）に示すとおりである。

これによると、本町全域にわたり浸水すると想定されており、水深は深いところで 5 m 以上になるとされている。

(2) 市野川浸水想定区域

埼玉県では、市野川流域に100年に1回程度起こる大雨（24時間総雨量301mm）が降り、かつ市野川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況をはん濫シミュレーションにより求めており、浸水想定区域は、洪水ハザードマップ（平成21年3月作成）に示すとおりである。

これによると、荒川の堤防が決壊した場合と比べ、総雨量は違うものの、浸水想定区域は、地域が限定され、避難が必要と考えられる浸水深0.5m以上（床上浸水）の区域は、小見野地区と安藤川沿いの一部と考えられる。

(3) 河川別浸水想定区域内の要避難人口

浸水想定区域図をもとに、荒川のはん濫時に浸水の可能性のある区域について、人口データや建物情報等を用い、地理情報システム（GIS）による空間解析によって、浸水想定区域内の居住人口（要避難人口）を集計した結果は次のとおりである。

地 区	地区内人口 (人)	要避難人口 (人)				
		荒川	入間川	越辺川	都幾川	市野川
中 山	7,166	6,863	769	6,911	4,743	217
伊 草	6,660	6,660	6,365	6,660	6,660	15
三保谷	2,130	2,130	2,130	2,130	2,130	136
出 丸	1,701	1,701	1,646	1,701	1,646	22
八ッ保	2,281	2,281	2,000	2,281	2,281	144
小見野	2,012	2,012	1,012	2,012	2,012	977
計	21,950	21,647	13,922	21,695	19,472	1,511

注1) 地区内人口は、住民基本台帳（平成24年6月1日現在）による。

注2) 要避難人口は、浸水深が0.5m以上（床上浸水）の浸水想定区域内の人口とした。

第2 風水害対策の基本的な考え方

本町は、周囲を河川に囲まれており、また、囲堤の内部においても、かんがい排水用等の水路も多く、水害に対する予防は特に重要であり、大雨に伴う河川のはん濫、浸水及び冠水への対応を基本とした防災対策を推進する。

1 被害特性を反映させる

本町における近年の水害は、台風期の大雨に伴い、用・排水路の未整備地域で一部道路冠水等の被害が出ている。また、堤防が決壊した場合は、町の大部分が浸水し、大きな被害が生じることが想定されている。このような被害特性を反映した計画を策定する。

2 総合的な治水対策

水害を防ぎ、治水水準を向上させるために、河川及び下水道の整備に加えて流域における雨水の貯留、浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等を含めた総合的な治水対策を進める。

3 活動体制の整備

台風の接近や大雨による風水害に備え、本町及び防災関係機関は活動体制の整備を図る。また、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達、処理する体制を整備し、被害の軽減を図る。

4 洪水避難の方針

大雨や台風は、地震災害とは異なり、気象情報などにより、洪水災害の危険性がある程度予測することができるため、雨量や河川水位の状況などから適切な時期に避難を呼びかける必要がある。

避難は、浸水想定区域外への避難を原則とするが、浸水想定区域外への避難が困難な場合や避難のための時間的余裕がない場合は、指定している避難所で浸水想定区域内であっても避難施設の浸水しない階を避難所として利用するものとする。また、地域にある構造物で高台としての機能がある施設に緊急的に避難することも考えられる。はん濫シミュレーションの結果では、各河川において、本町に接している箇所及び近傍の堤防が決壊した場合による各避難所の最大浸水深と施設使用可能階は次表のとおりである。

各避難所における浸水深と使用可能階

小学校区	中山		伊草		三保谷		出丸		八ッ保		小見野	
	中山小学校	西中学校	伊草小学校	三保谷小学校	川島中学校	出丸小学校	八ッ保小学校	町民体育館等*	八ッ保小学校	小見野小学校		
避難所 建物階数	3F	3F	3F	2F	3F	3F	2F	2F	2F	2F	2F	
河川	浸水深 (m)											
破堤点 (k)	0.28	2.32	2.16	3.45	3.29	1.67	2.22	2.59	2.22	1.76	2.59	
荒川	0.19	2.23	2.07	3.36	3.20	1.58	2.13	2.50	2.13	1.67	2.50	
右岸	0.38	1~3F	2.26	3.55	3.39	1.77	2.32	2.69	2.32	1.86	2.69	
入間川	7.8	1~3F	0.59	1.88	1.72	0.10	0.65	1.02	0.65	-	1.02	
左岸	-	1~3F	1.31	2.60	2.44	0.92	1.37	1.74	1.37	0.92	1.74	
越辺川	3.6	2~3F	1.68	2.97	2.81	1.19	1.74	2.11	1.74	1.28	2.11	
左岸	2.2	2~3F	3.47	4.76	4.60	2.98	3.51	3.90	3.51	3.05	3.90	
都幾川	1.8	3F	4.24	5.53	5.36	3.72	4.30	4.67	4.30	3.84	4.67	
左岸	0.2	2~3F	3.75	5.04	4.88	3.26	3.81	4.18	3.81	3.35	4.18	
市野川	2.8	1~3F	1.02	2.31	2.15	0.53	1.08	1.45	1.08	0.75	1.45	
右岸	2.0	1~3F	0.93	2.22	2.06	0.44	0.99	1.36	0.99	0.70	1.36	
市野川	0.6	2~3F	2.86	4.15	3.99	2.37	2.92	3.29	2.92	2.46	3.29	
右岸	溢水+6.4	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	-	1~2F	
市野川	溢水+6.2	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	-	1~2F	
右岸	溢水+6.0	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	-	1~2F	
市野川	溢水+5.8	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	-	1~2F	
右岸	溢水+5.6	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	-	1~2F	
市野川	溢水+5.0	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	-	1~2F	
右岸	溢水+4.8	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	-	1~2F	
市野川	溢水+4.6	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	-	1~2F	
右岸	溢水+4.4	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	-	1~2F	
市野川	溢水+4.2	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	-	1~2F	
右岸	溢水+4.0	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	-	1~2F	

※「町民体育館等」は、町民会館、コミュニティセンター、町民体育館の3施設で、どの施設も同一メッシュに含まれる。

浸水深による施設使用の可否設定には下表を用いた。

浸水深ランク	使用可否の設定
0.5m未満	すべての階が使用可
0.5~1.0m	1階は使用不可、2階以上使用可
1.0~2.0m	1階は使用不可、2階以上使用可
2.0~5.0m	2階以下は使用不可、3階以上使用可
5.0m以上	全階が使用不可

(参考) 明治43年の洪水では、町内全域で床上浸水の被害となったが、その時の浸水深は、伊草村や三保谷村では、2m程度の浸水で、最も深いところで3.3m程度であったとされている。(資料 川島町史)

第 2 章 風水害予防計画

第 1 節 防災組織整備計画

風水害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、川島町防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進して、防災組織の万全を期する。

第 1 防災関係機関

1 川島町防災会議（第 1 編第 2 章第 1 節参照）

2 防災関係機関の組織の整備

川島町の地域を管轄し又は川島町の地域内にある防災関係機関は、防災計画等災害対策の円滑な実施を図るため、その組織を整備する。

3 防災関係機関相互の連携

川島町の地域を管轄し又は川島町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、風水害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して円滑な組織の整備運営がなし得るようにする。

4 応援協力体制の整備

(1) 他自治体との相互応援

町は、県内外の市町村と相互応援協定を締結している。

町は、災害時の応援要請の手続きの円滑化のためマニュアルの整備を行うとともに、平常時から協定を締結した市町村との間で、情報交換等を実施する。

また、今後とも協定内容の充実を図るとともに、広域的な相互応援体制の強化に努める。

(2) 防災関係機関等との支援協力

災害時において、防災関係機関への支援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を行い、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

第 2 公共的団体等との協力体制の確立

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関する公共的団体及び防災組織に対して災害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

1 公共的団体とは以下のものをいう。

- (1) (社) 比企医師会
- (2) 埼玉中央農業協同組合
- (3) 埼玉中部農業共済組合
- (4) 川島町商工会
- (5) (社) 川島町社会福祉協議会
- (6) 川島町建設業協会
- (7) 川島町区長会
- (8) 東松山交通安全協会川島支部
- (9) 病院等医療施設の管理者

(10) その他各関係業者組合

2 協力体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (2) 風水害時における広報等に協力すること。
- (3) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (4) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- (5) 被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) ボランティア団体の受付

第3 自主防災組織の整備

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず町民の自主的な防災活動、すなわち町民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護・避難等を行うことが必要である。また、これらの防災活動は、町民が団結し組織的に行動することにより大きな効果が期待できる。

したがって、町はこの組織的に円滑な活動を促進するために、地域あるいは事業所ごとに自主防災組織の結成を促し、民間協力体制の充実を図る。

1 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成に当たっては、地域の特性に対応し、以下の点に留意する。

- (1) 地域既存のコミュニティである町内会自治会等を活用し、それらの規模が地域防災活動の単位として大き過ぎる場合は、さらにブロック分けする必要があること。
- (2) 地域における昼夜間の人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成すること。
- (3) 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていくこと。

2 自主防災組織の活動内容

(第1編第3章第2節 参照)

第4 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。したがって、町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

1 一般企業

(1) 事業所の防災力強化の促進

町は、事業所が災害後速やかに事業継続できるよう事業防災力の強化を促進するとともに、自主的な防災組織の整備の促進及び事業所と地域との一体化を目的として、県とともに関係機関の協力体制の確保に努める。

また、一般企業を対象とした防災意識の向上を図るための事業の実施など、町は、防災組織整備の支援指導を行っていく。

(2) 事業所の事業継続計画（BCP）策定

事業所は、災害時の事業所の果たす役割を認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

2 集客施設

町は、学校、病院及び川島町民会館等多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

3 危険物施設

消防局は、危険物施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し、助言・指導等を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

第5 ボランティアの活動環境の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、ボランティアによる自主的かつ柔軟な対応が必要である。

このため、町は、県及びボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進し、活動環境の整備を図る。

1 災害時におけるボランティア受入れ体制の整備

災害時のボランティア活動には、一定の知識や経験、特定の資格を有するものと、特別の資格を要しないものがある。今後はそれぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備が必要である。

このため、町は、ボランティア活動が円滑に行えるよう、受け入れ体制や活動拠点の整備等受入れ条件の整備について、川島町社会福祉協議会と連携協力しながら推進する。

2 県の災害ボランティア登録制度の啓発

県は、災害ボランティアとして活動を希望する個人又は団体を対象として災害ボランティア活動の登録制度を創設しボランティア活動の環境整備を進めている。町は、町民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。なお、県が登録を行っているボランティアは次のとおりである。

種別	主な活動内容
災害ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・一般作業（炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等） ・特殊作業（アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等） ・ボランティアコーディネート業務
災害時救援専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーター ・心のケア ・乳幼児保育 ・介護 ・手話通訳 ・外国語通訳 ・建物判定 ・情報、通信 ・土木、建築
被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定

3 町災害ボランティアセンターの設置

町が被災した場合は、発災後直ちに川島町社会福祉協議会と連携協力し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、川島町社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

4 ボランティア活動の環境整備

県及び町は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

また、県は、大規模災害時にボランティアが効果的に被災地での活動を行うため、ボランティア保険の手続きを進める。

第6 業務継続計画の策定

大規模災害では、行政そのものも被災し、人員や物資、ライフライン等が大きな制約を受けることが予測され、平常時と同様な執務環境が確保できないなかで、災害対応業務の増大と人的制約を受けるなかでも業務を継続する必要がある。

また、災害による行政の事務の停滞は、町民生活に与える影響が大きくなることから、町は迅速かつ的確な災害応急対策を講じつつ、優先すべき行政機能を確保する。

このため、町は災害に備え必要な資源の準備や対応方針・手段を定める業務継続計画を策定する。

第2節 防災教育・知識普及計画

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の修得を図るとともに、町民に対し自主防災思想の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため次のとおり防災教育・知識の普及を行う。

第1 防災教育の推進

1 防災に従事する職員に対する教育

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる防災に従事する職員については、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次のとおり防災教育を実施する。

(1) 初動体制マニュアルの配布（庁内LANを利用した電子データの配布）

災害発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示したマニュアルを配布し周知を図る。

(2) 防災訓練の実施

応急活動を想定した訓練を実施する。

(3) 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修会及び講演会等を実施する。

2 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動（ホームルーム活動）や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、災害時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を実施する。また、防災に関する専門家や災害体験者の講演会等の実施に努める。

(2) 各教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震災害・風水害・その他災害等の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。また、児童生徒が防災を自分たちの問題として認識し、適切な判断・行動ができるよう、地域の防災点検や防災マップの作成等の体験学習を実施するよう努める。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時に、教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に、特に留意する事項について研修を実施し、その内容の周知徹底を図る。

3 社会教育

関係機関、団体等と連携して職場、一般家庭にある社会人を対象とした、講習会、防災訓練等を実施する。

4 事業所等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対し防災教育を実施していくことが必要である。

町は、講習会、防災訓練等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第2 防災知識の普及

防災に関する知識の内容及び普及方法については、以下のとおりとする。

1 防災知識の内容

- (1) 災害の種別、特性、一般知識
- (2) 災害対策基本法及び関係法の主旨
- (3) 風水害時における心得
- (4) 川島町地域防災計画の概要
- (5) 被害報告及び避難方法
- (6) 過去の災害の概要
- (7) 災害復旧等の生活確保に関する知識
- (8) 災害用伝言ダイヤル等の利用方法

2 防災知識の普及方法

- (1) 広報かわじま・防災パンフレット（洪水ハザードマップ）等の配布
- (2) 町ホームページへの記事掲載
- (3) ポスター・横断幕等の掲示
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 講習会、講演会等の実施

3 防災知識の普及における災害時要援護者等への配慮

防災知識の普及を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。その際、女性の参画促進に努める。

第3節 防災訓練計画

防災業務に従事する職員等の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて町民の防災意識の高揚を図るため各種訓練を実施する。

第1 訓練の種別

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 情報収集伝達訓練
- (5) 図上訓練
- (6) 町民、自主防災組織及び事業所等の訓練

第2 実施計画

1 水防訓練

川島町は、四囲を河川に囲まれており、水害への対応は重要な災害対策として位置づけられる。このため、洪水に対応した水防機関の水防工法の習熟と防災関係機関との連携を図ることを目的とする。

時期	主要訓練種目	実施場所	参加機関
5月 ～ 6月	竹とげ・杭ごしらえ・五徳縫い・木流し・ 表シート張り・月の輪・積土のう等	川島町囲堤 (毎年決定)	川島町・消防署・川島町水防 団・自主防災組織

2 消防訓練

消防組合は、地震災害・風水害・その他災害等を想定し、それぞれの業務に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

- (1) 参集、初動処置、情報収集伝達、資機材取扱い、通信運用その他必要な基本訓練
- (2) 部隊編成、部隊運用その他必要な図上訓練
- (3) 火災現場活動、救出救護活動その他必要な現場活動訓練

3 避難訓練

町は、避難勧告や立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て、訓練を実施する。

また、保育園、幼稚園、小中学校、病院及び社会福祉施設等は、災害時の幼児、児童生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応能力の比較的低い施設利用者の生命、身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

4 情報収集伝達訓練

各防災関係機関は、情報の収集、判断、伝達等、意思決定のための訓練を実施する。

5 図上訓練

大規模な災害が発生した場合、広域に被害を及ぼす恐れがあり、広域の防災関係機関が連携し、防災訓練を実施する必要がある。そのため、町及び防災関係機関は、状況判断能力、活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練を実施する。

6 町民、自主防災組織及び事業所等の訓練

災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日ごろから町民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要であり、町民、自主防災組織及び事業所等は、平常時から訓練を実施し、災害の行動を習熟する。

(1) 町民の訓練

町民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

(2) 自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関係防災機関との連携を図るため、町、消防署及び消防団等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、初期消火訓練、避難訓練、通報訓練、救出訓練、応急救護訓練及びそれらを組み合わせた防災訓練とする。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 事業所等の訓練

病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

第3 訓練の検証

訓練後は、意見交換、アンケート、協議等により訓練の評価及び検証を行う。また、これらの評価及び検証において得られた課題等については、地域防災計画の見直し資料とするとともに、次回の訓練計画に反映する。

第4節 災害情報収集・伝達体制の整備計画

大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。町及び防災関係機関が迅速かつ的確に災害対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

近年の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムの構築を図る。また、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

第1 情報収集伝達体制の整備

1 災害情報連絡体制の整備

(1) 災害情報ネットワークの構築

町は、災害対策本部、各避難所及び防災関係機関が、情報を迅速に収集・伝達するとともに、災害情報を共有化できる情報ネットワークの構築を進める。

(2) 防災関係機関との連携強化

町及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、FAX番号等）を相互に通知し、災害時における通信連絡が、夜間・休日を含め円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

(3) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、電話及びFAXを使用して行うよう体制の整備を図る。

また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用を図る。

(4) 通信訓練の実施

災害時には、参集した職員が通信設備の運用に不慣れなため通信不能となることも予想される。このため、町は平常時から職員に対し、通信訓練を実施するほか、運用に必要な無線資格の取得についても配慮し、災害時の適切な通信機器の運用に万全を期する。

2 被害情報の早期収集体制の整備

(1) 参集職員による情報収集

各配置場所へ参集する職員は、参集途上において可能な限り、被害状況その他災害情報の把握に努め、情報連絡班へ報告する。

(2) 自主防災組織等からの情報収集

災害発生直後に、地域的な災害情報の収集を混乱なく実施するため、自主防災組織の協力を得て情報収集体制の整備を図る。通信手段は電話等によるが、通信の途絶、輻輳等も考えられるので、今後他の通信手段についても検討する。

(3) ヘリコプターによる状況把握

町は、本田航空㈱と、災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定を締結しており、災害発生時には早期に高所から町内全域の被災状況を把握できるように、災害時の臨時ヘリポートの指定等を図る。

また、ヘリコプターによる情報収集を容易にするため、役場庁舎をはじめ、学校等の公共施設の屋上へのヘリサイン表示を推進する。

第2 情報通信施設の整備

災害予防の徹底と迅速・適切な災害応急対策を実施するため、防災行政無線をはじめ、種々の通信施設の整備を図る。

1 防災行政無線（固定系・移動系）の整備・強化

町民に対する防災情報の伝達の迅速化及び周知徹底のため、防災行政無線（固定系）を整備しているが、配置箇所を適宜検討し、必要に応じて設置箇所の増設や移設等を行う。

また、各拠点を結ぶ通信手段として、災害対策本部、指定避難所に防災行政無線（移動系）を配備する。

なお、既存の無線通信施設・機材等については、定期的に保守・整備を実施し、災害に対する即応体制を常時整えておく。

2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

気象庁からの緊急地震速報や内閣官房からの国民保護に関する情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備しており、防災行政無線（固定系）と連動し、緊急地震速報（本町で震度5弱以上の予測の場合）及び国民保護に関する情報が屋外拡声子局から放送されるよう設定されている。

3 衛星携帯電話の整備

町は、防災行政無線（移動系）基地局の設備破損や停電等による通信途絶に備え、通信衛星を利用した、災害時においても有効な衛星携帯電話の整備を計画的に行う。

4 情報発信システムの整備

平常時の防災情報の提供に加え、災害が発生した場合に、町ホームページ、ツイッターや登録型携帯メール等による情報発信手段の整備充実を図る。

5 県の情報通信施設の整備

県は、県全域の広域的な被害状況等を把握するため、次のシステムを整備及び導入を図ることとしており、町は、当該システムの整備及び導入に協力する。

- (1) 埼玉県防災情報システム
- (2) 震度情報ネットワークシステム及び地震被害予測システム
- (3) 防災行政無線システム（地上系、衛星系）
- (4) 防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像伝送システム
- (5) 県土整備部水防情報システム
- (6) 県土整備部静止画伝送システム
- (7) 気象庁や国土交通省等の各種災害情報システム
- (8) インターネット等を通じたパソコン通信システム

【資料編3-1「無線通信施設の現況」参照】

【資料編3-2「防災行政無線固定系屋外拡声子局設置場所一覧」参照】

第3 情報通信設備の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つため、次の安全対策を講じる。

1 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、バッテリー、断水時にも機能する自家発電設備及び可搬型電源装置等を確保しておく。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

2 設置場所の確保

災害情報システムのコンピューター等が設置される場所には、振動を緩和する免震床を設置するとともに水害に対する浸水対策をする。また、各種機器には転倒防止装置を施す。

3 システムのバックアップ

通信システムを多ルート化し、バックアップコンピューターを別の場所に設置するよう努める。特に、役場庁舎が損壊しても情報通信機能及び町が管理している住民基本台帳や税務資料などの重要情報が保持できるようなバックアップ体制を整備する。

第5節 水害予防計画

台風や豪雨等による河川・水路の増水等の水害予防対策を検討し、被害軽減を図る。

第1 水害予防

1 河川の整備

本町の周囲には、東を荒川、西を都幾川、越辺川、南を入間川、北を市野川が流れており、町内には安藤川、横塚川が流れている。これらの各河川の改修は、計画的に進められてきているが、更に国及び県に改修の促進を働きかける。

2 雨水整備

(1) 排水機場等の整備

雨水排水のための排水路、排水機場、排水ポンプ等の整備・改修を計画的に推進する。
町内の排水機場は、次のとおりである。

施設名	排水量	管理者
川島排水機場	30.0 m ³ /s	国土交通省荒川上流河川事務所
鳥羽井排水機場	6.5 m ³ /s	川島町土地改良区
八幡雨水排水機場	1.5 m ³ /s	川島町

(2) 下水道の整備

下水道施設の維持管理の充実に努め、浸水被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進する。

(3) 雨水流出抑制施設の整備

① 貯留施設の整備

雨水を一時的に貯留し、ゆっくり流出させるため、校庭や駐車場等を掘り下げたり、貯留槽を設置することを検討する。

② 浸透施設の整備

ア 雨水を地中に浸透させるため、浸透井や浸透ますなどの整備を推進する。

イ 道路や駐車場などに浸水性の舗装を行い、雨水を地中に浸透させる事業を推進する。

3 警戒・水防体制の強化

(1) 雨量及び水位の情報収集

雨量、水位及び被害状況等の災害関連情報を即座に処理、利用できる災害情報システムの整備を図る。

(2) 水防体制の強化

水害の軽減を図るため、町、水防団及び消防署等の水防体制の強化に努める。

(3) 水防活動用資機材の整備

水害時の応急活動に必要な資機材を整備し、その維持、管理に努める。

4 洪水ハザードマップの作成・配布

町は、国及び県の示した浸水想定区域を基に、町民にそれぞれの浸水状況を知らせ、水害にあっても被害を最小に止め得るような生活様式の確立、避難所、ルートを選定などを行うため、ハザードマップを作成し、配布する。

第6節 防災まちづくり計画

災害対策の基本的な方策は、町を災害に強い都市構造につくりかえることである。

そのためには、建築物の耐震不燃化、道路の整備拡幅、公園、広場等のオープンスペースの確保といった施策を推進することである。

第1 防災拠点施設の整備

災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を行うため、防災活動の拠点となる施設の整備を図る。

1 役場庁舎の整備

災害対策本部を設置する役場庁舎を防災対策の中核拠点と位置付け、町の統括的防災活動を担う。このため、役場庁舎の拠点機能を強化するため、耐震化を図り、災害情報の収集分析、災害情報及び応急復旧対策の伝達機能、非常用自家発電設備などを総合的かつ複合的に有する庁舎を整備する。

2 避難場所・避難道路

災害時において、まず、行政機関と町民が一体となって、浸水対策等の被害軽減に全力を尽くすことが重要である。しかし、被害が拡大し、生命に危険が及ぶような場合には、避難が必要となる。そのような事態に備えて、あらかじめ安全な場所や道路を確保し、避難の安全を図る。

第2 道路及び橋りょうの安全化

道路及び橋りょうは、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には避難救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。

道路及び橋りょうが、水害により浸水や破損した場合、避難や救出救護活動、水防活動、応急復旧活動に大きな支障をもたらすことが予想され、道路施設の安全化は極めて重要な課題である。

道路管理者は、側溝等の雨水排水施設の維持管理に努めるとともに、既設橋りょうの落橋・流失防止対策を進め、災害時の避難や救出救護等に支障のないように整備推進を図る。

第3 オープンスペースの確保

災害時において、市街地のなかに十分なオープンスペースを確保することは、避難者の安全確保となるほか、火災の延焼防止としての機能、救護活動、物資集積等の拠点としての利用、ヘリコプターの臨時離発着場として利用することができる。

このため、町では防災空地を兼ねた公園、児童遊園地等の確保に努める。

第4 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送道路の指定

町は、効率的な緊急輸送を行うため、埼玉県指定緊急輸送道路から災害応急対策上、最優先する以下の防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定する。

- (1) 役場庁舎
- (2) 指定避難所
- (3) あらかじめ定めた物資集積場所

2 緊急輸送道路及び沿線の整備

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進する。また、緊急輸送道路に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、平時から沿道のブロック塀、看板、歩道の路面状態について点検を行い、障害物の発生を少な

くするように努める。

3 応急復旧資機材の整備

町は、平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また、川島町建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

第5 建築物等の安全化

町は、公共建築物及び一般建築物について耐震及び不燃化と並行し、風水害時の被害軽減のために、浸水及び強風対策の促進に努める。

1 公共建築物の安全化

町が所管する防災上重要な公共建築物については、耐震性の向上を図るとともに、浸水及び強風対策の実施に努める。

2 一般建築物の安全化

一般建築物（所有者又は使用者が防災関係機関でない建築物）の所有者又は使用者は、浸水対策、落下対象物等の強風対策の実施に努める。

3 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備

被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定は、災害により被災した建築物及び宅地を調査し、建築物の倒壊や宅地の崩落の危険性について判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的としている。

(1) 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

町は、災害発生後の地震等による建築物の二次災害の防止のための判定や防災上重要な建築物の利用の可否等についての判定を行い、災害発生後の応急復旧が順調に行われるように被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

- ① 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録
- ② 被災建築物応急危険度判定体制及び支援体制の確立
- ③ 被災建築物応急危険度判定に関する普及、啓発
- ④ 被災建築物応急危険度判定のための資機材の確保

【資料編 1-10「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」参照】

(2) 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

町は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定士を確保する。

- ① 被災宅地危険度判定士の養成、登録
- ② 被災宅地危険度判定体制及び支援体制の確立
- ③ 被災宅地危険度判定に関する普及、啓発
- ④ 被災宅地危険度判定のための資機材の確保

【資料編 1-11「埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱」参照】

4 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、ブロック塀（レンガ塀、石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

(1) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について啓発を図るとともに、ブロック塀の点検方法及び補強方法等について知識の普及に努める。

(2) 生け垣の推進

町は、ブロック塀を設置している町民に対し、点検を行うよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては、改修及び生け垣化等を奨励する。

第6 ライフライン施設の安全化

生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、災害発生直後の応急対策を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要である。このため、町及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の整備を実施しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、相互協力関係の充実に努める。

第7 地盤沈下対策

地盤沈下を防止するために、地下水の揚水量を削減し、地盤沈下の進行を抑制する。

第8 危険物対策

1 危険物施設の応急措置

町、県及び消防機関は、災害時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講じるよう指導する。

(1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出し、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

(2) 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

(3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

(4) 災害発生時の応急活動

危険物による災害が発生したときは、消化剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

(5) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

(6) 従業員及び周辺地域住民への通報

災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第7節 避難予防計画

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営、及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて避難計画を策定する。

第1 避難計画の策定

町は、避難準備情報、避難勧告、避難指示等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定め、避難所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

1 町の避難計画

- (1) 避難の準備情報、勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難支援プランの作成
 - ① 災害時要援護者支援に係る全体計画
 - ② 災害時要援護者一人一人に対する個別計画
- (5) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ① 給水措置
 - ② 給食措置
 - ③ 毛布、寝具等の支給
 - ④ 衣料、生活必需品の支給
 - ⑤ 負傷者に対する応援救護
- (6) 避難所の管理・運営に関する事項
 - ① 管理・運営体制の確立
 - ② ボランティアの受入れ
 - ③ 避難収容中の秩序保持
 - ④ 避難民に対する災害情報の伝達
 - ⑤ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - ⑥ 避難民に対する各種相談業務
 - ⑦ 避難所運営マニュアルの整備
- (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ① 平常時における広報
 - ア 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行
 - イ 町ホームページへの掲載
 - ウ 町民に対する巡回指導
 - エ 防災訓練等
 - ② 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報

ウ 住民組織を通ずる広報

2 防災上重要な施設の避難計画

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上での、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難地の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (3) 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健衛生及び入院患者に対する実施方法等
- (4) 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、保健、衛生及び給食等の実施方法等
- (5) 工場、危険物保有施設においては、従業員、町民の安全確保のための避難方法、町、消防及び警察との連携等

3 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

(1) 防災体制の確立

① 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。また、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

② 防災組織

学校等において、防災組織の充実強化を図る。その際、防災関係機関との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

③ 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

④ 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

ア 日常点検の実施

職員室、調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

イ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

(2) 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動が取れるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日ごろから避難訓練を実施し園児、児童及び生徒に災害発生時の行動について周知しておく。

第2 避難所及び避難路の確保

1 避難所の整備

避難所は、集中豪雨等により河川はん濫の危険性が高まった地域の住民が安全を確保する場

所として、また、浸水被害による家屋の倒壊等により生活の場を失った被災者の避難生活の場として欠かすことのできないものである。

学校などの避難所の利用は、体育館などに限定して利用することが望ましいが、体育館だけでは収容しきれない避難者が避難してきた場合や避難所のなかには避難所自体が床上浸水し、避難所として利用できない施設が発生することもあることから、普通教室なども避難所として利用することを検討し、住民の安全確保に努める。

- (1) 町はあらかじめ避難所及び避難場所を指定し、町民に周知しておく。
- (2) 避難所の標識の整備を図る。また、設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて多言語による表記とするなど外国人へ配慮した整備に努める。
- (3) 指定避難所の建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- (4) 指定避難所には、備蓄倉庫を設置し、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- (5) 避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法を熟知しておく。

2 福祉避難所の指定

在宅の介護を必要とする寝たきりの高齢者、障がい者などの災害時要援護者に対する避難収容施設である福祉避難所について指定の促進を図る。

町では、民間社会福祉施設の5施設と協定を締結しており、その協定内容に基づき、事前の体制整備に努める。

【資料編 2-20 「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」参照】

3 一時集合場所の把握

一時集合場所（集会所等）は、地域の自主防災組織等が、防災活動を開始するための場所で、地域の住民が災害発生時に一時的に退避するための身近な避難場所としても機能を有する。そのため、町民は自らの一時集合場所を平常時から把握するよう努める。

4 隣接市町の避難所の利用

住民が緊急措置として隣接市町への避難が望ましい場合やその逆の場合について、それぞれの住民が円滑に避難できるよう隣接市町との間で避難所の相互利用などについて、事前に協議、確認しておく。

5 避難路の整備

安全な避難活動を実施するためには、避難所の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備、誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る。

第3 他都道府県からの避難者の受入れ

町は、大規模災害時において県から他都道府県からの避難者の受入れについて要請があった場合は、県と協議のうえ、公共施設の中から避難者を受入れる施設を選定する。

第8節 応急住宅対策計画

風水害による家屋の浸水、倒壊等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制整備を推進していく。

第1 応急仮設住宅の用地確保

1 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要となるため、応急仮設住宅適地の基準を次のとおり設定し、適切な用地選定を行う。

- (1) 飲料水が得やすい場所
- (2) 保健衛生上適当な場所
- (3) 交通の便を考慮した場所
- (4) 居住地域と隔離していない場所

2 応急仮設住宅の用地選定

町は、応急仮設住宅適地の基準に従い、公有地及び建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。

なお、私有地については、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

(1) 応急仮設住宅用地の候補地

名 称	住 所	面 積 (㎡)	備 考
川島町総合運動場	下八ッ林 930 番地	11,736	町有地
平成の森公園 多目的広場	下八ッ林 923 番地	16,840	〃
かわじま公園	かわじま 2 丁目 9 番	6,700	〃

※面積欄は、構造物部分等を除いた建設可能面積を記載した。

第2 応急措置等の指導、相談

町は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制を図るとともに、地震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための町民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第9節 救急救助・医療救護整備計画

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対処していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より災害直後の初期医療体制、傷病者の搬送先となる後方医療体制及び地域あるいは他市町村との医療応援体制について、十分な医療体制の整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

第1 救急救助

1 救急救助体制の整備

町及び消防局は、消防署、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び町民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するために、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(3) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

(4) 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備させておく。

第2 医療救護

1 初期医療体制の整備

(1) 救護班の編成

町救護班は、民生部保健医療班が担当し保健所の協力を得て編成する。

医師会医療救護班は、災害対策本部の要請によりあらかじめ定めてある編成表により編成する。

(2) 医療救護班の配備

初動医療体制は、避難所等に設置する応急救護所に医療救護班を派遣して対処する。

(3) 医薬品等の確保

町は、医薬品及び衛生材料等の備蓄に努めるとともに、町内の販売業者等と連携し、ラン

ニング備蓄の推進を図る。必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品等の供給要請を行うため、関係機関との協力体制の整備に努める

(4) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

町、消防局及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。

【資料編 3-3 「トリアージタグ」参照】

(5) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に行うため、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援する体制を整備する。

また、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

2 後方医療機関

応急救護所で手当てを受けた傷病者のうち、重傷者については、医療機関による医療が必要となる。そこで、医師会の協力のもと、救急告示病院を後方収容施設として指定し、整備を図る。

(1) 後方医療機関としての機能

- ① 既存入院患者などの治療の継続
- ② 災害による傷病者の受入れ
- ③ 救護班の派遣

(2) 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となるべき医療機関が医療機能を確保するために、各々の医療機関は、主に以下の防災措置について整備を図る。

- ① 医療施設等の耐震化及び不燃化
- ② 医薬品、救急救護資機材の備蓄及び配備
- ③ 水、食料の備蓄及び整備
- ④ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- ⑤ 医療要員の非常参集体制の整備
- ⑥ 救護班の編成
- ⑦ 傷病者の円滑な受入れ体制の整備

(3) 後方医療機関の受入れ状況等情報連絡体制の整備

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関等間における十分な情報連絡機能を確保するべく災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

3 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医療の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、広域的医療体制を得るための調整及び整備を図る。

(1) 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機材の調達等すべての医療救護面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網の整備を図る。

4 要援護者に対する医療対策

災害時、在宅の寝たきりの高齢者、障がい者、傷病者等の心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等の問題が生じる可能性がある。在宅療養者に関する情報の整備を図るととも

に巡回健康相談等を実施する体制の整備を図る。

第3 医療救護資機材・医薬品の供給体制の整備

災害時に、救護班が使用する医療救護資機材、医薬品等や医療機関で不足する医薬品等の供給体制の整備を図る。

1 医療救護資機材・医薬品の備蓄並びに調達

町は、災害時に救護班が使用する医療救護資機材、医薬品等を備蓄並びに調達する体制を、比企医師会等関係機関と協議のうえ整備を図る。

2 医療救護資機材・医薬品の調達体制の整備

町は、災害時の医療救護資機材、医薬品等を確保するため、医薬品卸売業者等と医療救護資機材、医薬品の調達に関する協定を締結し、調達体制の整備を図る。

第10節 物資及び資機材等の備蓄計画

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。なお、本町は大規模水害時には町全域が浸水するおそれがあり、河川別浸水想定区域内の要避難人口は、最大でほぼ全ての町民となるが、避難者数の想定は、困難である。このため、備蓄物資の数量等については、震災対策計画を準用する。

なお、食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、乳幼児、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に配慮した品目を補充していく。また、本町は県内有数の米の産地であることから、各家庭で米を備蓄しておくよう啓発を図る。

第1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄計画の策定

町は、被害想定等に基づき、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておく。

2 食料の備蓄

(1) 食料給与対象者

災害時の食料給与対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

(2) 目標数量

- ① 備蓄品目及び数量の目標値は、震災対策計画で定めた地震被害想定（東京湾北部地震）による最大避難者約3,200人の概ね3日分に相当する量を目標とし、内訳は次のとおりとする。

なお、町は、町民に対して、各々1日分の居宅での備蓄をするよう啓発を行う。

供給対象者	県	町	町民	合計
避難者	1日分	1日分	1日分	3日分
災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	———	3日分

② 町の備蓄目標数量

項目	避難者	災害時救助従事者	合計
供給対象者	3,200人	300人	3,500人
供給数 1人/日	3食	3食	———
備蓄目標数量	(1日分) 9,600食	(1.5日分) 1,350食	10,950食

③ 備蓄品目

- ア 主食品・・・・・・・・・・・・・アルファ米、乾パン、パンの缶詰、クラッカー等
- イ 乳児食・・・・・・・・・・・・・粉ミルク、離乳食等
- ウ 災害時要援護者向けの食品・・・おかゆ、減塩食品等
- エ その他の食品・・・・・・・・・・・・・缶詰、レトルト食品、カップ麺等

④ 備蓄場所

- ア 役場庁舎
- イ 町防災倉庫
- ウ 川島町民会館倉庫
- エ 指定避難所

⑤ 災害時要援護者への配慮

乳幼児や高齢者や障がい者等の災害時要援護者の健康状態には、特別の配慮が必要であるため、町は、口への入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、アレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるようにする。

(3) 食料の調達体制の整備

町は、農業協同組合、大手スーパー、その他町内販売業者及び製造業者と物資調達に関する協定を結び、供給体制の整備に努める。

(4) 食料の輸送体制の整備

町は、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、町の集積地までの輸送に関して、業者と協定を締結しておく。

(5) 県への調達要請

知事に対し、米穀等の供給について、要請できるよう体制を整備しておく。

また、県中央防災基地から備蓄品を必要に応じ調達する。

第2 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、被害想定等に基づき、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

2 生活必需品の備蓄

(1) 生活必需品給与対象者

災害時の生活必需品給与対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 目標数量

備蓄品目及び数量の目標値は、震災対策計画で定めた地震被害想定（東京湾北部地震）による最大避難者約3, 200人分に相当する量为目标とする。

① 備蓄品目

町民の基本的な生活を確保する上に必要な生活必需品の他、避難所での生活が被災者に心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。

特に、乳児や高齢者等の災害時要援護者及び女性にも配慮した物資等についても備蓄していく。

- ア 寝具（毛布等）
- イ 衣料品（下着、作業着、タオル等）
- ウ 日用品
- エ 衛生用品

オ 災害時要援護者向け用品

② 備蓄場所

ア 役場庁舎

イ 町防災倉庫

ウ 川島町民会館倉庫

エ 指定避難所

(3) 生活必需品の調達体制の整備

町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者との物資調達に関する契約及び協定の締結に努める。

(4) 生活必需品の輸送体制の整備

町は、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、町の集積地までの輸送に関して、業者と協定を締結しておく。

(5) 県への調達要請

知事に対し、生活必需品の供給について、要請できるよう体制を整備する。

また、県中央防災基地から備蓄品を必要に応じ調達する。

第3 給水体制の整備

1 行政備蓄

(1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

(2) 目標給水量

備蓄数量の目標値は、震災対策計画で定めた地震被害想定（東京湾北部地震）による最大断水人口約12,000人分と想定し、被災後の時間経過に伴って次の数量を目標とする。

災害発生からの期間	目標数量	水量の根拠
災害発生から3日	30ℓ/人・日	生命維持に最小限必要な水量
4日から10日	200ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から15日	1000ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
16日から21日	2500ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(3) 応急給水資機材の備蓄

①備蓄品目

ア 給水車

イ 給水タンク

ウ ウォーターバルーン

エ 非常用飲料水袋

オ 保存水（ペットボトル水）

② 備蓄場所

ア 役場庁舎

イ 水道庁舎

ウ 町防災倉庫

(4) 飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸による給水

給水拠点による給水は、給水車、給水タンクによるほか、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸を利用して行う。

飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸は、周辺地域及び避難所での給水に用いるほか、補完的飲料水として利用するもので計画的に整備を図る。

(5) 検水体制の整備

町は、井戸、プール、防火水槽、ため池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

2 個人備蓄

被災した町民への給水は、拠点を定め、町が行うが、一般家庭、事業所においても、普段から備蓄し、災害時に最低限の生活用水を自分で確保できるよう平素から啓発する。

また、町民や川島町土地改良区が所有する井戸で、災害時に開放できるものについて、防災井戸としての指定を検討し、町民の生活水の確保を図る。

第4 防災用資機材等の備蓄

発災直後から、防災用資機材を用いた救助活動を行う必要があるため、資機材を計画的に備蓄するほか、町内業者の協力を得て確保する。

備蓄の目標数量については、各避難所の収容人員の計画値等を考慮し、備蓄に努める。

(1) 備蓄品目

- ① 浄水器
- ② 仮設トイレ（マンホールトイレ含む）
- ③ 移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）
- ④ 救助用資機材（ボート、ライフジャケット、バール、ジャッキ、のこぎり等）
- ⑤ 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- ⑥ 発電機
- ⑦ 投光機
- ⑧ 炊飯用具
- ⑨ テント
- ⑩ 水中ポンプ
- ⑪ エンジンポンプ

(2) 備蓄場所

防災用資機材は、即確保できるよう分散配置し、次の備蓄場所に加え、自主防災組織や行政区単位で備蓄場所を整備していく。

- ① 役場庁舎
- ② 町防災倉庫
- ③ 中山防災倉庫
- ④ 指定避難所

第5 石油類燃料の調達・確保

町は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から協定を締結している石油販売業者と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

【資料編 2-19 「災害時等における物資の供給に関する協定書」参照】

第6 災害備蓄庫等の整備

町は、食料、生活必需品、飲料水及び防災用資機材を備蓄する災害備蓄庫を整備しているが、地域の活動拠点となる指定避難所等にも災害備蓄庫及び備蓄品保管室等を計画的に整備する。

第11節 災害時要援護者安全確保体制整備計画

近年の災害をみると、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（以下「災害時要援護者」という。）が災害発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢化社会、国際化社会に対応し、災害時要援護者等の防災対策を積極的に推進していくとともに、情報伝達や避難誘導等を円滑に行うための災害時要援護者避難支援プランを作成する。

第1 社会福祉施設等入所者の対策

1 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

3 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常用等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

4 施設間の相互支援システムの確立

町及び県は、施設管理者と協力し、施設が被害を受けて使用できない場合の対応として、入所者の他の施設へ一時的避難や職員が応援するなど地域内の施設が相互に応援できるシステムを確立する。

5 被災した在宅災害時要援護者の受入れ体制の整備

施設管理者は、災害時に通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の災害時要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

町は、町内の社会福祉施設5施設と災害時要援護者の受け入れに関する協定を締結しているが、今後も福祉避難所の設置に向けた協定締結先の拡大や内容の見直しを図る。

6 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等の備蓄をしておく。

- (1) 非常用食料（高齢者食等の特別食を含む） 3日分
- (2) 飲料水 3日分
- (3) 常備薬 3日分
- (4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等） 3日分
- (5) 照明器具

(6) 熱源

(7) 移送用具 (担架、ストレッチャー等)

7 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

8 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に対する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等と合同防災訓練を実施する。

9 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から近隣の自治会やボランティア団体と連携を図っておく。

第2 在宅の災害時要援護者の対策

1 在宅の災害時要援護者の把握

町は、在宅の高齢者や障がい者等の災害時要援護者の「防災カード」あるいは「要援護者マップ」等を作成し、所在、緊急連絡先等を把握しておく。

2 緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

3 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、災害時要援護者を考慮した防災基盤の整備を促進する。

4 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、高齢者や障がい者（知的、精神、聴覚、視覚）等への災害情報の伝達を効果的に行うための設備、災害時要援護者等を考慮した生活救護物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所運営マニュアルを策定する。

5 防災カードの普及

町は、高齢者や障がい者等の災害時要援護者への効果的な救援・援護を行うため、災害時要援護者が援助を必要としている内容がわかる防災カードを普及させる。

6 防災教育及び訓練の実施

町は、防災に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、チラシの配布などを行う。

また、防災訓練への参加を呼びかけ、実施訓練を体験させるとともに、町民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。

7 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町は、避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者が速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設との連携を図っておく。

(3) ふれあいネットワーク等の活用

町は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などのふれあい（見守り）ネットワークや手話通訳等の協力を得て、災害時におけるきめ細やかな支援体制を確立しておく。

8 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの各種相談に的確に対応できるよう、平常時から支援体制の整備に努める。

第3 外国人への対策

1 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

2 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレット等により、防災知識の普及・啓発に努める。

3 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

4 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第12節 文教対策計画

災害時における、幼児、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期する。また、貴重な文化財を災害から保護するため、所有者又は管理者の協力を得て、災害の予防と保護を図る。

第1 学校の災害対策

1 町の対策

- (1) 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するため応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- (2) 教材用品の調達及び配給の方法については、町教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておく。

2 学校長の対策

- (1) 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法など明確な計画を立てる。
- (2) 校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。
 - ① 町の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
 - ② 児童生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
 - ③ 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
 - ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
 - ⑤ 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

第2 文化財の災害予防対策

- (1) 防火体制並びに防火施設の強化
- (2) 火気使用の制限
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 町民に対して文化財の保護についての啓発

【資料編3-4「文化財の現況」参照】

第13節 遺体の埋・火葬対策計画

災害によって亡くなった方の遺体については、速やかに搬送し、埋・火葬に必要な処置を行う。そのために必要な遺体の埋・火葬体制の整備を図る。

第1 事前対策

町は、災害時に棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えてあらかじめ関係業者あるいは他市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

【資料編 2-21 「災害時における遺体の収容等に関する協定書」参照】

第14節 防疫対策計画

災害によって発生する感染症のまん延を防ぐため、被災地における防疫活動を実施する。そのために必要な防疫体制の整備を図る。

第1 防疫活動組織の整備

町は、被害の程度に応じ迅速適切に防疫活動ができるよう動員計画及び必要な資機材の確保計画を策定する。また、県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制の整備を図る。

第2 防疫用資機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用資機材の確保計画に基づき、必要な資機材を備蓄及び調達する。

第15節 調査研究

防災研究となる過去の災害記録、公共施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、必要に応じて活用できるよう努める。

第1 調査研究事項

調査研究事項は、次のとおりである。

- (1) 災害想定
- (2) 本町風水害の特質と最近の傾向
- (3) 危険地区の実態把握と被害想定
- (4) 災害情報の収取伝達に関する総合的システム
(避難情報の発令・伝達方法等)

第2 研究成果の活用

町は、風水害に関する調査研究等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

第 3 章 風水害応急対策計画

第 1 節 配備・動員計画

町内で災害が発生し又は災害が発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ協力を推進するため、法令及び川島町地域防災計画並びに関係機関の防災に関する計画に定めるところにより、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力する。

第 1 配備・動員体制

1 体制の種別及び配備区分

風水害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分

(1) 災害対策本部を設置しないで、通常組織をもって警戒にあたる体制

配備区分	風水害等発生時の配備基準	活 動 内 容
準備体制	<ul style="list-style-type: none">・暴風、大雨、洪水等の気象警報が発表され、災害が発生すると予想される場合・水防警報が発表された場合・その他、町長が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none">・主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
警戒体制	<ul style="list-style-type: none">・小規模の災害が発生した場合・その他、町長が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none">・必要な応急措置をする体制・情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制

(2) 災害対策本部を設置して、災害対策活動を推進する体制

配備区分	風水害等発生時の配備基準	活 動 内 容
緊急体制	<ul style="list-style-type: none">・複数箇所で被害が発生した場合・大規模な災害の発生が予測される場合（町に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）・その他、町長が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none">・必要な応急措置をする体制・災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制	<ul style="list-style-type: none">・大規模な災害や広範囲の被害が発生したとき又予想される場合 （多数の市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）・その他、町長が必要と認めた場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

2 配備体制の決定

総務課長が町長の指示を受けて行う。

なお、町長が不在の場合は、次の順位による。

第 1 位 副町長

第 2 位 教育長

3 職員の動員体制

災害時における職員の動員は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間内

勤務時間内における職員の動員は、総括班が配備体制を庁内放送等で周知し、あらかじめ定められた動員基準により各部長、副部長が行う。

(2) 勤務時間外

勤務時間外における職員の動員は、配備体制の決定と同時に動員基準に基づき各課連絡網により総括班が行う。

激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、テレビやラジオ等による情報や周囲の状況から被害状況の把握に努め、職員自らの判断により、所属の課所に参集する。

(3) 出動職員の把握

班長は、班内の職員の出動状況を取りまとめ、職員班に報告する。

(4) 職員の配備

職員の配備にあたっては、災害の長期化した場合に備え、交代要員及び交代時期をあらかじめ定めておく。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合、知事の指揮を受け、災害救助法に基づく救助事務を補助する。この場合における町の救助体制については、県の指導に基づきあらかじめ救助体制を定めておく。

3 職員の非常心得

(1) 職員はあらかじめ定められた配備体制、動員基準、参集場所及び分掌事務を十分に習熟しておくこと。

(2) 非常の際、夜間・休日等であっても、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。

(3) 各部の部長、副部長及び班長は、常に職員動員名簿を整理し、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるよう体制を整えておくこと。

(4) 災害のため、緊急に参集する際の服装は、活動に適したものとし、食料その他活動に必要な物を携行すること。

(5) 参集途上において、可能な限り周囲の被害状況及び災害情報の把握に努め、参集途上状況報告書により所属の班長に報告すること。

(6) 自らの言動によって町民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

第2 災害対策本部の設置及び閉鎖

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、この計画及び川島町災害対策本部条例に基づき、川島町災害対策本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 複数箇所で被害が発生した場合
- (2) 大規模な災害や広範囲にわたる被害が発生したとき又は予想される場合
- (3) 堤防の破堤のおそれがある場合
- (4) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生又は発生が予想される場合
- (5) その他町長が必要と認めた場合

2 設置場所

本部は、本庁舎内に置き、正面玄関に「川島町災害対策本部」の表示をする。

なお、本庁舎が使用できない場合は、保健センター・コミュニティセンターを使用する。

3 実施責任者

災害対策本部長は町長とし、町長が不在の場合は、次の順位による。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

4 閉鎖基準

災害対策本部長は、災害の拡大するおそれが解消し又は応急対策若しくは応急復旧対策がおおむね完了したときは、本部を閉鎖する。

5 本部設置及び閉鎖の通知

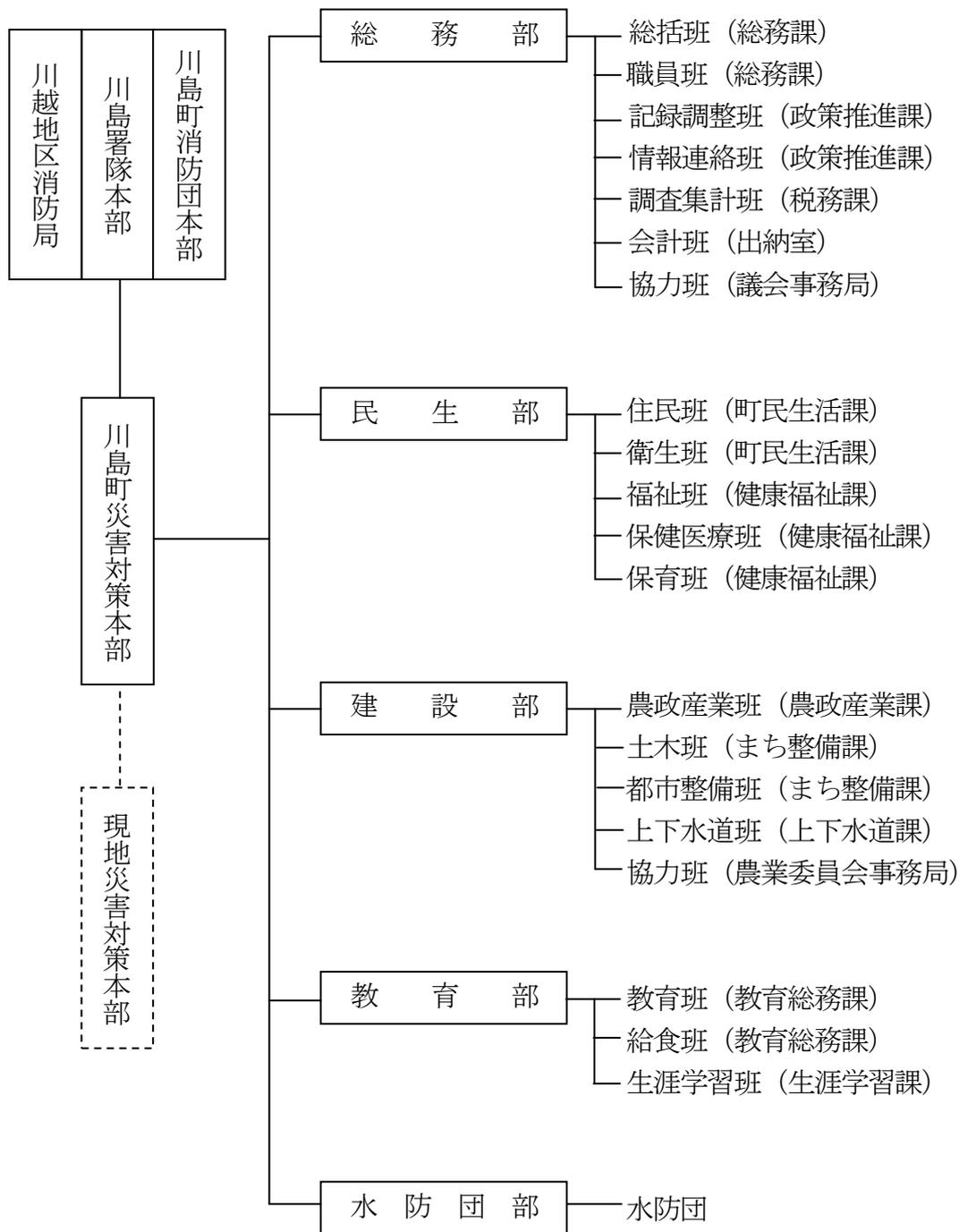
災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、電話等により次の機関等に通知する。

- (1) 埼玉県知事
- (2) 防災会議委員
- (3) その他必要と定める機関の長

第3 災害対策本部の組織・運営

1 災害対策本部の機構

災害対策本部の機構は、次のとおりとする。



2 災害対策本部の組織

(1) 本部会議

本部長は、町の災害対策の総合的な基本方針を決定するため、必要に応じて本部会議を開催する。

① 災害対策本部の構成等

職 名	担 当 者 名	分 掌 事 務
災害対策本部長	町長	本部の事務を総括し、職員の指揮監督をする。
災害対策副本部長	副町長 教育長	本部長を助け、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
災害対策本部員	政策推進課長 総務課長 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 農政産業課長 まち整備課長 上下水道課長 会計管理者 教育総務課長 生涯学習課長 議会事務局長 川島消防署長 消(水)防団長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、各部の指揮をとり、また、必要に応じ現地におもむき指揮監督を行う。
本部付	総務課主幹 総務課主査	各部との連絡並びに各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を収集する等の事務に従事する。

② 所掌事務

- ア 本部の非常配備体制に関すること。
- イ 避難の勧告又は指示に関すること。
- ウ 国、県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関すること。
- エ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- オ 災害救助法の適用申請に関すること。
- カ 埼玉県災害対策本部との連絡調整に関すること。
- キ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ク その他重要な災害対策に関すること。

③ 災害対策本部に用意すべき備品等

- ・職員名簿 ・有線電話及びファックス ・防災行政無線、消防無線
- ・衛星携帯電話 ・パソコン、LANケーブル ・掲示板（ホワイトボード）
- ・防災関係機関一覧表 ・テレビ、ラジオ ・筆記用具等事務用品
- ・懐中電灯 ・住宅地図、白図

(2) 部・班の組織及び分掌事務

本部の各部・班の組織及び分掌事務は、次表に示すとおりである。ただし、本部長及び各部長は、部・班を弾力的に運用できる。

- ① 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本部の任務分担にかかわらず部・班を重点的に配置換えすることができる。
- ② 本部長は、災害の規模及び被害を予測し、随時各部を出動させることができる。
- ③ 各部長は、災害規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表任務分担にかかわらず、部内班を配置換えすることができる。
- ④ 本部長は、必要があると認めるときは、本表の部、班の他に部・班を設置することができる。
- ⑤ 本部長は、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

(3) 部・班の組織

職務名	担当者	職務名	担当者
総務部長 〃 副部長 〃 副部長 〃 副部長 〃 副部長	総務課長	総括班長	総務課主幹
	政策推進課長	職員班長	総務課主幹
	税務課長	記録調整班長	秘書室長
	会計管理者	情報連絡班長	政策推進課主幹
	議会事務局長	調査集計班長	税務課主幹
		会計班長	出納室主査
		協力班	議会事務局員
民生部長 〃 副部長	町民生活課長	住民班長	町民生活課主幹
	健康福祉課長	衛生班長	町民生活課主幹
		福祉班長	健康福祉課主幹
		保健医療班長	健康福祉課主幹
		保育班長	保育園長
建設部長 〃 副部長 〃 副部長	まち整備課長	農政産業班長	農政産業課主幹
	農政産業課長	土木班長	まち整備課主幹
	上下水道課長	都市整備班長	まち整備課主幹
		上下水道班長	上下水道課主幹
		協力班	農業委員会事務局次長
教育部長 〃 副部長	教育総務課長	教育班長	教育総務課主幹
	生涯学習課長	給食班長	学校給食センター所長
		生涯学習班長	生涯学習課主幹
水防団部長	水防団長	水防団班長	各分団長

(4) 各部・班の分掌事務

部名	班名	分掌事務
総務部	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の開設、閉鎖に関すること。 2. 本部会議に関すること。 3. 本部の庶務に関すること。 4. 配備体制に関すること。 5. 災害状況及び応急対策の総括に関すること。 6. 地震情報及び気象情報の収集伝達に関すること。 7. 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 8. 県、市町村及び防災関係機関への協力及び応援要請に関すること。 9. 自衛隊の災害派遣に関すること。 10. 防災行政無線に関すること。 11. 避難勧告、指示等に関すること。 12. 県災害対策本部への報告に関すること。 13. 災害救助法の適用に関すること。 14. 警戒区域の設定に関すること。 15. 水防に関すること。 16. 全般的指揮、命令に関すること。 17. その他、他の部に属さないこと。 ※ 総括班は、情報連絡班を兼務する。
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の招集に関すること。 2. 派遣職員及び被派遣職員の扱いに関すること。 3. 職員の安否確認及び被災状況の把握に関すること。 4. 職員の公務災害に関すること。 5. 職員の健康管理に関すること。 6. 職員の給与等に関すること。 7. その他職員に関すること。
	記録調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長・副本部長の秘書、渉外に関すること。 2. 陳情、見舞等の応接に関すること。 3. 災害情報等の町民に対する広報に関すること。 4. 報道機関に対する発表に関すること。 5. 報道機関との連絡及び相互協力に関すること。 6. 被災者に対する広聴活動に関すること。 7. 帰宅困難者への啓発・情報提供に関すること。 8. 災害の記録に関すること。 9. その他記録、調整に関すること。
	情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部指令の各部・各班への伝達に関すること。 2. 現地本部との連絡に関すること。 3. 各部・各班との連絡調整に関すること。 4. 災害情報の収集及び整理に関すること。 5. 庁舎及び町有財産の被害状況の調査、記録、報告に関すること。 6. 庁舎及び町有財産の応急対策及び復旧に関すること。 7. ライフライン被害情報の収集及び応急対策に関すること。 8. 車両の配車、管理に関すること。 9. 災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 10. 電子計算機の被害調査及び復旧に関すること。 11. 庁内LAN及びL GWANの被害調査及び復旧に関すること。 12. その他情報連絡に関すること。
	調査集計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋等の被害調査、とりまとめに関すること。 2. 災証明の発行事務に関すること。 3. 税の徴収猶予、減免等に関すること。 4. その他税務に関すること。
会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害経費の出納に関すること。 2. その他会計に関すること。 	

部名	班名	分掌事務
総務部	協力班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議会に関すること。 2. 総務部内の応援に関すること。
民生部	住民班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害の調査、記録に関すること。 2. 安否情報の収集、提供に関すること。 3. 行方不明者の捜索に関すること。 4. 遺体の処理、埋火葬の手続きに関すること。 5. 各種証明書（り災証明書除く）の発行に関すること。 6. 各種相談に関すること。 7. 福祉班の応援に関すること。 8. その他住民に関すること。
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防疫活動（消毒、清掃、そ族昆虫駆除等）に関すること。 2. 動物愛護に関すること。 3. 仮設トイレの設置に関すること。 4. 被災地域のし尿に関すること。 5. 被災地域のゴミ収集、運搬及び処分に関すること。 6. 収集手数料の減免に関すること。 7. 環境センターの被害状況の調査、記録、報告に関すること。 8. 環境センターの応急対策及び復旧に関すること。 9. 災害廃棄物の処理に関すること。 10. 災害廃棄物一時収集場所の確保に関すること。 11. その他衛生に関すること。
	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設及び運営に関すること 2. 避難住民収容状況の確認、報告に関すること。 3. 災害時要援護者の安否確認及び支援に関すること。 4. 社会福祉施設等の被害状況の調査及び報告に関すること。 5. 社会福祉施設等の応急対策に関すること。 6. 日赤及び社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 7. 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 8. 災害ボランティアに関すること。 9. 救援物資及び義援金の受領、管理、配分に関すること。 10. 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の支給に関すること。 11. 被災者生活再建支援金の受付に関すること。 12. その他福祉に関すること
	保健医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護所の設置に関すること。 2. 病院、診療所等の被害状況の調査及び報告に関すること。 3. 医師会、医療機関との連絡調整及び応援要請に関すること。 4. 保健所との連絡調整に関すること。 5. 医薬品等の調達に関すること。 6. 防疫及び保健衛生に関すること。 7. 保健センターの応急対策に関すること。 8. その他保健医療に関すること。
	保育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育園児の安全確保に関すること。 2. 保育園施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること。 3. 応急保育に関すること。 4. 福祉班の応援に関すること。 5. その他保育に関すること。
建設部	農政産業班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林関係被害の調査、記録、報告に関すること。 2. 農業関係団体との連絡調整に関すること。 3. 農業災害融資に関すること。 4. 商工業関係被害の調査、記録、報告に関すること。 5. 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 6. 商工業災害融資に関すること。 7. 食料及び生活必需品の調達、輸送に関すること。

部名	班名	分掌事務
建設部	農政産業班	<ul style="list-style-type: none"> 8. 土地改良区との連絡調整に関すること。 9. その他農政産業に関すること。
	土木班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋りょう、河川等の被害状況の調査、記録、報告に関すること。 2. 道路、橋りょう、河川等の応急対策及び復旧に関すること。 3. 道路、橋りょう等の交通規制に関すること。 3. 災害復旧労力の確保に関すること。 4. 災害復旧用資材の確保に関すること。 5. 障害物等の除去に関すること。 6. 土木建設業者との連絡調整及び協力要請に関すること。 7. その他土木に関すること。
	都市整備班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 公園施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること。 2. 公園施設の提供及び保全に関すること。 3. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 4. 応急仮設住宅用地の確保に関すること。 5. 応急仮設住宅の建設に関すること。 6. 応急仮設住宅への入居及び管理に関すること。 7. 被災者の住宅相談に関すること。 8. 被災住宅の応急修理に関すること。 9. その他都市整備に関すること。
	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 被災者への応急給水に関すること。 2. 災害時の水源確保に関すること。 3. 応急給水の広報に関すること。 4. 上下水道施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること。 5. 上下水道施設の復旧に関すること。 6. 下水道の排水保持に関すること。 7. 八幡雨水排水機場に関すること。 8. その他上下水道に関すること。
	協力班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 建設部内の応援に関すること。
教育部	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童生徒の安全確保に関すること。 2. 児童生徒及び教職員の被災状況の把握及び報告に関すること。 3. 学校教育関係の情報収集及び報告に関すること。 4. 学校教育施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること。 5. 学校教育施設の応急対策及び復旧に関すること。 6. 避難所としての学校施設の開放に関すること。 7. 応急教育に関すること。 8. 教材、学用品の確保及び支給に関すること。 9. 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関すること。 10. その他学校教育に関すること。
	給食班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害現場及び被災者への炊出しに関すること。 2. 学校給食センターの被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3. 農政産業班（食料及び物資調達）との連絡調整に関すること。 4. 教育部内の応援に関すること。
	生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 文化財の被害調査及び保護に関すること。 2. 社会教育施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること。 3. 社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること。 4. 避難所としての社会教育施設の開放に関すること。 5. 外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 6. 関係諸団体との連絡調整に関すること。 7. その他生涯学習に関すること。

(5) 川越地区消防局の所掌する事務分担

① 警防本部

部		本部班長	構成課	分 掌 事 務
警防本部長 (消防局長)	副本部長 (次長)	警防班長 (警防課長)	警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警防本部の設置に関する事。 2. 警防本部の総合調整に関する事。 3. 警防対策に関する事。 4. 消防活動用資器材の調達に関する事。 5. 応援協定等に基づく消防部隊の応援要請に関する事。 6. 応援消防部隊の運用等に関する事。 7. 避難勧告の決定に関する事。 8. 警防行動の記録に関する事。
		救急班長 (救急課長)	救急課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救急対策に関する事。 2. 医療機関との連絡調整に関する事。 3. 救急活動用資器材の確保に関する事。 4. 応急救護所の運用に関する事。 5. 負傷者等の収容状況の把握に関する事。
		総務班長 (総務課長)	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事者、議会、国、県等との連絡調整に関する事。 2. 災害対策本部との連絡調整に関する事。 3. 燃料、食料その他の必要物資の確保及び配分に関する事。 4. 庁舎等施設の保全に関する事。 5. 職員の動員及び参集状況の把握に関する事。 6. 消防団の事務に関する事。
		予防班長 (予防課長)	予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集及び集計に関する事。 2. 災害現場、報道機関等に対する広報に関する事。 3. 避難誘導に関する事。 4. 災害の予防措置に関する事。 5. 災害状況の調査及び分析に関する事。 6. 危険物施設等の災害予防措置に関する事。
		指揮統制班長 (指揮統制課長)	指揮統制課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警防本部からの命令の伝達に関する事。 2. 消防部隊の指揮統括に関する事。 3. 災害情報の収集、記録及び連絡に関する事。 4. 関係機関への連絡に関する事。 5. 通信機能の掌握及び通信体制の確立に関する事。 6. 消防通信の統制及び運用に関する事。 7. 気象情報の収集及び伝達に関する事。 8. 災害現場との通信及び記録に関する事。 9. 原因調査に関する事。

② 署隊本部

部		署隊班長	構成課	分 掌 事 務
署隊本部長 (消防署長)	副本部長 (副署長)	署統括班長 (消防課長)	消防課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 署隊本部の総合調整に関する事。 2. 署隊本部からの命令の伝達に関する事。 3. 災害情報の収集、整理及び連絡に関する事。 4. 消防活動状況の把握に関する事。 5. 職員の動員及び参集状況の把握に関する事。 6. 活動用資器材の調達に関する事。 7. 燃料、食料その他の必要物資の確保及び配分に関する事。 8. 庁舎等施設の保全に関する事。
		消防班長 (警備課長)	警備課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防部隊の運用及び指揮統制に関する事。 2. 消防活動の実施に関する事。 3. 災害情報収集及び状況調査に関する事。 4. 庁舎等施設の保全に関する事。 5. 応急救護所の開設及び運用に関する事。

③ 消(水)防団本部

部	副本部長	本部班長	分 掌 事 務
消(水)防団本部長 (消(水)防団長)	副団長	各消(水)防 分団長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災防ぎょ活動、水防活動、救急活動及び救助活動に関する事。 2. 災害の情報収集、状況調査に関する事。

3 体制の種別及び配備区分に基づく動員基準

(1) 災害応急対策を実施するため、次表により動員を行う。

組織の部局	課名	準備体制	初動体制	緊急体制	非常体制
総務部	政策推進課	7	2	5	全員
	総務課		5	6	〃
	税務課		2	4	〃
	出納室			1	〃
	議会事務局			1	〃
民生部	町民生活課	2	1	4	〃
	健康福祉課		2	4	〃
建設部	農政産業課	3	2	3	〃
	まち整備課		5	7	〃
	上下水道課		1	3	〃
	農業委員会事務局			1	〃
教育部	教育総務課			2	〃
	学校給食センター			1	〃
	生涯学習課			2	〃
排水機場操作班（八幡・鳥羽井）		3	3	3	3
水防団部	水防団	3	33	33	全員
合計		8	56	80	全員

※上記を基準に各部長及び副部長（課長職）は、必要に応じ職員を動員し対応する。

※川越地区消防局の配備区分及び動員基準については、別に定めた非常配備体制実施要領に基づく。

第2節 応急活動計画

災害時における応急活動は次のとおりとする。

第1 職員の警戒・応急対策活動

台風等の接近により風水害が予想される場合、町は警戒活動を実施し災害情報の収集を図る。また、被害が発生した場合、迅速な応急対策活動により被害の軽減及び拡大防止に努める。

1 気象情報等の収集

台風の接近等により風水害の発生が予想される場合、雨量等の気象情報及び河川水位等の必要な情報を収集する。

2 現地活動

- (1) 風水害の発生するおそれがある場合、重要水防箇所へ出動し、河川の水位や被害情報等の収集にあたる。
- (2) 住家への浸水等の被害が発生したとき又は発生するおそれがある場合、消（水）防団、地域住民の協力のもと、水中ポンプ及び積土のう等により被害の拡大防止を図る。
- (3) 避難の勧告等が発せられた場合、警察及び消防の協力を得て、避難者を避難所へ誘導する。

3 被害情報の収集

警察、消防及びその他防災関係機関と緊密な連携を図り、河川被害、道路被害、住家被害及び人的被害など応急対策活動に必要な情報、自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

4 災害対策本部の設置

町長は、町内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合、本計画及び川島町災害対策本部条例に基づき、その必要を認めるとき、川島町災害対策本部を設置する。

5 避難所の開設

避難所担当職員は、総括班の指示により、避難所の開設準備を実施するとともに、救護、避難所近隣の被害状況の把握及び災害対策本部への報告並びに町民への情報伝達を実施する。

6 応援の要請

町長は、被害情報等から必要と認められた場合は、速やかに埼玉県に応援を要請するとともに、相互応援協定を締結している市町村に応援を要請する。

7 自衛隊災害派遣の要請

町長は、被害情報等から、自衛隊の災害派遣が必要であると判断した場合、速やかに知事へ自衛隊の派遣を要請する。また、知事に要請することができない場合は、その旨と災害の状況を自衛隊に通知する。

第2 防災関係機関の活動体制

1 責務

町の地域に災害が発生し又は発生しようとしている時は、各防災関係機関は、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町が実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

2 活動体制

各防災関係機関は、その責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、活動体制及び基準を定めておく。

3 相互協力体制

災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合、町及び各防災関係機関は、あらかじめ定める所掌事務又は業務にしたがって、応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求め、災害対策の円滑な実施を期する。

(1) 埼玉県との相互協力（本章第3節参照）

- ① 町は平素から県と災害対策に必要な連絡を密にし、一層の連絡強化に努め協力して応急対策の円滑な実施を図る。
- ② 町は、町的能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、知事に対して応援又は応援のあつ旋を求めることができる。また町長は、知事に応急措置等の実施を要請することができる。
- ③ 知事に対する応援又は応援のあつ旋及び応急措置等の要請は、総務課を経由して、次に掲げる事項について、まず無線又は電話をもって要請し、後日、文書により処理する。

ア 災害救助法の適用を要請する場合

- ・災害発生の日時及び場所
- ・災害の原因及び被害の概要
- ・適用を要請する理由
- ・適用を要請する期間
- ・既に行った救助措置及び行う予定の措置
- ・その他参考となるべき事項

イ 被災者の他地区への移送を要請する場合

- ・移送を要請する理由
- ・移送を必要とする被災者の数
- ・希望する移送先
- ・他地区に収容を要する時間
- ・その他必要事項

ウ 県各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請

- ・災害状況及び応援を要する理由
- ・応援を必要とする期間
- ・応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名及び数量
- ・応援を必要とする場所
- ・応援を必要とする活動内容
- ・その他必要事項

エ 自衛隊の災害派遣要請のあつ旋を求める場合（本章第4節参照）

オ 他の市町村、各機関又は他県等応援要請のあつ旋を求める場合

- ・災害の状況及び応援を要する理由
- ・応援を必要とする期間
- ・応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名及び数量
- ・応援を必要とする場所
- ・応援を必要とする活動内容
- ・その他必要事項

④ 要請の連絡先

埼玉県危機管理防災部消防防災課 ☎ 048-830-8181

(2) 防災関係機関との相互協力

- ① 町は、災害応急対策の円滑な実施を図るため平素から防災関係機関と連絡を密にし、震災時における協力体制を確立しておく。
- ② 町及び防災関係機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換等を密にして、迅速かつ適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置をとる。
- ③ 町、防災関係機関及び防災関係相互の応援等は、災害対策本部総務部に対し、次に掲げる事項について口頭又は電話（無線）をもって要請し、後日文書により処理する。
 - ア 職員等の応援又は応援のあつ旋を求める場合
 - ・災害（混乱）の状況及び応援を求める場合
 - ・応援を希望する機関名
 - ・応援を必要とする場所及び日時・期間
 - ・応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名及び数量
 - ・応援を必要とする活動内容及び人員等
 - ・その他必要事項

(3) 公共的団体との協力

町は、災害応急対策の万全を期するため、災害時において民間の公共的団体の円滑な協力が得られるように、協力体制の確立を図っておく。

第3 町民及び民間団体の協力体制

災害時においては、第一次防災機関としての町及び防災関係機関が協力し、応急対策を実施することはもちろんであるが、町民、自主防災組織及び事業所等の防災組織等、地域に密着した民間団体の協力が不可欠であり、積極的な協力が得られるよう、その協力体制の確立を図る。

1 自主防災組織の役割

(1) 自主防災組織の役割

町では、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自治会等を母体とした町民による組織である自主防災組織の育成、指導を推進する。

また、これら自主防災組織を対象として、災害時における協力業務及び協力方法並びに活動の限界について周知徹底を図るほか、相互協力体制の整備、確立を図り災害に対処する。

(2) 自主防災組織の協力業務

- ① 異常現象・災害危険箇所発見等した場合、町その他の防災関係機関に通報すること。
- ② 災害に関する予報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ③ 高齢者、子ども、障がい者等の安全確保に関すること。
- ④ 避難誘導、避難所内の被災者に対する救護活動に協力すること。
- ⑤ 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- ⑥ 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ⑦ 被害状況の調査に協力すること。
- ⑧ その他の災害応急対策に協力すること。

(3) 自主防災組織の協力方法

地区内に災害が発生し又は災害が発生するおそれがあるときの初動活動は、それぞれの組織に定める活動体制に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。

町、防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記（2）に掲げる協力業務について、補完活動として応急業務に協力する。

2 その他の民間団体の協力

前記、「自主防災組織の協力業務」に準じて協力する。

第4 災害応急対策責任者の事前措置及び応急措置

1 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、次の措置をとる。

(1) 出動命令

- ① 消防署、消（水）防団等に対して、出動準備をさせ、若しくは出動を命ずること。
- ② 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の出先機関、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。（災対法第58条）

(2) 事前措置等

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。（災対法第59条）

(3) 避難の指示

避難については、後段の避難計画による。

(4) その他応急措置等

- ① 町長の応急措置に関する責任（災対法第62条第1項）
- ② 警戒区域の設定等（災対法第63条第1項、消防法第28条・第36条、水防法第21条）
- ③ 工作物等の使用、収用等（災対法第64条第1項）
- ④ 工作物の除去、保管等（災対法第64条第2項、施行令第25条～第27条）
- ⑤ 従事命令（災対法第65条第1項、第63条第2項、消防法第29条第5項、水防法第24条、水害予防組合法第49条・第50条）
- ⑥ 災対法第63条第2項に定める、町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡する。
- ⑦ 町長は、③により町長による工作物の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常すべき損失を補償する。（災対法第82条第1項）
- ⑧ 町は、町長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため、町の区域内の町民又は応急措置を実施すべき現場にある者を、応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、その者、又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をする。（災対法第84条第1項、施行令第36条第1項）

2 警察署等の応急措置

- (1) 警戒区域の設定（災対法第63条第2項、警職法第4条第1項）
- (2) 応急措置の実施に支障となる工作物等の除去等（災対法第64条第7項、第65条第2項、警職法第4条第1項）
- (3) 従事命令（災対法第65条第2項、警職法第4条第1項）

3 指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置

- (1) 指定行政機関及び指定地方行政機関の長は災害が発生し又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするた

め、必要な施策を講ずる。(災対法第77条第1項)

- (2) 前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、町長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。(災対法第77条第2項)

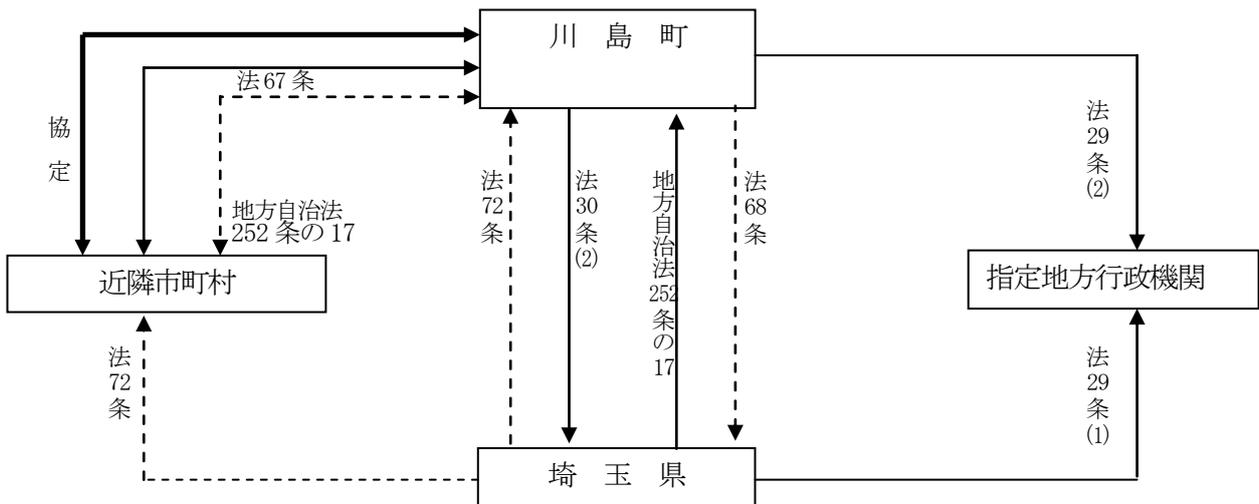
4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び町長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講ずること。(災対法第80条第1項)
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。(災対法第80条第2項)

第3節 相互応援協力計画

町長は、災害の規模及び初期活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他の地方公共団体及び防災関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

法律、協定に基づく応援協力の要請系統は、次のとおりである。



- | | | | |
|-------|------------------------|---------|-------------------|
| → | 全般的な相互応援協定 | 法29条(1) | 県から指定地方行政機関への派遣要請 |
| → | 職員の派遣要請 | 法29条(2) | 町から指定地方行政機関への派遣要請 |
| - - - | 応急措置の応援要求、指示 | 法30条(2) | 県への職員派遣のあっ旋要求 |
| 法 | ：災害対策基本法 | 法67条 | 他市町村への応急措置の応援要求 |
| 協定 | ：災害時における相互応援
に関する協定 | 法68条 | 県への応急措置の応援要求 |
| | | 法72条 | 県からの応援措置の実施(応援)指示 |
| | | 252条の17 | 職員の派遣 |

第1 埼玉県への応援要請

町長は、知事又は指定地方行政機関に応援又は応援のあつ旋を求める必要があると判断した場合は、県に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって速やかに要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1 要請先

- | | | | |
|-----------|-----------|-----|--------------|
| (1) 勤務時間内 | 消防防災課 | 電 話 | 048-830-8181 |
| | | FAX | 048-830-8159 |
| (2) 勤務時間外 | 危機管理防災部当直 | 電 話 | 048-830-3177 |
| | | FAX | 048-822-9771 |

2 要請事項

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) 6 その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
自衛隊災害派遣要請を求める場合	第3編第3章第5節 自衛隊災害派遣要請計画	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあつ旋を求める場合	1 派遣又は派遣のあつ旋を求める理由 2 派遣又は派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第29条 第30条 地方自治法 第252条 の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあつ旋を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 希望する放送日時及び通信系統 その他必要事項	災害対策基本法 第57条
消防庁長官への消防の応援の要請	第2編第3章第24節 緊急かつ広域的な応援要請	消防組織法 第44条

【資料編 4-1 「市町村放送要請依頼用紙」参照】

第2 他市町村との相互協力

町長は、他市町村等に応援を要請する必要があると判断した場合は、あらかじめ締結している協定等に基づき、速やかに応援を要請する。

1 大規模災害時における相互応援に関する協定

協定市町村	熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村
-------	-------------------------------------------------

【資料編 2-1 「大規模災害時における相互応援に関する協定」 参照】

2 災害時における相互応援に関する協定

(1) 川越都市圏まちづくり協議会構成市町

協定市町	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町
------	-------------------------------

【資料編 2-2 「災害時における相互応援に関する協定」 参照】

(2) 栃木県芳賀町

【資料編 2-3 「災害時における相互応援に関する協定」 参照】

(3) 埼玉県内市町村

【資料編 2-4 「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する協定」 参照】

第3 防災関係機関等との相互協力

町長は、町災害対策本部が設置された場合、必要に応じて、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関などの防災関係機関及び協定団体に対し速やかに支援を要請する。

防災関係機関への支援要請については、総括班が支援要請内容を明らかにした上で、所定の手続きを実施し、各班において受け入れる。

第4節 広域応援受入計画

大規模、緊急性又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、国から応援及びあつ旋を円滑に受け入れる。また、大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。さらに、国内の公共的団体からの所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受け入れるために体制を整備していく。

第1 国からの応援受入

1 受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあつ旋を行う権限を有している。県及び町は、国の応援受入に際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 国が行う活動

- ① 自衛隊の災害派遣
- ② 警察の広域緊急援助隊
- ③ 消防の緊急消防援助隊
- ④ 医療の広域医療応援
- ⑤ その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務等）

2 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

- ① 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- ② 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

(2) 応援受入の対応

- ① 受入窓口
- ② 応援の範囲または区域
- ③ 担当業務
- ④ 応援の内容

第2 地方公共団体からの応援受入

1 受入体制の確立

他の地方公共団体の専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、県及び町が連携して体制を確立する。

(1) 応援体制の種類

- ① 九都県市からの応援
- ② 関東知事会からの応援
- ③ 他の都道府県又は市町村からの応援

(2) 応援活動の種類と機関

- ① 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段等）
- ② 医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）

- ③ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）
- ④ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員派遣等）

2 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、原則的には市町村単位で受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を受け入れる。

(2) 受入の対応

- ① 受入窓口
- ② 応援の範囲、区域及び制約条件
- ③ 担当業務
- ④ 応援の内容
- ⑤ 交通手段及び交通路の確保

第3 ボランティアの応援受入

災害発生直後、直ちにボランティア活動が円滑かつ効率的に実施されるように、町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入及び情報等の連絡・報告を迅速かつ的確に実施する。

1 災害ボランティアセンターの設置

町は、発災後直ちに町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを開設し、受付を行う。

窓口では、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。

また、専門のボランティアについては、原則として各所管、関係団体等を通じ、受付、派遣を行うこととし、必要に応じ災害ボランティアセンターと連携を図る。

2 災害ボランティアセンターの設置場所

災害ボランティアセンターは、コミュニティセンター内に設置することとし、被災状況により使用できない場合は、町災害対策本部近傍の公共施設等に設置する。

3 災害ボランティアセンターの役割

町社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う

- (1) ボランティアの受付・募集
- (2) 町、県、社会福祉協議会、他民間ボランティア団体等との連絡調整
- (3) 被災地、避難所におけるボランティア要望の把握等の情報収集
- (4) ボランティアの派遣・調整
- (5) ボランティア活動に必要な資機材の確保、提供

4 ボランティアの活動

災害時のボランティアは、その活動内容から一般ボランティアと専門ボランティアに区分され、受付時にそれぞれ分けて登録を行う。

(1) 一般ボランティア

専門的な知識、経験や特定の資格を有しないボランティアとして、主に次の活動を行う。

- ① 救援物資等の整理・配送
- ② 避難者の生活援助
- ③ 避難所等の管理・運営補助
- ④ 災害時要援護者への支援活動
- ⑤ その他災害時に必要となる活動

(2) 専門ボランティア

一定の経験や資格を必要とする次のような活動を行う。

- ① 医療・看護業務
- ② アマチュア無線等の通信業務
- ③ 建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定
- ④ 重機操作
- ⑤ カウンセラー
- ⑥ その他

5 ボランティア活動への支援

(1) 情報提供

各部班は、ボランティアからの情報の提供を求められた場合は、積極的に協力する。

(2) 活動拠点の支援

町は、災害ボランティアセンターを通じて活動を行うボランティアの活動拠点の確保に努める。

(3) 県への派遣要請

ボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

(4) 防災ボランティア災害保険の加入

県は、災害時の支援活動を行うボランティアの事故等を補償するため、防災ボランティア災害保険に加入している。

そのため、災害ボランティアセンターにおいて、受付を行ったボランティアの受付名簿（住所、氏名、受付日、活動予定期間等）を作成し、県に報告する。

第4 公共的団体からの応援受入

1 受入体制の確立

県及び町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

2 町が行う対策

その区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際して人命又は財産の保護を図るため、必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

第1 自衛隊への災害派遣要請

1 自衛隊災害派遣要請の判断

町長は、災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、人命又は財産の保全のための災害応急対策又は災害復旧等を実施することが困難であると判断した場合、法律等に基づき、速やかに知事に自衛隊の派遣を要請する。

2 災害派遣要請要領

- (1) 自衛隊の災害派遣に関する手続きは、総括班が担当する。
- (2) 町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書を提出する。ただし、緊急を要する場合で文書をもってすることができないときは、電話等により埼玉県に要請し、事後速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、知事に要請できない場合は、直接最寄りの部隊に要請し、事後に所定の手続きを速やかに行う。
- (3) 提出（連絡）先

勤務時間内	危機管理課	電 話	048-830-8131
		F A X	048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災部当直	電 話	048-830-3177
		F A X	048-822-9771
- (4) 提出部数 3部
- (5) 記載事項

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由
2. 派遣を必要とする期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. その他参考となるべき事項
(宿泊、給食の可能、道路橋梁の損壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車場適地、ヘリポート適地の有無、物資輸送設備等)

(注) 特別救護要請の場合は、次のとおりとする。

- (1) 要請者
- (2) 要請内容
 - ① 事由（目的）
 - ② 派遣希望時期又は期間
 - ③ 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示）
 - ④ 患者の付添、医者の有無、その他参考となる事項

【資料編 4-2 「自衛隊災害派遣要請書」参照】

3 緊急の場合の連絡先

部隊名（駐屯地名）	連絡責任者		電話番号	所在地
	時間内	時間外		
陸上自衛隊 第32普通科連隊 （大宮）	第3科長	部隊当直指令	048-663-4241~5 時間内 内線 439 時間外 内線 402	さいたま市北 区日進町1丁 目
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部 （入間）	運用第2班長	司令部当直幕僚	04-2953-6131 時間内 内線 2233・2330 時間外 内線 2204・2209	狭山市稲荷山 2丁目3番地

4 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合であり、おおむね次による。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難の救助

避難者の誘導、輸送等

(3) 避難者の捜索、救助

死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）

(4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬

(5) 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

(6) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の警戒除去等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響あると考えられる場合）

(7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町が準備）

(8) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない範囲において支援

(9) 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(10) 炊飯及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）

(12) 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。

(13) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(14) 予防派遣

災害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合

(15) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて知事と関係部隊の長が協議して決定する。

5 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

(1) 大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣

(2) 通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合で直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊の派遣

(3) 救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊の派遣

(4) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる場合の部隊の派遣

これらの場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び町災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

第2 災害派遣に対する処置

1 緊密な連絡協力

町長、知事、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地侵入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長及び知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 受入体制

町長は、自衛隊の派遣が決定されたときは、速やかに次の施設等を準備する。

(1) 本部事務室

(2) 宿舎

(3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

(4) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

(5) ヘリポート（2方向に障害物がない広場）

4 作業計画及び資機材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある作業計画を次の基準により樹立する。また、作業実施に必要な資機材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

(1) 作業箇所及び作業内容

(2) 作業の優先順位

(3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

5 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

6 災害派遣部隊の撤収

町長は、自衛隊派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、派遣部隊の長と協議のうえ、知事に対し撤収要請を行う。

【資料編 4-3 「自衛隊災害派遣撤収要請書」参照】

7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱費、水道料、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

第6節 災害救助法の適用

知事は、町内の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法を適用し、応急的に必要な救助を実施し、被災者の反故と社会秩序の保全を図る。

第1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

1 救助の実施機関

災害救助法による救助の実施は、知事が行うこととされており、市町村長がこれを補助する。

2 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護と社会秩序の保全のための応急的救助であるから、救助を受け得るのは経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平穏化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の搜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去

2 救助の実施者

知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる（災害救助法第30条）

3 救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日以内	町
炊出し及び食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内(但し、助産分娩した日から7日以内)	県及び日赤県支部
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
仮設住宅の建設	着工20日以内	対象者、設置個所の選定：町 設置：県
住宅応急修理	1ヶ月以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

注1) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

4 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、町長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

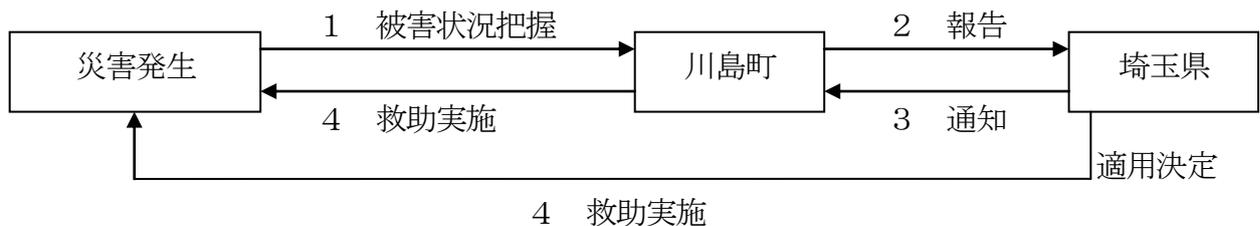
第2 災害救助法の適用及び実施

災害救助法による救助は、本町域を単位に、原則として同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

1 適用・実施の流れ

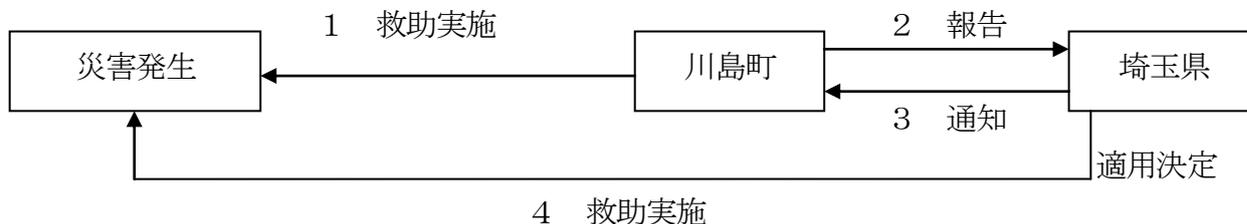
(1) 原則

町長は、被害状況の調査、把握に努め、知事に報告する。知事は、町長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、直ちに厚生労働省に連絡し、災害救助法の適用を決定する。



(2) 災害事態が急迫している場合

- ① 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。
- ② この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



2 川島町の災害救助法適用基準

災害救助法による救助は、町の区域に係る被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ現に応急的な救助を必要とするときに適用される。

- (1) 町の区域で、50世帯以上の住家が滅失したとき。
- (2) 県内の被害世帯数が2,500世帯以上であって、町の被害世帯数が25世帯に達したとき。
- (3) 県内の被害世帯数が12,000世帯以上あって、町の被害世帯が多数あるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害を受けた者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は、身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

3 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼もしくは流失した世帯を滅失した世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

なお、被害の認定上の基準の概要は、次のとおりである。

- (1) 「住家」とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「世帯」とは、生計を1つにしている実際の生活単位をいう。
- (3) 「全壊（焼）、流出」とは、住家が滅失したもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延面積の70%に達したものの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。以降、本節において同じ）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。
- (4) 「半壊（焼）」とは、住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので具体的には住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。
- (5) 「床上浸水」とは、前記（3）及び（4）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
- (6) 「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

(7)「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

4 県への報告

町長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

5 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、町に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

【資料編 3-5 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照】

第3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害の状況に応じて同法に準じて町長の責任において救助を実施する。

第7節 気象情報等収集計画

河川管理者、気象台等が発表する情報を確実に把握・分析し、避難情報を遅れることなく発令する体制を整備する。

第1 注意報、警報等の種類及び発表基準等

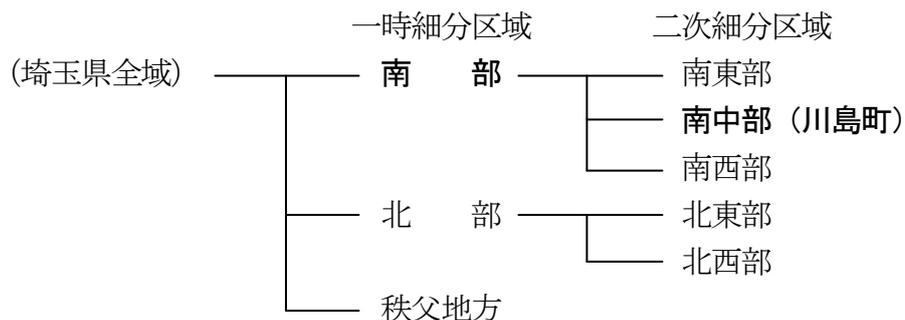
熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県内の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法に基づき、注意報、警報等を発表し関係機関に通知する。熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

1 気象業務法に基づく注意報、警報等

(1) 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次区分として埼玉県内を3つの地域に、二次区分として南部を3地域、北部を2地域に細分して行われる。

町は、南部（一次細分区域）の南中部（二次細分区域）に該当する。



(2) 種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は次のとおりである。

種 類		発 表 基 準		
注意報	一般の利用に適合するもの	風雪注意報	平均風速が 11m/s 以上で、雪を伴い、被害が予想される場合	
		強風注意報	平均風速が 11m/s 以上で、主として強風による被害が予想される場合	
		大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：3時間雨量60mm以上以上と予想される場合 土壌雨量指数基準：97	
		大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 24時間降雪の深さが 10 cm以上と予想される場合	
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 その基準は、次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が 100m以下になると予想される場合	
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 実効湿度が 55%以下、最小湿度が 25%以下になると予想される場合	
		着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こることが予想される場合	
		霜注意報	早霜、晩霜により、農作物等に著しい被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 早霜、晩霜期等に 4℃以下になると予想される場合	
		低温注意報	夏期：低温のため、農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合	
	※浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：3時間雨量60mm以上 複合基準：3時間雨量 40 mm以上かつ流域雨量指数 入間川流域=33	
	※水防活動に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ	
	警報	一般の利用に適合するもの	暴風警報	平均風速が 20m/s 以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪警報			平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
大雨警報			大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：3時間雨量 120 mm以上と予想される場合	
大雪警報			大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが 30 cm以上と予想される場合	
※浸水警報			浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報		洪水警報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：3時間雨量120mm以上 複合基準：3時間雨量 60 mm以上かつ流域雨量指数 入間川流域=33	
※水防活動に適合するもの		水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
水防活動用洪水警報		洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ	

(注)① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

② 浸水注意報・警報は、大雨注意報・警報に含めて行う。

- ③ 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- ④ 注意報・警報文の構成
 - ・ 標題：発表する注意報・警報の種類、及び発表地域名を示す。
 - ・ 発表年月日時分、発表気象官署名
 - ・ 注意警戒文：いつ・どこで・何がで組み立てた気象現象の予測、及び防災上の注意・警戒事項を、二重括弧で囲み 100 文字以内で示す。
 - ・ 本文：二次細分区毎に注意報や警報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や浸水害への警戒事項を記述する。
また、二次細分区毎に注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。

(4) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、記録的な 1 時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は 100 mm 以上である。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、発表する。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

(6) 荒川及び入間川流域洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。荒川については、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表し、入間川流域については、荒川上流河川事務所と熊谷地方気象台が共同で発表する。

指定河川洪水予報

種類	標題	概要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。	

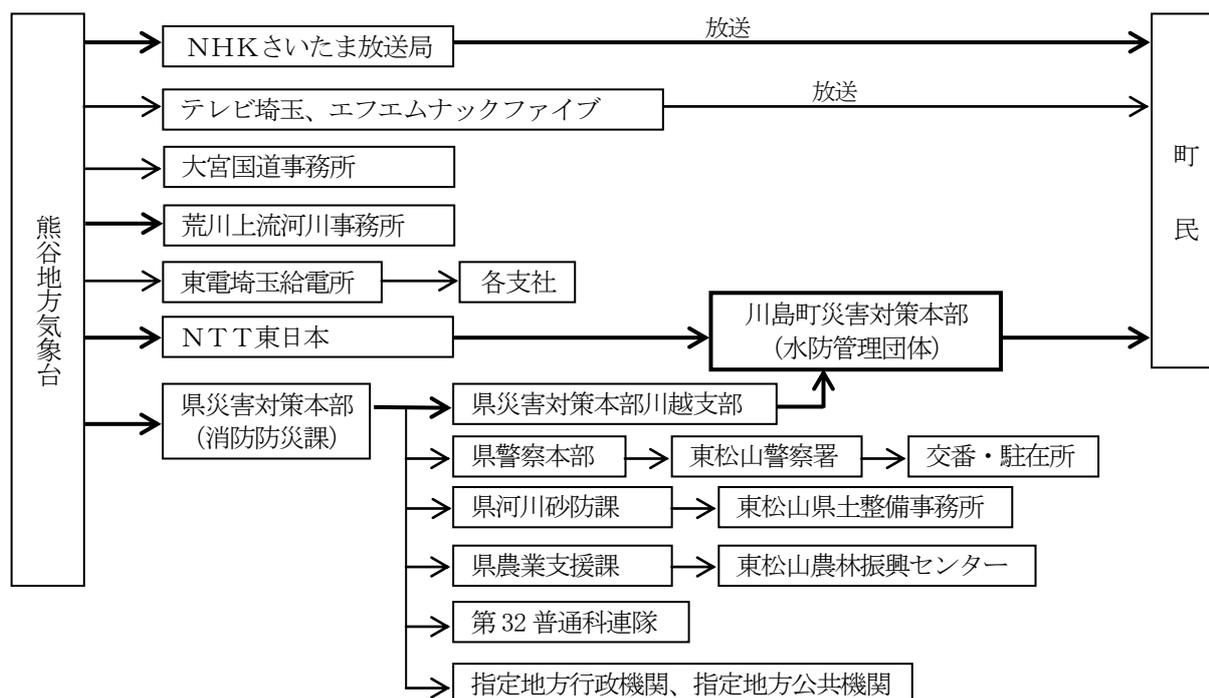
(7) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて川島町や川越地区消防局に伝達される。

(8) 災害時気象支援資料

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

2 気象情報の伝達系統



—————	法令（気象業務法）等による通知系統
—————	その他による伝達系統

第2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(1) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。荒川については、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表し、入間川流域については、荒川上流河川事務所と熊谷地方気象台が共同で発表する。

① 洪水予報の種類

レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称 (解説)	町・住民に求める行動等
レベル5	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫発生	・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民の避難誘導 (新たにはん濫が及ぶ区域)
レベル4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位 河川の水があふれるおそれのある水位	・住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位 避難判断の参考となる水位	・町は避難勧告等の発令を判断
レベル2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位 水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位	・町は避難準備情報(要援護者避難情報)発令を判断 ・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防団の出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防団待機

② 洪水予報の基準となる河川水位等

ア 荒川洪水予報の基準水位

単位：m

河川名	区域		水位観測所名 (所在地)	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位
荒川	左岸	深谷市荒川字下川原 5-2 地先から海まで	熊谷 (熊谷市)	3.50	4.80	5.60
	右岸	寄居町大字赤浜字後古沢 218-18 地先から海まで	治水橋 (さいたま市)	7.50	10.80	11.10

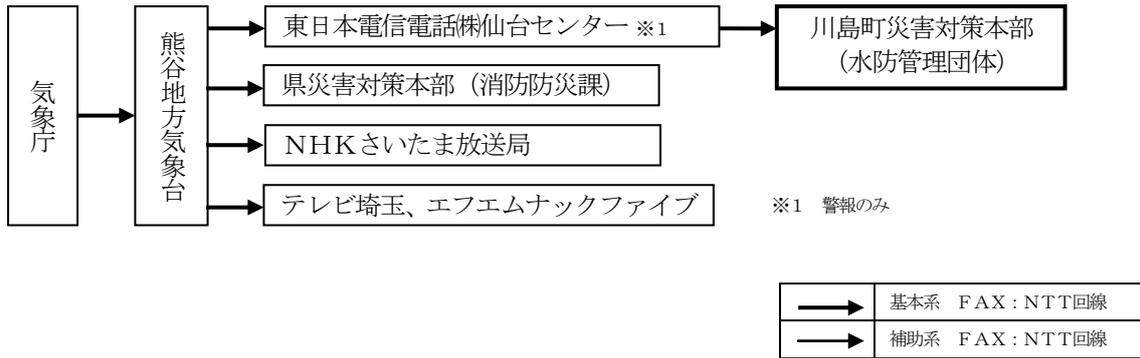
イ 入間川流域洪水予報の基準水位

単位：m

河川名	区域		水位観測所名 (所在地)	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位
入間川	左岸	川越市大字的場字飛桶下 1563-1 地先から荒川合流点まで	菅間 (川越市)	8.00	10.60	11.80
	右岸	川越市大字池辺字権現脇臺 1057-2 地先から荒川合流点まで	小ヶ谷 (川越市)	2.50	3.40	4.00
越辺川	左岸	鳩山町大字赤沼字天神下 57-2 地先から入間川合流点まで	入西 (坂戸市)	3.00	3.00	3.20
	右岸	毛呂山町大字苦林字清水 346 地先から入間川合流点まで				
都幾川	左岸	東松山市大字石橋字川原山 2-1 地先から越辺川合流点まで	野本 (東松山市)	3.50	3.50	3.90
	右岸	東松山市大字下唐子字榎町 83-3 地先から越辺川合流点まで				
高麗川	左岸	坂戸市大字森戸字市前 1163 地先から越辺川合流点まで	坂戸 (坂戸市)	1.50	2.20	2.90
	右岸	坂戸市大字森戸字赤城 847 地先から越辺川合流点まで				
小畔川	左岸	川越市大字吉田字下河原添 608-2 地先から越辺川合流点まで	八幡橋 (川越市)	3.50	4.10	4.90
	右岸	川越市大字吉田字下河原添 608-2 地先から越辺川合流点まで				

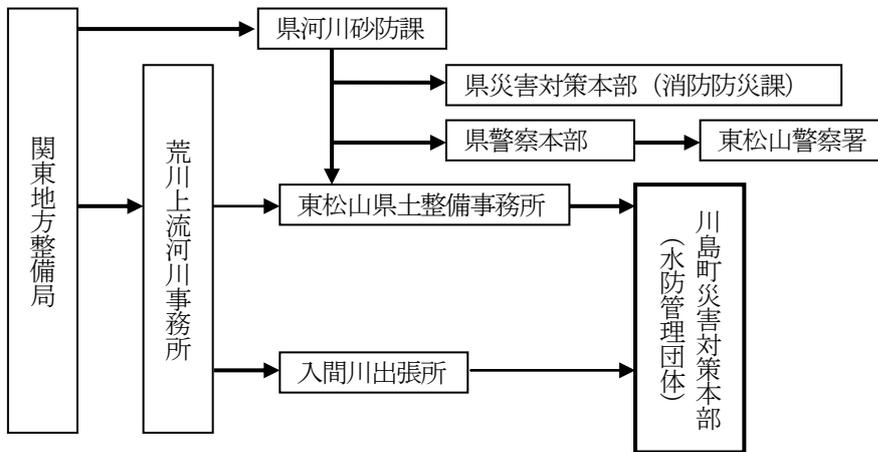
③ 洪水予報の伝達経路及び手段

ア 気象庁からの伝達

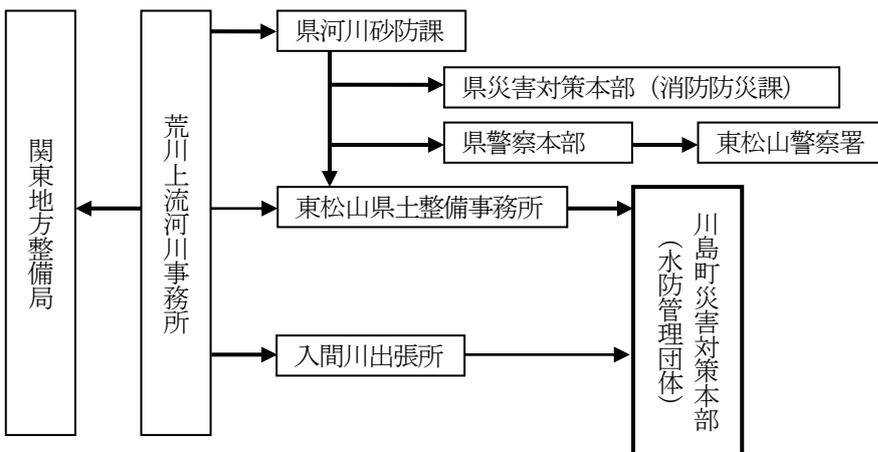


イ 国土交通省からの伝達

・ 荒川 (町域関係分)



・ 入間川流域 (町域関係分)



(2) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、住民の避難及び準備に資する洪水情報を提供するもので、市町村長が行う避難勧告及び避難指示等の目安となるものである。

本町では市野川が水位周知河川に指定されており、水防法第13条第2項により、知事から通知される。

① 種類及び発表基準

種類	発表基準
はん濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき

② 水位周知の基準となる水位等

単位：m

河川名	区域	水位観測所名 (所在地)	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位
市野川	左岸 東松山市大字市ノ川字西耕地 510-3 地先(境橋下流端)から川島町大字東部(荒川合流点)まで	天神橋 (東松山市)	A.P.18.80	A.P.19.90	A.P.19.90
	右岸 東松山市大字市ノ川字西耕地 511-1 地先(境橋下流端)から川島町大字東大塚(荒川合流点)まで				

③ 水位周知の伝達経路及び手段(町域関係分)



(3) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することになっている。

水防警報が通知されたときは、職員・関係者に伝達するとともに、水防団に待機又は出動等の措置を指示する。

① 水防警報の種類

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが水防活動をやめることはできない旨警告するもの	気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨警告するもの	洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を越えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または、既に警戒水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が、解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位以下に下降したとき、または、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・地域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

※地震よる堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報が発表される。

② 水位の種類

危険度レベル	水位の名称	内 容	左記に伴う水防活動
レベル5	(はん濫発生)	・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民の避難誘導	-
レベル4	はん濫危険水位	水防法の「水防警報河川」の主要な水位観測所に設定される「はん濫のおそれが生じる水位」であり、洪水予警報の発表において用いられる。 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、または出動体制を強化する水位	出動、指示等
レベル3	避難判断水位	(避難勧告等の発令を判断)	-
レベル2	はん濫注意水位	水防法の「水防警報河川」の主要な水位観測所に定められている水位 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、または出動の準備に入る水位	準備、出動等
レベル1	水防団待機水位	水防法の「水防警報河川」の主要な水位観測所に定められている水位 同法で定める水防管理団体が、水防活動に入る準備(待機)を行うための水位	待機、準備等

③ 国土交通大臣の行う水防警報

ア 河川名及びその区域

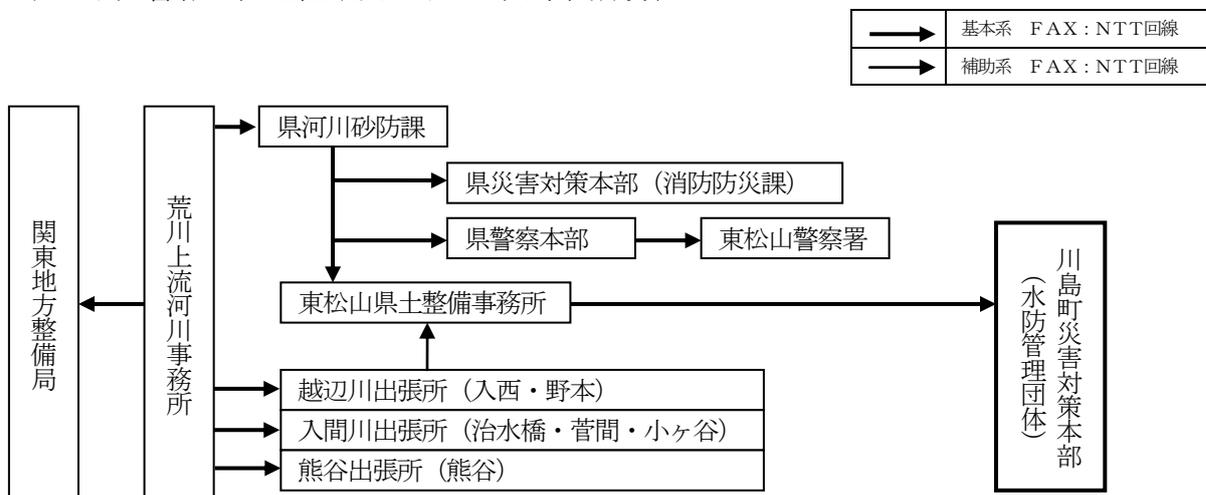
河川名	基準水位 観測所	水防警報区域		発表を 行う者
		左岸	右岸	
荒川	熊谷	深谷市荒川字下川原 5-2 地先から上尾市大字平方横町 434-1 地先まで	寄居町大字赤浜字後古沢 218-18 地先から川越市大字中老袋字田島 289-1 地先まで	荒川上流 河川事務所
	治水橋	上尾市大字平方横町 433-5 地先から戸田市大字早瀬 1-4335 まで	川越市大字中老袋字田島 301-1 地先から東京都板橋区三園町 2 まで	
入間川	小ヶ谷	川越市大字的場字飛樋下 1563-1 地先から川島町大字角泉字亀尾 388-1 地先まで	川越市大字池辺字権現脇臺 1057-2 地先から川越市大字府川字高畑 1112-8 地先まで	
	菅間	川島町大字角泉字亀尾 388-1 地先から幹川合流点まで	川越市大字府川字高畑 1112-8 地先から幹川合流点まで	
越辺川	入西	鳩山町大字赤沼字天神下 57-2 地先から入間川合流点まで	毛呂山町大字苦林字清水 346 から入間川合流点まで	
都幾川	野本	東松山市大字石橋字川原山 2-1 地先から越辺川合流点まで	東松山市大字下唐子字榎町 83-3 地先から越辺川合流点まで	

イ 水防警報の対象となる基準水位観測所

単位：m

河川名	基準水位 観測所	地先名	水防団待機 水位	はん濫注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	4.80	5.60
	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7.00	7.50	10.80	11.10
入間川	小ヶ谷	川越市大字小ヶ谷	2.00	2.50	3.40	4.00
	菅間	川越市大字菅間	7.00	8.00	10.60	11.80
越辺川	入西	坂戸市大字沢木	2.00	3.00	3.00	3.20
都幾川	野本	東松山市大字下押垂	2.00	3.50	3.50	3.90

ウ 水防警報の伝達経路及び手段（町域関係分）



④ 知事の行う水防警報

ア 河川名及びその区域

河川名	基準水位 観測所	水防警報区域		発表を 行う者
		左岸	右岸	
市野川	天神橋	東松山市大字市ノ川字西耕地 510-3 地先（境橋下流端）から 川島町大字東部（荒川合流点） まで	東松山市大字市ノ川字西耕地 511-1 地先（境橋下流端）から 川島町大字東大塚（荒川合流点） まで	県土整備部 河川砂防課

イ 水防警報の発令基準

単位：m

河川名	基準水位 観測所	地先名	水防団待機 水位	はん濫注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位
市野川	天神橋	東松山市松山	A.P.17.65	A.P.18.80	A.P.19.90	A.P.19.90

ウ 水防警報の伝達経路及び手段（町域関係分）



第3 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

- (1) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- (2) 平均風速が11m/s以上になる見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は除く
- (3) 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、最大風速が10m/s以上になると予想される場合

第4 異常な現象発見時の通報

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない（災対法第54条）。

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない（同条第3項）。

2 町長の通報

前項の通報を受けた町長は、気象庁（熊谷地方気象台）、県消防防災課、東松山警察署、東松山県土整備事務所その他の関係機関に通報しなければならない。

3 前項通報のなかで気象庁（熊谷地方气象台）に行う事項

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば、たつ巻、強いひょう等

(2) 地震に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

第8節 災害情報通信計画

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、県及び町並びに防災関係機関が緊密に連絡して、迅速かつ的確に収集し伝達・報告する。

第1 基本事項

1 情報総括責任者

情報総括責任者は、総務部長（総務課長）とし、災害情報の収集及び報告を総括する。代理者は総務部副部長（政策推進課長）とする。

2 情報収集体制の確保

総務部長は、情報統括責任者として、被害報告の迅速正確を期するため、各班に対し、以下の点について、決定し、速やかに報告するよう指示する。

- (1) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (2) 報告用紙の確認又は配布
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等に関する打ち合わせ
- (4) 情報収集機器の確認又は調整、補充
- (5) 情報機器要員の確認又は調整、配置等

3 風水害時に収集すべき情報

(1) 警戒段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収 集 源	伝達手段経路等
警報・注意報 気象情報	予警報の内容 予想される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ、ラジオ
雨量等の気象 情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予想図 ・県水防情報システム ・町雨量観測所 ・雨量観測実施機関（土地改良区）	・防災情報システム ・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話
	・河川水位 ・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県水防情報システム ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域等における発災危険状況 ・河川のはん濫（溢水決壊）の予想される時期 ・箇所	異常の覚知後即時	・町、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、 ・町民	・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
町民の動向	・警戒段階の避難状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防 ・警察 ・自主防災組織	・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

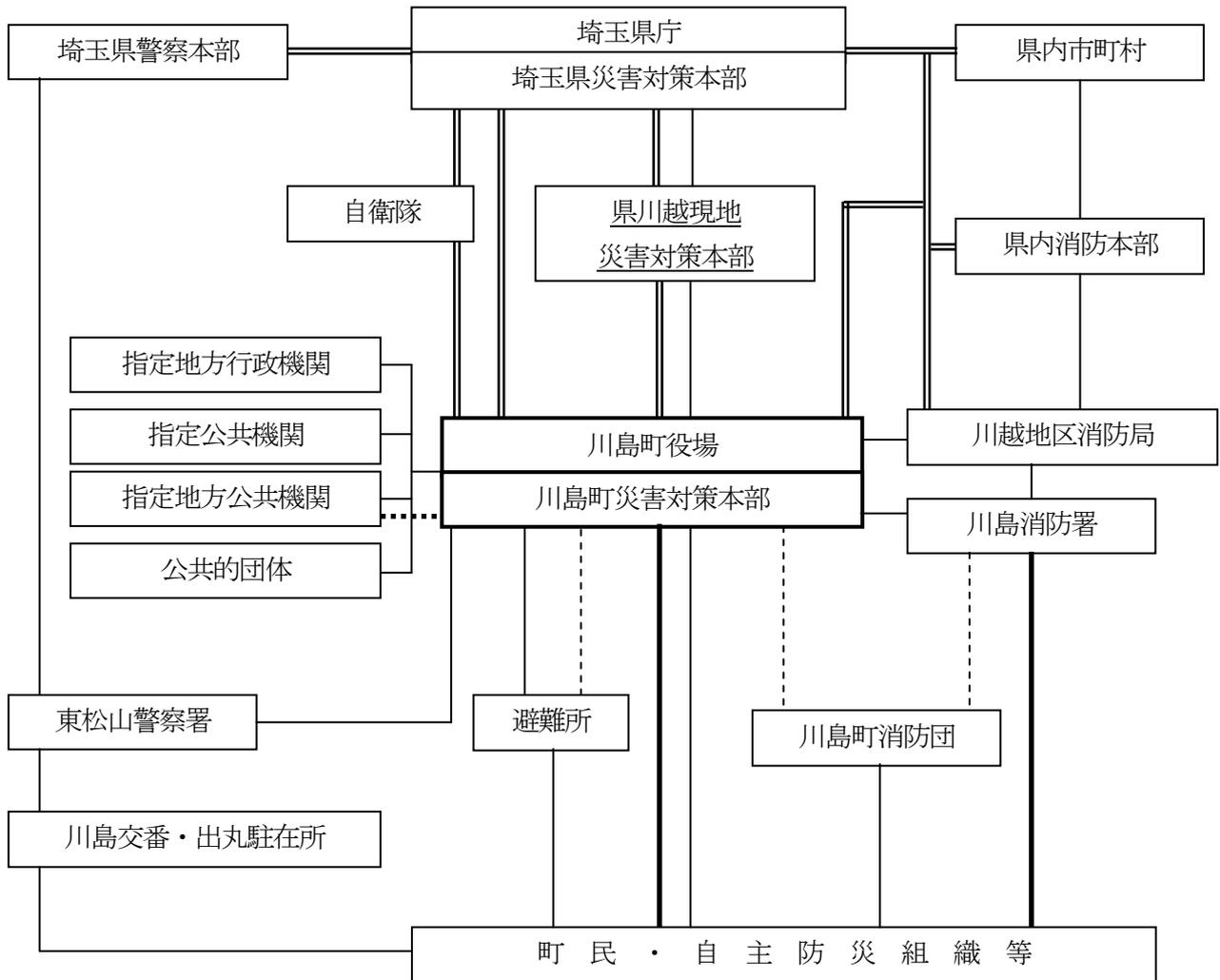
(2) 発災段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段経路等
発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川のはん濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 内陸滞水による浸水状況 発災による物的・人的被害に関する情報（特に死傷者等の人的被害及び発災の予想される事態に関する情報） 	発災状況の覚知後即時	町、消防機関等の警戒員 警察 各公共施設の管理者等 自主防災組織、町民	防災情報システム 防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 専用回線電話 警察無線 アマチュア無線
	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの被害状況、応急対策の障害となる道路、橋りょう、電気、水道、ガス、電話等の被害状況 	被災後、被害状況が把握された後	各ライフライン関係機関	加入電話 専用回線電話 災害応急復旧用無線電話
町民の動向	<ul style="list-style-type: none"> 発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） 	避難所の収容の後	避難所管理者、勤務要員 消防、警察 自主防災組織	防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 アマチュア無線

(3) 復旧段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段経路等
全体的な被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 地区ごとの物的、人的被害の確定値 	豪雨が一応終息した段階	町職員	加入電話 防災行政無線移動局
町民の避難に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難所周辺の状況（再避難等の対策の必要性）、避難住民に必要な措置事項 今回の災害により開設された避難所名、収容人数（世帯数）、避難した町民の地区名、開設・収容、閉鎖の日時 食料、物資等の調達支給状況 	避難所への収容後事態が収まった段階	町職員	
ライフライン復旧の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 電話等の通信機器施設の破損、復旧状況 道路、橋りょうの破損、復旧状況 電気、水道、ガス施設の破損、復旧状況 その他 	豪雨の終息とともに即時着手	各道路管理者 各ライフライン関係機関	
その他の状況	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧工事等の実施、進捗状況 消毒、大型ごみの回収の必要性 その他 	豪雨の終息とともに即時着手	町職員 各防災関係機関	

4 情報連絡系統



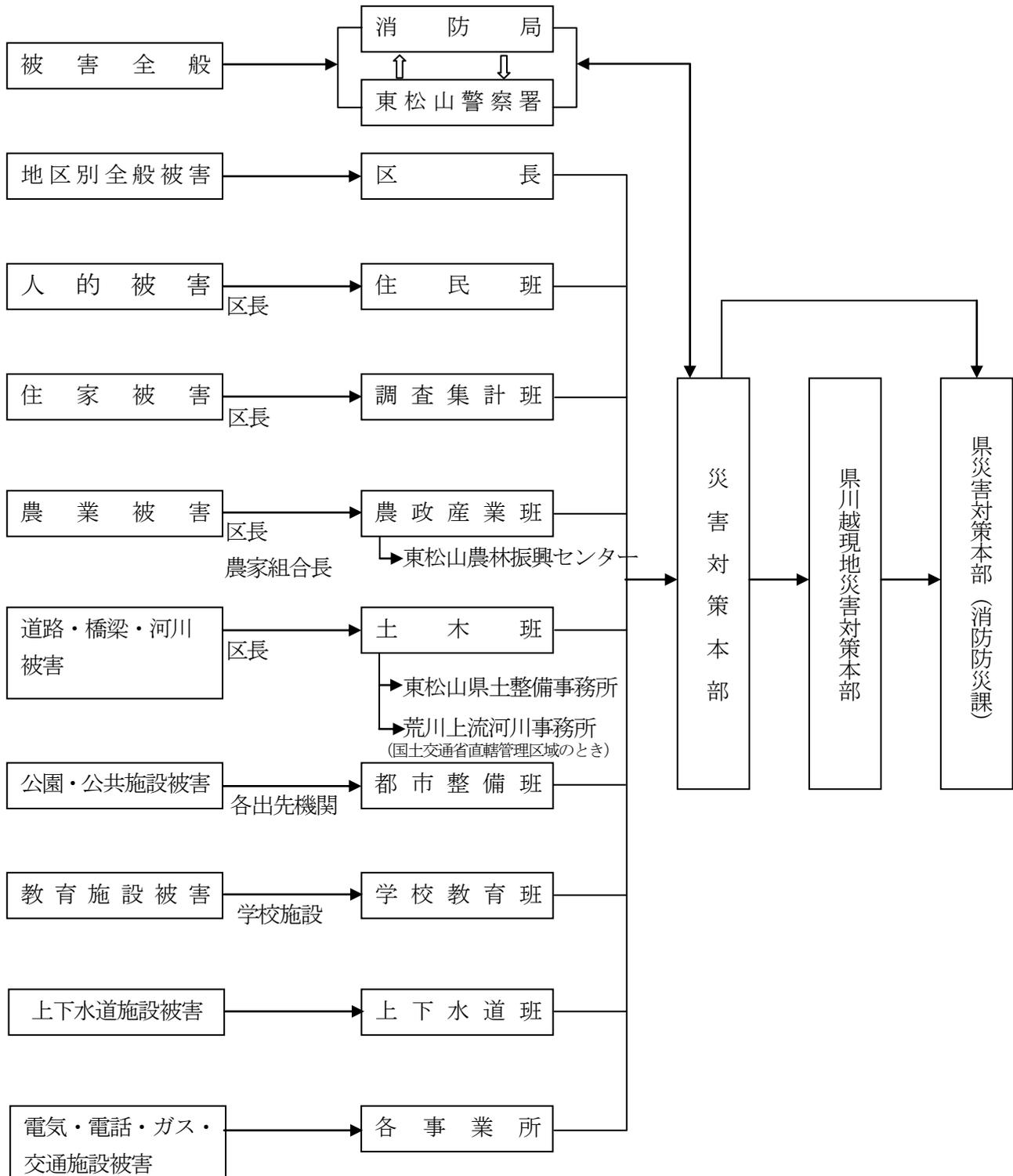
伝達手段			
———	電話・広報車・伝令	====	県防災行政無線
-----	防災無線移動系	航空機
————	防災無線固定系		

第2 被害情報の収集・伝達

1 町の責務

町は、町内で災害が発生したときは、この防災計画及び埼玉県地域防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、埼玉県防災情報システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関し、すでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

2 被害情報の収集報告系統



3 被害状況調査及び報告

(1) 被害状況調査

- ① 各部が必要により調査班を編成して実施し、適切な処置をとる。
- ② 災害情報の収集にあたっては、警察及び消防と緊密に連絡する。
- ③ 被害の程度の調査にあたっては、内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- ④ 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、り災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。
- ⑤ 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- ⑥ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(2) 被害程度の判定

【資料編 3-6 「被害報告判定基準」 参照】

(3) 被害調査報告

被害の速報は、発生速報、経過速報の2種として、「被害報告判定基準」を参考に、原則として埼玉県防災情報システムにより県へ報告する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに公共土木被害を優先して報告する。なお、埼玉県防災情報システムにより報告できない場合は、(4)の連絡先に報告する。

① 発生速報

埼玉県防災情報システムの被害情報を入力、登録することにより、被害の概要について速やかに報告する。ただし、埼玉県防災情報システムにより報告できない場合は、様式第1号を使用し、速やかに報告する。

② 経過速報

埼玉県防災情報システムの被害情報を入力、登録することにより、被害状況の進展に伴い、収集した被害について逐次報告するものとし、特に指示がある場合のほか、2時間ごとに報告する。ただし、埼玉県防災情報システムにより報告できない場合は、様式第2号を使用し、報告する。

③ 確定報告

被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(4) 連絡先

			被害速報	
埼玉県 災害対策本部	設置前	勤務時間内	消防防災課 電話 048-830-8181 FAX 048-830-8159 県防災行政無線 電話 6-8181 FAX 70-960	
		勤務時間外	危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 FAX 048-830-8119 県防災行政無線 電話 6-8111 FAX 70-960	
	設置後	県川越現地災害対策本部 (川越比企地域振興センター) 電話 049-244-1110 FAX 049-243-1707 県防災行政無線 電話 72-999 FAX 72-960		

【資料編 4-4 「被害情報の報告様式」参照】

第3 通信手段

1 災害通信の運用方針

災害時の通信は有線通信を原則とするが、優先通信の途絶も考慮し、無線通信などの各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとし、それぞれの通信手段の特性を生かして、有効的かつ総合的に実施する。

2 災害対策本部と各部・班との通信手段

通信手段については、防災行政無線（移動系）を使用する。

また、避難所との通信手段は、防災行政無線（移動系）もしくは有線を使用する。

3 埼玉県との通信手段

町と県との通信手段は、県防災行政無線、衛生通信ネットワークシステムを使用し、県災害対策本部及び埼玉県の出先機関と情報連絡を実施する。

4 防災関係機関との通信手段

町と防災関係機関との通信手段は、有線、県防災行政無線等を使用して迅速かつ円滑に、また混乱のないように通信連絡を実施する。

5 通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施し、通信を確保する。

6 町民への広報手段

町民への広報は、迅速・確実を期して、以下の方法のうち適当な手段を選択して実施する。
(重要な情報については、複数の伝達手段・システムを使用して伝達の確実を期する。)

- (1) 防災行政無線固定系（同報無線）
- (2) サイレン
- (3) 広報車（消防車両を含む）
- (4) 有線電話（区長、防災関係組織）
- (5) 伝令
- (6) 町ホームページ
- (7) 登録型携帯メール
- (8) 報道機関
- (9) 航空機

(10) その他使用可能な広報媒体

第4 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

町は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 死亡した町民の収集する情報

上記①～⑥に加えて

- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 遺体の所在

2 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町民に周知する。
- ② 町民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口で総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、書面の提出によることができない場合であって、町長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。
- ③ 町は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、安否情報の照会があつたときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答する。
 - ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か
 - イ 災害により死亡し又は負傷した町民に該当するか否か
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。
 - ア 照会に係る者の氏名、出生年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情

報

イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報

ウ 災害により死亡した町民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、遺体の所在

③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

3 外国人に関する安否情報

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人の安否確認を実施する。

第9節 広報広聴活動計画

災害発生時において、町民に対し災害情報、災害応急対策の実施状況、諸注意事項等の適切な情報を適宜広報することにより、社会秩序の維持と人心の安定を図ることを目的として、以下の計画を定める。また、災害発生後の町民意識や要望を把握し、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、各部と相互に連携して役場庁舎内等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

第1 災害情報の収集要領

災害情報の収集要領は、前節の「気象情報等収集計画」及び「災害情報通信計画」に基づき実施する。

第2 町民への広報活動

1 基本事項

災害時における町民の混乱や不安をなくすため、気象状況、被害の状況、応急対策状況等を町民に対し、迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、町民に周知するよう努める。

2 警戒時の広報

台風の接近など風水害の発生するおそれのある警戒期の広報は、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

(1) 広報内容

- ① 気象情報
- ② 河川情報
- ③ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- ④ 被害状況（浸水箇所等）
- ⑤ 道路、交通、橋りょう状況（通行規制等）
- ⑥ 電気、ガス、水道等の状況
- ⑦ 避難情報（避難準備情報、避難勧告・指示とその理由、避難所等）

(2) 広報手段

次の手段により町民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- ① 防災行政無線
町が設置した防災行政無線（固定系）を使用して実施する。
- ② 広報車
原則として町所有の広報車を使用するが、警察、消防、その他関係機関の協力を得て実施する。
- ③ 報道機関による広報
「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を県に行う。
- ④ その他広報手段
町ホームページ、登録型携帯メール、携帯電話一斉メール（エリアメール、緊急速報メール）、ハンドマイク、口頭等により適宜実施する。

3 災害発生時の広報

災害発生直後の広報は、町からの直接的な広報（呼びかけ）が町民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に

努める。

(1) 広報の内容

災害発生直後の広報としては、次に示す町民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施するものとし、文案をあらかじめ定めておく。

- ① 町災害対策本部の災害対策状況
- ② 町民に対する避難勧告、指示等に関する事項
- ③ 災害救助活動状況
- ④ 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- ⑤ 県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の災害対策状況
- ⑥ 電話の通話状況
- ⑦ 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ⑧ 電気、ガス、水道等の状況
- ⑨ 流言飛語の防止に関する情報

(2) 広報手段

次の手段により町民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- ① 防災行政無線
町が設置した防災行政無線（固定系）を使用して実施する。
- ② 広報車
原則として町所有の広報車を使用するが、警察、消防、その他関係機関の協力を得て実施する。
- ③ 報道機関による広報
「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を県に行う。
- ④ その他広報手段
町ホームページ、登録型携帯メール、携帯電話一斉メール（エリアメール、緊急速報メール）、ハンドマイク、口頭等により適宜実施する。

4 生活再開時期の広報

町民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組み合わせ、それぞれの対象者に広報を実施する。

(1) 生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

- ① 第1時期（3日～1週間程度）
災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策について避難所を中心に広報する。
ア 電気、ガス、水道等の復旧状況
イ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報
ウ 安否情報
エ 相談窓口開設の情報
オ 災害関連の行政施策情報
カ 通常の行政サービス情報
- ② 第2時期（2～3週間目）
ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった町民は通常生活を再開するので、これらの町民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。

③ 第3時期（4週目以後）

避難所での避難生活が仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の町民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の町民向け情報を提供する。

ア 災害関連の行政施策情報

イ 通常の行政サービス情報

5 生活再開時期の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙や臨時印刷物による広報を中心に、避難状況別に様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に実施する。

(1) 避難所の町民への広報

- ① 広報紙等の配布
- ② 防災行政無線（固定系）による伝達
- ③ 広報車による広報
- ④ 掲示板への掲出（広報紙、伝達情報等）
- ⑤ 避難所担当職員による広報（説明）

(2) 避難所外の町民への広報

- ① 公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出
- ② 防災行政無線（固定系）による伝達
- ③ 報道機関への情報提供による広報

(3) 町外避難者への広報

- ① 当初は、ホームページや報道機関への情報提供による広報
- ② その後、避難先自治体等と連携を図り、広報紙配布の委託や広報紙の町外郵送サービスができるかぎり迅速に実施する。

第3 災害時要援護者への広報活動

聴覚・視覚障害者や外国人などのように災害情報を的確に入手することが困難な災害時要援護者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して、広報に努める。

1 障がい者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでの文字放送、手話放送、テロップ等による広報に努める。

視覚障害者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字での広報に努める。

また、各種障がい者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

2 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、ボランティア団体及び外国人団体等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報する。

また、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くように努める。

第4 報道機関への発表等

被災地の町民が、適切な判断により行動がとれるようにテレビ・ラジオ、新聞等の報道機関と連携を図り、災害情報を迅速かつ的確に広報する。なお、報道機関に対する情報の提供は、事前に災害対策本部長の承認を得て、次の事項を中心に個人情報の公開について、十分配慮したうえで総務部記録調整班が行う。

1 緊急放送要請

町は、住民等への情報伝達が緊急を要する場合は、県を通じて、NHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等放送事業者に放送を行うことを求める。

2 報道機関への広報協力要請

県を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民向け広報協力を要請する。

3 報道機関に対する情報の提供

- (1) 地域の被害状況等に関する情報
- (2) 本町における避難に関する情報
 - ① 避難の勧告・指示に関すること。
 - ② 避難所に関すること。
- (3) 地域の応急対策活動状況に関する情報
 - ① 救護所の開設に関すること。
 - ② 道路の復旧に関すること。
 - ③ ライフラインの復旧に関すること。
 - ④ 給水及び給食に関すること。
 - ⑤ 防疫に関すること。
 - ⑥ 各種相談窓口の開設に関すること。

第5 その他災害広報活動

1 庁内広報

庁内広報は、災害情報及び被害状況の推移を職員に周知させることにより、各部各班の適切な対応を図るために庁内放送、文書等により実施する。

2 関係機関への連絡

地域内の公共機関、重要な施設の管理者等に対し随時必要な連絡を行い、相互に情報を交換する。

第6 町民への各種相談窓口

1 各種相談窓口の設置

被災町民からの要望、相談等に対し、速やかに関係各部及び関係機関に連絡して早期解決に努めるため関係各部と協力して、次のような各種相談窓口を設置する。

- (1) 役場庁舎内等での相談窓口の設置
- (2) 各避難所の巡回相談
- (3) 電話相談窓口の設置
照会、連絡や相談窓口の設置状況などの連絡については、電話及びFAX等で対応する。
- (4) 在宅災害時要援護者や外国人向けの専門窓口の設置
- (5) 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置
町、県及び国等による支援事業についての相談及びあつ旋について実施する。
- (6) 被災した女性や子どもの心身の健康を守るために、女性や子どものための相談窓口を開設し、女性や子どもの健康問題や育児相談・支援に取り組む。

2 相談の内容

- (1) 生活再建相談
生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。
 - ① り災証明書の発行
 - ② 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等

- ③ 倒壊家屋の処理
- ④ 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、民間賃貸住宅のあっ旋
- ⑤ その他生活相談

(2) 事業再建相談

事業再建のため、町、県及び国による支援事業についての相談及びあっ旋を行う。また、県、国による支援事業については、関係機関との共同相談窓口を設ける。

- ① 中小企業関係融資
- ② 農業関係融資
- ③ その他融資制度

(3) 個別専門相談

① 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修理、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。

② 健康相談

心身の健康に係わる問題など、医療関係団体等の協力を得て、健康相談を実施する。特に、災害による悲しみや恐怖、不安、ストレスなどの心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

災害発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生すると考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導にあたっては、消費生活相談員及び県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡散防止のため、町の広報紙や報道関係機関等の広報により、悪質商法への注意を啓発する。

(6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や町内の住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供、広報を行う。

第7 広聴活動

1 被災者に対する広聴活動の実施

町は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。

2 県の広聴活動への協力

- (1) 情報収集や提供等、県が災害発生後に設置する災害情報相談センターの業務に協力する。
- (2) 必要に応じて、県のホームページにアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

第10節 水防活動計画

川島町水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び樋管の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき定められている。

ただし、災害対策基本法に基づく川島町災害対策本部が設置されたときは、本計画による。

第1 水防体制

川島町は、水防法の定めるところにより水防管理団体として本地域における水防を十分に果たすべき責任を有している。このため、本地域における水防活動は、町、水防団及び消防署が中心となり、また警察署等関係機関と密な連携を図り実施する。

1 水防非常配備の種類

(1) 準備体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる体制をとる。

(2) 警戒体制

水防関係部署職員の責任者を収集し、水防活動の必要な事態が発生すれば、関係職員の動員が即時可能な体制を準備する。

(3) 緊急体制

各課局室長全員、職員の一部を動員し、水防団と協力して増水状況等の調査及び応急対策を実施する。

(4) 非常体制

全職員を動員し完璧な水防体制をとる。

第2 水防活動

1 監視、警戒活動

水防管理者は出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防を巡回し、異常を発見した場合は直ちに国土交通省の管理区域にあつては国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、埼玉県管理区域にあつては東松山県土整備事務所に報告して、必要な措置を求めると共に水防作業を開始する。

2 堰、樋管の操作

堰、樋管の管理者は、降水又は増水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに荒川上流河川事務所長及び東松山県土整備事務所長に通知する。

3 資器材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めると共に、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

4 重要水防区域

川島町水防計画「重要水防区域一覧表」による。

5 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、水防管理者及び消防機関の長は警戒区域を設定し、町民の立入を禁止、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

第3 水防機関の活動

1 非常配備

(1) 消防局

消防局は、非常配備体制実施要領に基づき、体制を整え活動する。
また、状況に応じて第2編第3章第24節に準じて対応にあたる。

(2) 水防団

水防団は、川島町水防団条例に基づき、体制を整え活動する。

第4 決壊時の措置

1 通報

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防法第25条の規定に基づき直ちにその旨を東松山県土整備事務所長及びはん濫を予想される方向の隣接水防管理者、又は市町村長に通報する。

この事態が国土交通省直轄管理区域のとき、又はその区域に影響する箇所のある場合は荒川上流河川事務所長にも通報する。

2 警察官の出動要請

水防管理者は堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防法第22条の規定に基づき東松山警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。

3 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長及び消防機関の長は水防のため必要があるときは、水防法第24条の規定に基づきその区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

4 避難のための立退き

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、サイレン、警鐘その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事及び東松山警察署長に通知する。

第5 協力応援

1 水防管理団体相互の協力応援

(1) 協力応援

水防管理者は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておく。

水防管理者は、水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を図る。

(2) 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定める。ただし、協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

2 自衛隊に対する出動要請

第3編第3章第5節参照

第6 水防報告

1 水防活動状況報告

水防警報の「出動」発令から解除までの間、水防活動状況を東松山県土整備事務所へ埼玉県

水防計画の定めるところにより次のとおり報告する。なお、事態が国土交通省直轄管理区域のとき、又はその区域に影響する箇所がある場合は荒川上流河川事務所担当出張所に報告する。

(1) 定時報告

水防警報「出動」発令時から1時間毎に定時報告書により報告する。

(2) 異常報告

亀裂、漏水、深掘れ、水があふれる等の状況が生じた場合、逐次、水防活動速報報告書により報告する。

(3) 重大災害状況報告

堤防の決壊等重大な状況が生じた場合、逐次、破堤等重大災害状況により報告する。

2 水防てん末報告

水防が終結したときは、水防管理者は遅滞なく水防実施状況報告書により東松山県土整備事務所を経由して知事に報告する。

第11節 避難計画

町は、台風の接近、集中豪雨等に伴い、災害が発生するおそれがあるときは、危険地域にある住民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減を図る。

第1 避難の勧告及び指示

1 実施責任者

避難の勧告・指示は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町民に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたとき、原則として町長が実施する。

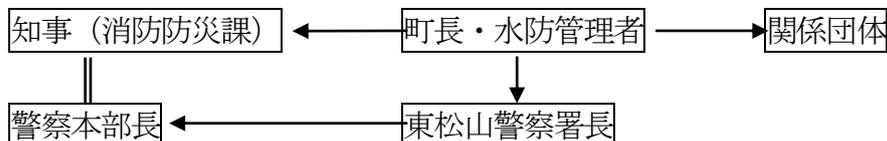
ただし、法令に定めのある特別の場合は、次の者が実施する。

実施責任者	災害の種類	勧告・指示・警告・命令を行う要件	根拠法令
町長 (町長が事務を行うことができない場合は知事)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般	・町長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・町長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた県職員、水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

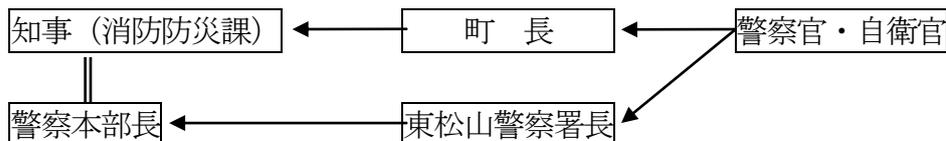
2 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立退きを勧告し若しくは指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。(「→」は通知、「=」は相互連絡を示す)

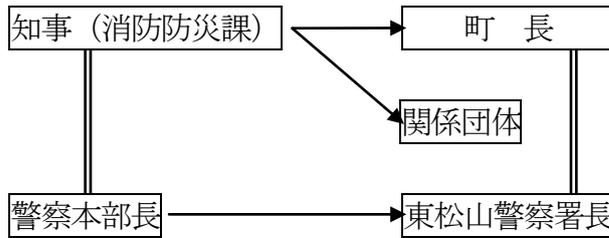
(1) 町長・水防管理者の措置



(2) 警察官・自衛官の措置



(3) 知事又はその命を受けた県職員



3 避難勧告・指示等の発令基準

避難の勧告等については、次の基準により発令し、伝達する。

種別	発令基準
避難準備情報	1 河川がはん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想される時 2 その他避難の準備勧告を必要とする時
避難勧告	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断される時 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり避難を要すると判断される時 3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある時 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険がある時 5 地殻変動により著しい危険が切迫している時 6 火災が拡大するおそれがある時 7 その他、人命に危険があると認められる時
避難指示	1 破堤（堤防の決壊）、越水（堤防からの水の流出）等を確認した時 2 河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認した時 3 条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した時又は危険区域に残留者がいる時

※各河川（荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川）の避難勧告等発令の判断基準については、資料編「避難勧告等発令の判断基準」参照

4 避難勧告・指示等の伝達

避難勧告等を伝達する際は、次の伝達内容と伝達方法により、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

種別	伝達内容	伝達方法
避難準備情報	1 勧告者 2 対象地域 3 避難準備すべき理由 4 避難に際しての注意事項	・防災行政無線 ・インターネット ・広報車 ・加入電話
避難勧告	1 勧告者 2 対象地域 3 避難の理由	・サイレン、警鐘、標識によるほか防災行政無線、広報車、航空機、消防機関等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。 ・できるだけ町民を恐怖状態におちいらせないように注意するとともに、火災の予防についても警告するものとする。
避難指示	4 避難場所 5 避難経路 6 その他注意事項	

※ 災害時要援護者については、視覚障害者は電話、口頭、聴覚障害者はファクシミリ等、日常的に福祉関係で実施している連絡体制を有効に活用する。

5 避難勧告等の考え方

	発令時の状況	町民に求める行動
避難準備情報 (要援護者等に対する避難情報)	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の町民は、直ちに避難行動完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※避難準備情報：要援護者（避難行動に時間を要する者）に避難のための立ち退きを勧める又は促すものである。
 避難勧告：その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧める又は促すものである。
 避難指示：勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。

第2 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、町民等の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定権者は、関係法規に基づき次のように定められている。

1 警戒区域の設定権者

設定権者	内 容 (要件)	根拠法令
町長	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第 63 条
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法 第 73 条
消防長又は消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第 23 条の 2
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
消防吏員又は消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
警察官	・町長、その委任を受けた町長の職権を行う町職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第 63 条の職権を行使した場合、実施後直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。	災害対策基本法 第 63 条 水防法第 21 条
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	・町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法 第 63 条

2 伝達方法

警戒区域の設定を行った場合は、避難の勧告又は指示と同様の方法で、関係機関及び町民にその内容を周知する。

第3 避難誘導

1 避難経路

避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選択する。

2 誘導の方法

避難は、消（水）防団及び自主防災組織と連携し、自身の安全を確保したうえで、避難路の状況等を適宜判断し、安全な経路を選び誘導する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児など自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の災害時要援護者に対しては、近隣住民等の協力のもと、その優先的な避難に配慮する。また、状況により、病弱者、傷病者、障がい者又は歩行困難者は、適当な場所に集合し、車両等により輸送する。なお、混乱が予想される場合は、警察及び消防等へ協力を要請する。

3 避難時の携帯品等

避難にあたっての携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な避難に支障をおこさない最小限度のものを携行するよう周知する。

第4 避難所の開設・運営

1 避難所

(1) 指定避難所

町長は、災害の状況に応じて、指定された避難所の中から開設する避難所を決定する。

なお、町外への避難の場合は、災害時における相互応援協定を締結している県内の市町村へ一時収容のための施設の提供を要請する。

名 称	所 在 地	電話番号	建物階数
中山小学校	中山 1333 番地	297-0029	3 階
伊草小学校	伊草 238 番地 1	297-0049	3 階
三保谷小学校	白井沼 945 番地	297-0077	2 階
出丸小学校	上大屋敷 100 番地	297-0074	3 階
八ッ保小学校	畑中 31 番地	297-0064	2 階
小見野小学校	谷中 99 番地	297-0076	2 階
川島中学校	白井沼 230 番地	297-0112	3 階
西中学校	中山 270 番地 1	297-2427	3 階
川島町民体育館	下八ッ林 923 番地	297-1611	2 階
コミュニティセンター	下八ッ林 923 番地	297-1611	2 階
川島町民会館	下八ッ林 926 番地 1	297-1667	2 階

(2) 福祉避難所

福祉避難所は、避難者の中でも高齢者や障がい者の方など特別な配慮を必要とする者（災害時要援護者）に対して、特別な配慮をする避難所として、必要に応じて開設される二次的避難施設である。町は、町内の社会福祉施設と「災害時における福祉避難所としての施設利

用に関する協定」を締結しており、状況に応じて福祉避難所の開設要請を行う。

名 称	所在地	受入可能 人員	電話番号
社会福祉法人ウイング ワーク&ライク のびっこ	下八ッ林 871 番地 5	20	297-7405
医療法人啓仁会 平成の森川島病院	畑中 478 番地 1	80	297-8808
社会福祉法人永楽会 特別養護老人ホーム 永楽園	表 147 番地 1	15	297-5207
社会福祉法人永楽会 特別養護老人ホーム ひまわり	山ヶ谷戸 519 番地 1	34	299-0031
社会福祉法人 川島町社会福祉協議会	曲師 402 番地 1	40	297-7111

※災害発生当初から避難所施設として使用することは原則としてしない。

【資料編 2-20 「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」参照】

2 収容対象者

避難所への収容対象者は、災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者及び避難しなければならない者とする。

3 避難所開設の報告

(1) 町長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに埼玉県防災情報システムにより県に報告するとともに、警察、消防等関係機関に連絡する。

(2) 報告事項

- ① 避難所開設の目的、日時、場所及び施設名
- ② 収容人員及び収容状況
- ③ 開設期間の見込み

4 避難所の運営管理

(1) 避難所の開設は、町職員又は施設管理者が行う。配置された職員は、本格的な避難所組織ができるまで、あらかじめ策定したマニュアルに従い運営にあたる。運営にあたっては、次の点に注意して適切に管理を行う。

① 避難者名簿の整備

避難所ごとに名簿を作成することにより、避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。町内で不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

② 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため、通信連絡手段の確保に努める。

③ 避難所の運営

避難所ごとに管理運営者を定めることとする。運営にあたっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

④ 災害時要援護者や女性への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、バリアフリートイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は、開設当初から設置できるように努める。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

また、福祉相談員や女性相談員を配置若しくは巡回させ、災害時要援護者や女性のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）や民間団体と積極的に連携を図る。

⑤ 災害時要援護者等に必要な物資等の整備

災害時要援護者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

<災害時要援護者や女性のために必要と思われる物資等>

高齢者：紙オムツ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車イス、ベッド、老眼鏡

乳幼児：タオル、紙オムツ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等

肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者：

紙オムツ、ベッド、車イス、歩行器、杖、バリアフリートイレ

病弱者・内部障害者：医薬品や使用装具

膀胱又は直腸機能に障がい：オストメイトトイレ、ストマ装具

咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭

呼吸機能障害：酸素ボンベ、人工呼吸器のための発電機

聴覚障害者：補聴器（電池含）、筆談用ミニボード、マジック、文字放送用テレビ

視覚障害者：白杖、点字器、ラジオ

知的障害者、精神障害者、発達障害者：

医薬品、嚥下しやすい食事、紙オムツ、洋式簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具

女性：女性用下着、生理用品などの衛生用品

妊産婦：マット、組立式ベッド

外国人：外国語辞典、対訳カード

⑥ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

⑦ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、県へ医療救護班の派遣要請等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所もしくは医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

⑧ 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施

設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(2) 避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

5 避難所の縮小・閉鎖

(1) 避難所の縮小

各避難所の設備、避難者数等の運営状況から、継続して避難所として活用する施設、避難者を他の移送し、避難所数を縮小する。

(2) 避難所閉鎖の決定

町は、災害が終息し、かつ、応急仮設住宅の供与等により避難する必要がなくなった時点で、災害対策本部の判断により、避難所を閉鎖する。

なお、担当の避難所が閉鎖した後の避難所担当職員としての災害対策活動については、所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事する。

(3) 県等への報告

町は、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。

6 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」による。

第12節 救急救助・医療救護計画

大規模災害発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、町は消防、警察等と協力の下、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

第1 救急救助

1 基本事項

(1) 実施責任者

- ① 救急・救出活動は、消防を主体とし実施する。
- ② 災害救助法適用後は、町長が消防及びその他の機関の協力を得て実施する。

(2) 救出対象者

- ① 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者。
- ② 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者又は生存が明らかでない者。

2 町の救急救助活動

- (1) 消防を主体として救出班の編成による救出作業を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 応援要請（第2編第3章第24節参照）

- (1) 消防相互応援協定による応援要請
- (2) 知事による応援出動の指示
- (3) 緊急かつ広域的な応援要請

4 災害救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求する。

第2 傷病者搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

救護班、または、傷病者を最初に受け入れた医療機関は、傷病者の重傷度の判定（トリアージ）の実施結果をふまえて、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

重傷者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターを手配する。また、自衛隊に対してもヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、町及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位

に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認のうえ、搬送する。

第3 医療・助産

災害のため医療機関が混乱し、被災者が、医療・助産の途を失った場合に、医療・助産の処置を施し、被災者保護の万全を図る。

1 救護所の設置

災害による傷病者等の救護は、病院、診療所等の施設を利用して行うが、軽症病者は避難計画に定める避難所をもってあてる。ただし、事態が急迫し、病院、診療所等が使用不能の場合は、付近の公民館又は集会所等の施設の利用を図る。

2 救護班の出動要請

- (1) 町長は、災害により要救護者が発生し、必要があると認めるときは、医師会に医療救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。また、災害の程度により、町の能力をもってしては十分でないとき、県及びその他関係機関に協力を要請する。
- (2) 町長は、災害救助法適用後による医療・助産の必要があると認めるときは、県に医療・助産について迅速、的確な要請を行う。
- (3) 県の救護班（埼玉DMAT）の構成は、次のとおりである。

医師：1名 看護師：2名 業務調査員：1名

3 救護班の業務内容

- (1) 業務内容は以下のとおりとする。
 - ① 傷病者に対する応急措置
 - ② 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）の実施
 - ③ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
 - ④ 軽症者に対する医療
 - ⑤ カルテの作成
 - ⑥ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
 - ⑦ 助産救護
 - ⑧ 死亡の確認
 - ⑨ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

4 後方医療体制の確保

町内の医療機関において対応が困難な重症者がいる場合は、県に対し災害拠点病院等の後方医療体制の確保協力を要請し、災害拠点病院に搬送する。

5 医薬品・医療資機材等の調達

町内の医療機関において不足する医薬品及び医療資機材を県及び日本赤十字社等から調達する。

6 精神科救急医療の確保

町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

7 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手しているときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

第4 保健衛生

1 精神保健活動

(1) 精神保健相談の実施

被災地、特に避難所、応急仮設住宅においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者が精神的不調を来たす場合がありますことから、医療関係団体等の協力を得て、精神保健相談を実施する。

(2) 精神保健活動班の派遣要請

町は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に精神保健活動班の派遣を要請し、次の活動の実施について支援を求める。

- ① 発症あるいは症状が悪化した精神障害者の診療
- ② 精神科医療機関のあっせん
- ③ 精神科医療機関への搬送手段の確保
- ④ 町、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- ⑤ 被災者の精神保健福祉相談

2 栄養指導

(1) 栄養調査、栄養相談

災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されるため、町は、定期的に避難所、炊出し現場等を巡回し、被災者の栄養状態及び食品の管理状態等を調査するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。

(2) 栄養指導班の派遣要請

町は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に栄養指導班の派遣を要請し、次の事項の指導を求める。

- ① 炊出し、給食施設の管理指導
- ② 患者給食に対する指導
- ③ その他栄養補給に関すること。

第13節 食料供給計画

災害時に、被災者及び災害応急対策に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実な供給を図る。

第1 基本事項

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の供給は、町長が行う。ただし、災害の程度等により、その調達が困難な場合等にあつては、知事に調達を要請する。

2 災害時の応急配給要領

(1) 配給基準・品目

品 目	基 準	
米 穀	被災者	1食当たり 精米200g以内
	応急供給受配者	1人1日当たり 精米400g以内
	災害救助従事者	1食当たり 精米300g以内
乾 パ ン	1食当たり	1包(115g入り)以内
食 パ ン	1食当たり	185g以内
調 整 粉 乳	乳児1日当たり	200g以内
アルファ米	1食当たり	100g以内

※ 応急供給受配者は、配給機関が通常の配給を行うことができないためその機関を通じないで配給を行う必要がある者

(2) 配給の方法

- ① 災害救助法が適用された場合に準じて行う。
- ② 副食物等は、災害救助法が発動された場合に準じて、主食とともに配給する。

第2 食料の調達

1 食料の調達

(1) 関係業者からの調達先

調達品	調 達 先	所 在 地	電話番号	責任者
主 食	埼玉中央農協川島支店	上八ッ林413番地	297-1822	農政産業課長
	敷島製パン(株)	かわじま2丁目21番地	299-0906	
副食物	川島町商工会	平沼1175番地	297-6565	

【資料編2-12・2-14「災害時等における主食供給等の協力に関する協定」参照】

(2) 調達した食料の集積場所

施設名	所在地	電話番号	役場からの距離
川島町役場	平沼 1175 番地	297-1811	0 km
中山公民館	中山 1317 番地 1	297-1802	3. 5 km
伊草公民館	伊草 230 番地	297-0004	3. 0 km
三保谷公民館	白井沼 907 番地	297-0175	0. 7 km
出丸公民館	上大屋敷 144 番地	297-0010	4. 0 km
八ッ保公民館	畑中 341 番地	297-0008	2. 0 km
小見野公民館	谷中 251 番地 1	297-1801	3. 0 km
ふれあいセンターフラットピア川島	八幡 6 丁目 1 番地 2 号	297-1117	4. 0 km

※ 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食料管理の万全を期する。

2 知事等への調達要請

災害の程度が甚だしく、町において食料の調達が困難な場合は、知事（農林部）に調達を要請する。また、県中央防災基地から必要に応じ備蓄食料を調達する。

交通、通信の途絶等、被災地が孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で関東農政局企画調整室及び生産部業務管理課の協力のもと、農林水産省生産局農産部貿易業務課又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付総合食料局長通知）にもとづき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給する。

3 食料搬送

食料の搬送方法は、次のとおりとする。

- (1) 町の備蓄食料は、町が搬送する。
- (2) 県からの救援食料及び県備蓄食料は、原則として県が町の集積場所まで搬送し、集積場所からは町が搬送する。ただし、知事が輸送区間、輸送距離等の事情により町への引き取りの指示を行った場合は、これにより町が搬送する。
- (3) 業者等からの調達食料は、原則的には業者が提供場所まで搬送するが、町も搬送に協力する。
- (4) 町の搬送は、公用車又は社団法人埼玉県トラック協会小川松山支部等の協力を得て実施する。

第 3 炊出しの実施

1 炊出しの方法等

(1) 炊出し対象者

避難所に収容されている被災者、炊事のできない被災者並びに応急対策活動従事者のうち、次に掲げる者。

- ① 消防職員
- ② 警察官
- ③ 消防（水防）団員
- ④ 町役場その他の団体に従事しているもの

(2) 実施方法

町長は、赤十字奉仕団等の諸団体及び町民に対し、炊出しについての協力を要請し、避難所又はあらかじめ指定した場所等において給食を実施する。

(3) 配分方法

町長は、避難所又は炊出し対象地区ごとにそれぞれ責任者を定め、基準量に従い公平確実な配分を実施する。

(4) 炊出し実施場所

炊出しは、川島町学校給食センターで実施することを基本とするが、必要に応じて公共施設等において実施する。

また、停電時での活動に備え、予備電源設備等の整備を行う。

施設名	所在地	電話番号	炊出し能力
川島町学校給食センター	上八ッ林 798 番地 1	297-0260	4, 000 食

(5) 県への協力要請

災害の程度が甚だしく、町において炊出し等の実施が困難な場合は、知事に炊出し等について協力を要請する。

(6) 炊出し実施状況報告

町長は、炊出し、食料の配分その他食料の給与をしたとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2 災害救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

第14節 衣料、生活必需品等の供給計画

災害時に被災者に対する衣料、生活必需品等の供給については、その確保と迅速公平な支給を図る。

第1 基本事項

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する衣料、生活必需品等の供給は、災害救助法の基準に準じて町長が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合の被服寝具その他生活必需品の支給又は貸与は、町長が行う。

2 供給の基準

被災者に対する衣料、生活必需品等の支給は、次の基準で実施する。

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、これらを直ちに入手することができない状態にある者。

(2) 支給又は貸与の方法

- ① 救助物資の調達、支給等は町長が実施するが、町において調達することが困難な場合は、県に対し備蓄物資の放出又は調達を要請する。また、中央防災基地から備蓄物資を調達する。
- ② 町長は、災害状況及び被災世帯構成員別等に基づき、品目等を考慮して救助物資の購入計画を立案し、これに従い供給する。

(3) 支給又は貸与する品目

支給又は貸与する品目は、次に挙げる品目の範囲内とする。

- ① 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- ② 外衣（洋服、作業衣、子供服）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ等）
- ④ 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、かさ等）
- ⑤ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、はし等）
- ⑦ 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、上敷、ゴザ等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

3 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求するものとする。

第2 必要物資の備蓄調達

1 必要物資の備蓄調達

(1) 衣料、生活必需品等の迅速な支給が行えるよう、町は最小限の備蓄を確保しておくものとするが、必要量を確保調達できるように、関係業者と協力体制を整備する。

(2) 物資の調達先

調達品	調達先	所在地	電話番号	責任者
衣料、生活必需品等	川島町商工会	平沼 1175 番地	297-6565	農政産業課長
	(株)カインズホーム 川島インター店	上伊草 210 番地	299-0111	

【資料編 2-11 「災害時等における物資供給等の協力に関する協定」参照】

(3) 調達した物資の集積場所

前節第2の1(2) 調達した食料の集積場所と同様

2 知事等への調達要請

災害の程度が甚だしく、町において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に対して調達等を要請する。

また、県中央防災基地から必要に応じ備蓄品を調達する。

3 衣料、生活必需品等搬送

衣料、生活必需品等の搬送については、食料搬送と同様の方法により行う。

第15節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料用として適当な水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 基本事項

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策従事者に対する飲料水の供給は、町長が行う。

2 実施担当者

建設部副部長（上下水道課長）

3 応急給水の方法

災害により飲料水を得ることができない者に対する応急給水は、臨時給水栓及び給水タンクにより搬送し、給水を行うものとするが、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ/日）の水を確保できない場合は、町長は隣接市町村又は県に応援を要請する。

(1) 応急給水の量

災害発生時から3日目までは、1人1日最低3ℓ、4日目以降は約20ℓを目標とする。これは、飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

(2) 応急給水場所

応急給水場所は、町長が必要と認める場所に設置する。

(3) 給水用資機材

応急給水に使用する資機材は、次のとおりである。

種類	容量等	数量	保管場所
給水タンク	1,000ℓ	1基	上下水道課
	1,500ℓ	1基	
ウォーターバルーン	1,000ℓ	1基	〃
ポリタンク	10ℓ	15個	〃
〃	12ℓ	27個	〃
〃	20ℓ	120個	〃、町防災倉庫
浄水機	2m ³ /h	3台	町防災倉庫
非常用飲料水袋	10ℓ	4,000枚	上下水道課、町防災倉庫

4 医療機関等への給水

医療機関等から応急給水の要請があった場合には、これを最優先とする。

5 貯水施設

町内における貯水施設は、次のとおりである。

施設名	配水池貯水量	所在地	電話番号
平沼浄水場	4,000t	平沼1258番地	297-1818
吹塚浄水場	3,000t	八幡1丁目14番地	297-1835

6 広報活動

災害時に実施する応急給水や応急復旧対策等の実施状況や活動状況を町民に適時、適切な情

報を広報する。

- (1) 町民に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線等で実施する。
- (2) 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、応急給水場所の状況及びその他必要と認める事項とする。

7 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求する。

第2 給水施設の応急対策

1 給水施設の応急復旧

- (1) 被害箇所の調査と復旧

町長は、災害により給水施設が被災した場合には、被害箇所の調査及び復旧工事を6日以内に完了するよう実施する。

- (2) 復旧資材の調達

被災施設の復旧用資材が、町内で調達することが困難な場合、町長は、知事にそのあつ旋を要請する。

- (3) 技術者のあつ旋

町長は、被災施設の復旧作業に従事する技術者が不足する場合には、知事にそのあつ旋を要請する。

第16節 住宅・公共施設応急対策計画

風水害により被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者、又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置してこれに収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して援護の万全を図る。また、応急活動を行ううえで重要な役割を果たす公共建築物等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図り応急対策を実施する。

第1 応急住宅対策基本事項

1 実施責任者

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は町長が行う。ただし、災害救助法適用後の応急仮設住宅の設置については、知事が行う。また、住宅の応急修理は、町長が行う。

2 工事の施工及び資材の調達

(1) 工事の施工方法

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は、業者委託の方法により実施する。

(2) 建設資材の調達

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に伴う、建設資材等の調達は町及び業者委託によって実施するが、それが困難な場合には、知事にその調達を要請する。

第2 応急仮設住宅の設置

1 設置場所（本編第2章第8節参照）

応急仮設住宅は、町有地に設置することを基本とするが、災害の状況により私有地に設置する場合には、所有者と町との間に賃貸契約を締結する。

2 設置基準等

(1) 設置戸数

被害状況により、設置戸数を決定する。

(2) 規模

1戸当り29.7㎡（9坪）を基準とする。

(3) 型式

原則としてプレハブ住宅とする。

(4) 経費

災害救助法の規定による。

(5) 着工時期及び供与期間

災害救助法の基準では、災害発生の日から20日以内となっているが、被災者の早期保護のために、町建設業協会等に協力を要請し、できるだけ速やかに設置する。供与期間については、完成の日から2年以内とする。

(6) 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

3 入居者の選定

民生部部長、副部長及び福祉班は、被災者の状況を調査の上、おおむね次の基準に基づき入居者を決定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況及びペットの飼育状況等を考慮するとともに、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対する配慮をする。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することができない者

4 仮設住宅の管理

仮設住宅の維持管理は、町が行う。

5 災害時要援護者への配慮

町は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の災害時要援護者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、災害時要援護者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

【資料編 1-12 「応急仮設住宅設置要領」 参照】

【資料編 4-5 「応急仮設住宅設置要領関係様式」 参照】

第3 既存住宅の利用

1 民間賃貸住宅の利用

町は、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部との「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」に基づき情報提供及び住宅提供の支援を要請し、民間賃貸住宅が提供できるように努める。

【資料編 2-10 「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」 参照】

第4 住宅の応急修理

1 実施基準

- (1) 対象者
災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者
- (2) 修理の範囲
居室、便所、台所等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限度

2 対象者の調査及び選定

災害救助法適用の場合は、町が損壊情報、り災者の資力、その他の生活条件の調査を実施し、報告、証明書などを発行する。

同法が適用されない場合で、町長が実施の必要を認めたときは、町において調査し選定する。

3 修理の方法

- (1) 修理戸数
被害状況により、修理戸数を決定する。
- (2) 施工業者
町長が建設業者等に協力を依頼して実施する。
- (3) 経費
1戸当りの修理経費の基準は、災害救助法の規定による。
- (4) 工事の期間
原則として、災害発生の日から1ヶ月とする。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

第5 被災建築物応急危険度判定等の実施

災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、都市整備班は、被災建築物や被災宅地の地震等による二次災害を防止するため、県とも協議しながら被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

1 被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

判定結果は、「調査済（使用可）：緑」、「要注意（改修するまで使用不可）：黄」、「危険（使用不可）：赤」のステッカーを玄関付近など建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供する。

都市整備班及び応急危険度判定士の資格を有する町職員は、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、被災建築物の応急危険度判定を実施する。なお、職員の不足が予想されるため、町内の危険度判定士に協力を求めるとともに、必要に応じて近隣の市町村への協力、県に派遣要請する。

2 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止することを目的としたもので、目視できる範囲の箇所について調査し、判定する。

判定結果は、「調査済宅地（この宅地の被災程度は小さい）：緑」、「要注意宅地（この宅地に入る場合は十分に注意する）：黄」、「危険宅地（この宅地に入ることは危険）：赤」のステッカーを見えやすい場所に表示し、所有者や使用者はもとより付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにする。

都市整備班及び被災宅地危険度判定士の資格を有する町職員は、被災宅地危険度判定連絡協議会の各種マニュアル・手引きに基づき、宅地の危険度判定を実施する。なお、職員の不足が予想されるため、町内の危険度判定士に協力を求めるとともに、必要に応じて近隣の市町村への協力、県に派遣要請する。

3 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、災害による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

町は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

4 応急措置に関する相談及び広報

都市整備班及び危険度判定士は、記録調整班と連携し、応急措置に関する相談及び広報を実施する。

第6 公共施設等の応急対策

1 公共建築物

災害時には、「第5 被災建築物応急危険度判定等の実施」に準じて、公共建築物及び敷地について、危険性を確認し、宅地の二次被害の防止と建築物の災害後における使用可能性について判断を行い、適切な応急措置を実施する。

2 上水道施設

水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源

の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

3 下水道施設

町は、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

4 道路施設

町は、道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか県の措置に準じて措置する。

5 その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

- ① 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- ② 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 畜産施設等

町は、災害が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。

(3) 医療救護活動施設

- ① 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を重点に対応する。
- ② 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

(4) 社会福祉施設

- ① 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全確保する。
- ② 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ③ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- ④ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第17節 環境衛生整備計画

災害に伴い発生した廃棄物、並びに災害時における一般廃棄物（ごみ及びし尿）を迅速に処理し、被災地の感染症等の予防と早期復興を図る。

第1 一般廃棄物処理

災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準）に定めるところにより、これらの一般廃棄物（ごみ及びし尿）を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

1 ごみ処理

災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。

(1) 施設の応急措置

災害発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

(2) ごみ収集の方法

① ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を町民に対して、自治会又は報道機関を通じ、協力を呼び掛ける。

② 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

③ ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、町民に分別排出を呼び掛ける。

④ 避難所のごみ対策

避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

(3) ごみの処理・処分

① ごみ焼却処理施設の所在地及び処理能力

名 称	所 在 地	処理能力
川島町環境センター	曲師 370	1日当り 40 t

災害の程度により関係各機関の応援を要請するなど、適切な処置をとる。

② ごみ処理対策

町は、ごみ処理について、収集、処理業務とも民間に委託していることから、災害時等に対する対策を確立しておく。

災害時のごみ排出は、膨大な量と多様なごみ質が予想されるため、ごみ処理を第1次対策と第2次対策とに分けて対処する。

ア 第1次対策

処分場への短期間大量投入が困難なため、周辺環境に十分注意しながら公有地等を利用して、町内に数ヶ所の集積場を確保し、これを活用し収集可能となった時点から、災害復旧計画に従って対処する。

イ 第2次対策

第1次対策に従って、臨時ごみ集積場に搬入されたごみは、応援及び臨時雇用人員及び機材を活用して処分場に搬出し処分する。

ウ ごみ処理施設の確保

処理能力を超えるごみが排出された場合、あるいはごみ処理施設が被害を受け稼働しない場合は、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」を締結している市町村及び民間廃棄物処理業者等へごみの処理を要請する。

【資料編 2-7 「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」 参照】

【資料編 3-8 「ごみ処理機材の保有状況」 参照】

2 し尿処理

災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、し尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、災害時に適正な処理が必要となるし尿排出量を1人1日1ℓと想定し処理計画を策定する。

(1) 施設の応急措置

災害発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

(2) 収集方法

被災地域の状況に応じて、町の許可業者と緊密な連携を図り、避難所など被災集中地区を重点的に収集する。

(3) 処理等の方法

① し尿処理施設の所在地及び処理能力

名 称	所 在 地	処理能力
川島町環境センター	曲師 370	1日当り 30kℓ

※し尿処理施設が被害を受け稼働しない場合は、「災害廃棄物の処理に関する相互支援協定」を締結している市町村及び民間処理場へ処理を要請する。

② し尿処理施設の耐震性の向上

災害でし尿処理施設が被害を受けないよう耐震性の向上のための事前対策を進める。

(4) 仮設トイレの設置・管理

① 仮設トイレの確保

災害直後は、水洗トイレやし尿処理システムが広範囲に使用不能となることが予想されるため、仮設トイレの確保とその維持管理体制を確保する。

また、仮設トイレの設置にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮する。

② 仮設トイレの撤去

上下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに行い、避難所の衛生向上を図る。

第2 災害廃棄物処理

災害時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、廃棄物処理に必要な体制や仮置場を確保する。

1 実施体制

災害廃棄物の除去及び処理については、原則として次の要領で実施する。

(1) 住宅・建築物系（個人・中小企業）

原則、建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、町は仮置場・最終処分場の確保及び処理処分に関する情報の提供を実施する。

(2) 大企業の事業所等

大企業は自己で適正に処理する。

(3) 公共・公益施設

施設の管理者において処理する。

2 処理対策

(1) 仮置場の確保

町は、災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場の候補地を以下のとおり指定する。

名称	所在地	面積 (㎡)	備考
中山地内町有地（さくらの広場付近）	中山 1932-2	7,886	町有地
川島町環境センター駐車場	曲師 355	2,475	町有地

(2) 災害廃棄物の処理方法

危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に処理する。

また、災害廃棄物はリサイクルを考慮して、解体家屋ごとに現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、最終処理を実施する。

① 分別処理の方法

ア 木造家屋等から発生する災害廃棄物は、木材、可燃物、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

イ 不燃物さらに、コンクリート塊、金属、ガラス等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

② 最終処理方法

ア 可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は焼却可能な形状とし焼却する。必要に応じ、相互支援協定を締結している市町村に処分を要請する。

イ 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

(3) 費用の負担

町長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

3 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努め、町民の健康被害に配慮する。

第3 防疫活動

水道の断水、汚水の溢水等により感染症のまん延するおそれがあるときは、被災地の予防措置及び消毒等の防疫活動を実施する。

1 実施体制

町は、保健所の指示の基に防疫活動を実施する。

2 活動内容

(1) 消毒・清掃

町は、被災地において感染症が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業及び清掃作業を実施する。

① 消毒・清掃の対象

- ア 給水給食施設
- イ 家屋
- ウ 便所
- エ ごみ集積地、側溝等

② そ族昆虫の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤によるそ族昆虫の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

(2) 衛生指導

町は、保健所の指導の基に、次の活動を実施する。

① 避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。

② パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。また、保健師による相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

(3) 県に対する要請

町長は、町が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、県に支援の要請をする。

(4) 県が実施する防疫活動への協力

被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における検病検査、健康診断、臨時予防接種及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。

第4 食品衛生対策

町は、保健所が実施する食品衛生監視活動に協力する。

1 食品衛生監視活動

- (1) 救護食品の監視指導
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

第5 動物愛護

1 目標

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点からこれら動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。

2 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設へ搬送する。

3 避難所における動物の適正な飼養

- (1) 町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正な使用の指導を行うなど動物愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

4 情報の交換

町は、県と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- (4) 他市町村への連絡調整及び応援要請

5 その他

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、警察等の協力を得て収容、管理する。

第18節 遺体の収容及び埋・火葬計画

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される行方不明者等について、迅速かつ適切に捜索を行い、死亡した者については、埋・火葬を実施する。

第1 基本事項

1 実施責任者

遺体の捜索、処理及び埋・火葬は、町長が行う。

第2 遺体の捜索

1 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等の対応は、町が相談窓口を設置し、警察署と連携を図りながら実施する。

2 捜索対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者とする。

3 捜索方法

町は、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織の協力を得て実施する。

なお、発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い開設された遺体安置所に収容する。

4 関係市町への要請

町のみでの捜索が困難であり、近隣市町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し遺体の捜索を要請する。要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (1) 遺体数、氏名、性別、容貌、特徴、着衣等
- (2) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (3) 応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

第3 遺体の処理

1 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行う。

2 遺体の処理

- (1) 遺体の検視（見分）
警察官により検視（見分）を行う。
- (2) 遺体の検案
医師により検案を行う。また、必要に応じ遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
- (3) 遺体の輸送
検視（見分）及び検案を終えた遺体は、県に報告の上、警察、消防等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
- (4) 遺体収容所（安置所）の開設
町は、埼玉中央農業協同組合所有の「東部セレモニーホール」又は被害現場付近の公共施設、寺院等の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、納棺用品等を確認

保するとともに遺体処理台帳を作成して納棺し、氏名及び番号を記載した札を棺に貼付する。

遺体収容所（安置所）には、必要に応じ検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。

(5) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。

(6) 遺体の一時保管

町は、検視（見分）、検案前の遺体や火葬前の遺体の一時保管を行う。

(7) 身元確認

- ① 身元不明者の身元確認には、地元住民の協力を得て行う。
- ② 身元確認を終えた遺体は、遺体処置台帳に内容を記載する。
- ③ 身元確認を終えた遺体については、埋火葬許可証を発行する。

(8) 遺体の引取り

- ① 身元が確定した遺体は、遺体処理台帳に必要事項を記入した上、速やかに遺族等に引き渡す。
- ② 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合には、十分調査の上引き渡す。
- ③ 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

第4 遺体の埋・火葬

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、町長が実施する。

1 遺体の火葬

- (1) 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明したい縁故者に引き渡す。
- (3) 火葬は、東松山斎場にて行う。

施設名	所在地	火葬炉数	電話番号
東松山斎場	東松山市松山町 2-8-32	6	0493-22-4279

2 遺体の埋葬

- (1) 収容した遺体が多数のため、火葬場で火葬に付することができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- (2) 仮埋葬した遺体は、早期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は収蔵する。

3 他市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合は、原則として、その遺族・親戚縁者に連絡して引き取らせ、あるいは漂着した市町村が災害救助法適用地である場合は当該市町村が引き取るが、市町村が混乱のため引き取る暇がないときは、町は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

4 被災地から漂流してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して、3に準じて実施する。

5 葬祭関係資材の支給

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実施に埋葬を実施する者に支給する。

- (1) 棺（付属品を含む）
- (2) 埋葬又は火葬

(3) 骨壺又は骨箱

6 埋・火葬の調整及びあつ旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足から埋・火葬が行えない場合、町は業者や火葬場等の調整及びあつ旋を行う。

また、必要に応じ及び他市町村へ協力を要請する。

第19節 障害物除去計画

風水害により土砂、竹木等の障害物が、住居又は道路等に堆積した場合に、これを速やかに除去し、町民生活の保護と、被災者の救護並びに交通路の確保を図る。

第1 住宅関係障害物の除去

住宅関係障害物除去とは、「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」（「災害救助法施行令」第8条第2号）をいい、地震による家屋等の破壊後のガレキ等とは異なる。

1 実施責任者

- (1) 住居等の日常生活に欠くことのできない場所に堆積した障害物の除去は、町長が行う。災害救助法適用後も同じ。
- (2) 第一次的には、町保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合は、県（東松山県土整備事務所）あるいは隣接市町からの派遣を求める。
- (4) 労力又は機械力が相当不足の場合は、建設業協会等から資器材労力等の提供を求める。
- (5) 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により協力体制を整備しておく。

2 実施方法

- (1) 町の対応
関係部課、消防団及びその他の団体の協力を得て作業班を編成派遣し、被害が相当大規模な場合には、知事に対して自衛隊の派遣を要請する。
- (2) 自主的処理
障害物が小規模で、町民自ら又は共同して処理することが可能なものについては、自主的処理を要請することができる。

3 住家等における障害物の除去の対象

住家等に堆積した土砂、竹木等の除去は、該当する住家を早急に調査の上、次に掲げる災害救助法の基準に基づき実施する。実施にあたっては、半壊又は床上浸水等住家のうち、急を要するものを優先して実施する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- (2) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- (3) 住家が半壊又は床上浸水したもの
- (4) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

4 除去作業の期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、町長はその結果を県へ報告する。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求する。

6 民有地の危険物処理

民有地内の住宅関係障害物等については、基本的には土地所有者が処理すべきものであるが、公共交通の障害など町民の安全が脅かされる場合は、町民の安全確保を最優先させ、現場の判

断でこれらの危険物を除去する。

第2 道路等の障害物の除去

1 実施責任者

道路上の障害物の除去は、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者が行う。

また、河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行う。

2 実施方法

各道路管理者、各河川管理者、町関係課、消防団及びその他の団体の協力を得て、作業班を編成派遣し、被害が相当大規模な場合には、知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

3 道路管理者等に対する通報

町の管理する以外の道路等に障害物が堆積し通行不能となった場合、又は河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、直ちにその旨を次の機関に通報し、除去を要請する。

区 分	通 報 先	電話番号	F A X
国道及び県道	東松山県土整備事務所	0493-22-2333	0493-21-1214
国道（圏央道）	東日本高速道路（株） 関東支社 所沢管理事務所	04-2944-4111	
国管理河川	国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	049-246-6371	
	越辺川出張所	0493-34-3129	0493-34-3466
	西浦和出張所	048-861-9129	048-839-4670
	入間川出張所	049-231-0458	049-231-7590
	熊谷出張所	048-522-0612	048-524-5041
県管理河川	東松山県土整備事務所	0493-22-2333	0493-21-1214

4 障害物除去作業上の留意事項

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分注意して実施する。

- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得る。
- (2) 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得る。
- (3) 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないよう配慮する。
- (4) 応急復旧により発生した除去物の処理は、廃棄物対策との調整を図り、合理的に実施する。

第20節 輸送計画

災害時の応急対策等に必要な人員及び物資の輸送並びに、被災者の避難を迅速かつ円滑に実施するために必要な車両等を確保し、輸送の万全を図る。

第1 基本事項

1 実施責任者

災害時における輸送の确实を期するための車両等の確保は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、あらかじめ知事の委任を受けている救助のための輸送については、町長が行う。

2 基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- (1) 町民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 被害の拡大を防止するため必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

3 輸送の範囲

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資		
② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資		
③ 地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等		
④ 医療機関へ搬送する負傷者等		
⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	① 食料、水等生命の維持に必要な物資	
	② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送	
	③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
		① 災害復旧に必要な人員及び物資
		② 生活必需品

第2 輸送路の確保

1 道路被害状況の把握及び伝達

町は、行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

県は、緊急輸送道路の被害を中心に道路の被害状況等の情報をとりまとめ、各関係機関へ伝達する。

2 緊急輸送道路の応急復旧作業

(1) 作業順位の決定

道路管理者は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県及び警察と調整のうえ、応急復旧順位を決定する。

(2) 応急復旧作業

① 町管理道路における障害物の除去

町は、所管する道路について、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行き交通確保に努める。特に、避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。

また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。

② 各道路管理者との連携

町は、各道路管理者が実施する作業に協力する。

③ ライフライン施設の破損

上水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険個所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

【資料編 3-9「埼玉県指定緊急輸送道路一覧」参照】

第3 輸送車両・燃料の確保

1 輸送車両の確保

(1) 公用車

① 公用車の管理

災害対策本部を設置した場合、公用車の管理は総務部副部長（政策推進課長）が一括管理する。ただし、災害対策本部を設置しない警戒体制にあつては、政策推進課が管理している車両及び各課所有の車両を使用して、それぞれの担当業務を実施する。

② 公用車の配車要請

災害対策本部を設置した場合、各部班は、その所管の災害応急対策の実施にあたって、公用車を必要とする場合は、業務の目的、積載内容、必要台数等を明らかにして、総務部副部長（政策推進課長）に配車要請する。この場合、車両の活動状況把握のために、文書によることを原則とするが、急を要する場合は口頭で要請する。

【資料編 3-10「公用車の保有状況」参照】

(2) 運送業者に対する協力要請

災害の規模等により、町所有の車両に不足を生じた場合、又は当該輸送に適当な車両がない場合は、「災害時における物資の輸送に関する協定」に基づき、埼玉県トラック協会小川・松山支部に協力を要請する。

【資料編 2-17「災害時における物資の輸送に関する協定」参照】

(3) 他自治体及び防災関係機関への協力要請

車両が不足する場合は、相互応援協定を締結している市町村、県及び防災関係機関に対して支援を要請する。

2 緊急輸送車両の確認

大規模災害発生時は、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両を優先して通行させる。

(1) 緊急通行輸送車両の要件

緊急通行車両は、次の事項に該当するものとする。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- ② 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ③ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- ⑤ 施設及び設備の応急復旧に関するもの

- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 緊急通行車両の確認申請

交通規制が実施された場合に備え、県公安委員会（東松山警察署）に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両を確保する。

車両の不足が予想される場合は、事前届出を行っていない車両についても確認申請を行う。

確認申請は、事前に届出済の車両については、交付された「届出済証」の提出により申請を行う。

【資料編 4-6 「緊急通行車両等関係様式」参照】

3 燃料の調達

「災害時等における物資の供給に関する協定」に基づき、埼玉県石油業協同組合東松山支部会員（まるや石油（株）、（有）笛木油店）及び埼玉中央農業協同組合川島サービスステーションから緊急輸送等の燃料を調達する。

【資料編 2-19 「災害時等における物資の供給に関する協定」】

第4 航空機による輸送

1 緊急空輸の要請

災害により道路等が寸断され又は洪水等により孤立し、あるいは傷病者を緊急に移送しなければならない場合等において、町長は、知事に自衛隊のヘリコプター等による緊急輸送を要請する。また、緊急を要する場合で、知事に要請するいとまがないときは、「災害時における航空機の優先利用に関する協定」に基づき、本田航空（株）に協力を要請する。

2 ヘリポート等の設置

ヘリコプター等による緊急空輸を要請した場合は、その発着場所として平成の森公園多目的広場等適当な場所を選定して、ヘリポートを設置し、必要な人員を配置する。特に離着陸時には風圧等により危険が多いので、監視員を置く等安全の確保に努める。

3 ヘリポート設置基準

ヘリポート設置にあたっては、県防災計画の基準により設置する。

【資料編 3-11 「埼玉県指定飛行場場外離着陸場一覧」参照】

第5 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

第21節 労務供給計画

災害時において、災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

第1 基本事項

1 実施責任者

災害時における労働力の確保は、町長が行う。

災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き、町長が行う。ただし、知事の職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

第2 実施方法

1 労務供給の基準

(1) 応急救助に必要な労務の供給は、次の救助を実施するために必要な最小限度の要員の雇い上げにより行う。

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産における移送
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の整理配分及び輸送
- ⑥ 遺体の捜索
- ⑦ 遺体の処理
- ⑧ 緊急輸送路の確保

(2) 応急救助のために支出できる賃金は、町における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が、厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。

また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合には、厚生労働大臣の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇上げることができる（特別基準）。

2 労務供給の方法

労働者の確保は、原則として公共職業安定所を通じて行う。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

第22節 警備・交通対策計画

風水害が発生した場合には、町民の安全を確保するため、警察と協力して警備及び交通対策を実施する。

第1 警備対策

災害発生直後、初動期の警備活動は、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明者の搜索、人命の救助等極めて重要である。

町は、警察の行う対策に協力するとともに、必要があると認める場合は、警察に警備の要請をする。

第2 交通施設応急対策

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 町長は、その管理に属する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合は、職員を派遣して被害の調査にあたらせる。
- (2) 町長は、その管理に属さない道路において、被害を発見した場合は、速やかにその旨を各道路管理者に通報する。
- (3) 町長は、上記(1)、(2)の状況を、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

2 応急対策方法

風水害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

- (1) 道路の損壊、流失、埋没並びに橋りょう等の損傷、隧道の一部損壊、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強崩落土の除去、橋りょうの応急補強隧道の補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
- (2) 応急対策が比較的長期間を要する場合は、被害箇所に上記の応急対策を施すとともに付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。
- (3) 一路線の交通が相当の長期にわたって途絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し、交通標識その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図る。
- (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、当該地域の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の確保を図る。
- (5) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し交通の確保を図る。

【資料編 3-12 「道路施設の状況」参照】

第3 交通規制

1 交通規制を行う者

- (1) 埼玉県公安委員会は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条又は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の規定に基づき所要の交通規制を行う。
- (2) 警察署長は、道路交通法第5条の規定に基づき所要の交通規制を行う。
- (3) 警察官は、道路交通法第6条の規定に基づき所要の交通規制を行う。
- (4) 道路管理者は、道路法第46条第1項の規定に基づく所要の交通規制を行う。

2 警察への要請

町は、災害による道路の損壊（破損）、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると判断したときは、警察に要請する。

3 町の行う交通規制

(1) 町長は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認めた場合は、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 町長は、通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。

あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。

(3) 町は、降雪等による交通規制を実施した場合は、その状況を利用者に周知する。

第4 一般交通の確保

1 被災地内における一般交通の確保

道路管理者は、被災地における交通規制及び緊急輸送車両以外の交通規制を行ったときは、次の要領により工法を実施し、一般交通の確保を図る。

(1) 関係道路の主要交差点への標示

(2) 関係機関への連絡

(3) 町民に対する広報

第23節 文教・保育対策計画

災害時における学校活動及び福祉活動の確保を図るため、学校及び福祉施設における応急対策に万全を期する。

第1 学校等における事前措置・応急措置

1 園児・児童・生徒の避難

総括班は、教育班を經由して気象警報等の気象情報を各学校、幼稚園等に連絡する。

在校時に大雨警報等発令、洪水予報等、災害の危険がある場合は、授業をうち切り帰宅の措置をとる。風雨が激しい場合は、学校等にて保護し、保護者に引き渡す。

2 児童生徒の安否確認

校長は、災害発生直後における児童生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

(1) 在校時に災害が発生した場合

① 児童生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、災害発生直後、児童生徒の安全を確保するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

② 児童生徒等の避難及び引渡し

校長は、学校施設の損壊や浸水等により、児童生徒に危険が及ぶと判断したときは、児童生徒及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに避難させ、その後、保護者への引渡しを実施する。

③ 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 不在時に災害が発生した場合

① 被害状況の把握

災害発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

② 児童生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により実施する。

③ 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

第2 応急教育

1 学校施設の応急復旧

校長は、災害発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

(1) 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

(2) 施設の応急復旧

- ① 風水害による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育委員会と相談の上、教育を再開する。
- ② 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- ③ 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画を立て、この具体化を図る。
- ④ 避難場所・指定避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

2 応急教育の実施

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

(1) 応急教育の開始

応急教育の開始に当たっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童生徒等に速やかに周知徹底を図る。

(2) 応急教育の方法

- ① 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり、通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により、授業が継続実施できるように努める。
- ② 被害の程度により臨時休業等の措置をとり、授業のできなかつた時間については、補習授業等を行う。

(3) 給食等の措置

- ① 学校給食センターが被災した場合は、速やかに復旧措置を講じ、正常運営の回復に努める。
- ② 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- ③ 学校給食センターの施設を利用して、町民の炊出しを行う場合にあっては、学校給食に影響のないよう調理の時間配分等に留意する。
- ④ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

(4) 教育実施者の確保

風水害による教員の被害状況を的確に把握し、欠損を生じた場合は、県教育委員会と連携し、不足職員の緊急派遣を求める等、応急教育に支障を来さないよう努める。

(5) その他、生活指導等

① 登下校時の安全確保

教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

② 心身の健康の保持

被災した児童生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

③ 避難した児童生徒の指導

避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。

4 教科書・学用品等の調達及び支給

町長は、災害救助法が適用された場合の基準に準じて、教科書・学用品等を次の要領で調達

支給する。

(1) 支給の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 支給の実施

① 教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、町が支給する。

② 文房具及び通学用品については、町が、被害の実情に応じ、現物をもって支給する。ただし、町において、調達が困難な場合は、県教育委員会に調達・供給支援を要請する。

(3) 支給の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む）については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については、15日以内

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求する。

5 その他の事項

(1) 学校においては、平常より避難訓練等を実施し、不時の災害に備える。

(2) 児童生徒及び教職員が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当等を行う。

(3) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、清浄な飲料水の確保及び感染症等の予防に万全を期する。

(4) 災害救助法関係及びその基準以外の教材用品の調達及び支給については、町教育委員会及び各学校において、あらかじめ計画を立てておく。

【資料編 3-13 「文教施設の現況」 参照】

第3 応急保育

保育園の園児及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保を図るため、保育園において必要な応急措置を講ずる。

1 保育園の応急措置

(1) 実施責任者

災害時における児童福祉施設の応急対策は、町長が行う。各保育園の災害に対する措置は、民生部副部長（健康福祉課長）及び同部保育班長（保育園長）が、あらかじめ計画を定めておく。

(2) 保護者への周知

災害時における児童福祉施設の応急対策は、民生部副部長（健康福祉課長）及び同部保育班長（保育園長）が保護者に対して、周知を図る。

(3) 災害時の措置

① 休園措置

災害が発生、又は発生が事前に予想され、保育の安全が確保できないような場合、町長は民生部副部長（健康福祉課長）に状況を把握させ、必要に応じて休園の措置をとる。

② 保育開始前の措置

保育園休園措置を園児の登園前に決定したときは、遅滞なくその旨を防災行政無線、保護者の連絡網等により周知させる。

③ 保育開始後の措置

保育開始後において、休園措置を決定した場合は、防災行政無線、連絡網等により通知し、保護者に園児の引渡しを行う。

(4) 保育施設の確保

災害により、保育施設が被害を受け、保育措置の安全確保ができなくなった場合には、公民館等の近隣公共施設を利用し、保育を行う。

(5) 職員の確保

町長は、職員の被害状況を把握するとともに、当該保育園において職員が不足する場合には、他の保育園と調整し、あるいは、臨時採用等により職員を確保し、保育措置に支障をきたさないようにする。

(6) 給食対策

災害により、調理施設等が被害を受け、給食が不可能となったときは、他の保育園又は、町学校給食センター等に調理を依頼し、給食の確保に努める。

(7) 園児等の健康管理

災害による感染症等の発生を防止するため、施設の衛生保持に努めるとともに、園児及び職員に対して、健康診断等適切な措置を講ずる。

2 要保護児童の応急保育

福祉班及び保育班は、保護者のいない児童などの要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講ずる。

(1) 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

① 避難所の責任者は、次の要保護児童について福祉班へ通報する。

- ア 児童福祉施設から避難所へ避難した児童
- イ 保護者の疾患等により発生する要保護児童

② 台帳、名簿等による把握

- ア 住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
- イ 災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿からの把握

③ 町民の通報による把握

④ 広報等による保護者のいない児童の発見

福祉班は、記録調整班を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

(2) 親族等への情報提供

保育班は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

(3) 要保護児童の保護と支援

福祉班及び保育班は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講ずる。

① 保護者のいない児童の保護

- ア 親族による受け入れの可能性の打診
- イ 児童相談所と連携し児童養護施設での保護
- ウ 児童相談所と連携し里親への委託保護

② 支援等の措置

- ア 母子寡婦福祉資金の貸し付け

イ 社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続き

(4) 児童のメンタルケア

救助避難誘導班は、児童の精神的不安定を解消するため、保健医療班及び児童相談所等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

【資料編 3-14 「児童福祉施設の現況」 参照】

第4 施設の被害調査

生涯学習班は、所管する社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

第5 放課後児童クラブの措置

放課後児童クラブの責任者は、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、火災の防止、避難誘導等、児童の安全を確保するための必要な措置を講ずるとともに、被害状況等を速やかに福祉班（健康福祉課）に報告し、必要な指示を受ける。福祉班（健康福祉課）は、被害状況等を災害対策本部に報告する。

また、あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させ、その措置内容を学校等関係機関に報告し、災害の状況により臨時休室等の適切な措置を講ずる。

第6 文化財の応急措置

建造物が被災した場合には、県は、川島町教育委員会やボランティア等による被害状況報告を受けて次の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- (1) 被害の拡大を防ぐため、町及び関係者と連絡をとりあって応急修理を施す。
- (2) 被害が大きいつきは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

第24節 災害時要援護者等の安全確保対策計画

災害時に、自分だけの力では避難が困難であったりするなどの災害時要援護者の被害状況や安否について、家族や近隣住民、自主防災組織等の協力を得て把握、確認し、安全確保を図る。

第1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

1 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

2 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
また、入所者の救助及び避難誘導を支援するため、自治会や自主防災組織等に協力を要請する。

3 受入先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。
町は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

4 生活支援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を放出し入所者等へ配布する。
町は、備蓄物資の放出及び調達を行い、施設入所者等への生活支援物資の供給を援助する。

5 情報伝達

町は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害時要援護者関連施設に対し、電話及びFAX等により洪水予報及び避難勧告等の情報を伝達する。

6 ライフライン優先復旧

社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、水道等の優先復旧を要請する。

7 巡回サービスの実施

自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

【資料編3-15「社会福祉施設の現況」参照】

第2 在宅災害時要援護者の安全確保対策

1 安否確認の実施

民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会等の協力を得ながら「防災カード」あるいは「要援護者マップ」等を活用し、災害時要援護者の安否確認を実施する。

2 救助活動の実施

- (1) 自主防災組織等の協力を得ながら在宅の災害時要援護者の救助を行う。
- (2) 災害時要援護者を医療施設、社会福祉施設及び災害時要援護者向けの避難所等に収容する。

3 受入先の確保及び移送

災害時要援護者の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び災害時要援護者向けの避難所等を確保する。

また、緊急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保し、自主防災組織等の協力を得て、避

難所等への移送を行う。

4 生活支援物資の供給

災害時要援護者の被災状況を把握し、災害時要援護者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の供給及び調達を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を一般被災者と別に設けるなど、確実に供給できるよう配布手段、方法を確立する。

5 情報提供

在宅や避難所等にいる災害時要援護者に対し情報を提供するため、FAXによる情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

6 相談窓口の開設

相談窓口を開設し、職員、福祉関係者、医師及びソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

7 巡回サービスの実施

職員、民生委員、ホームヘルパー及び保健師等により巡回班を編成し、災害時要援護者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

8 福祉避難所の活用

町は、「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」に基づき、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である災害時要援護者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

第3 避難所における災害時要援護者への配慮

- (1) 避難所内に災害時要援護者のための区画されたスペースを提供するなど配慮する。
- (2) 災害時要援護者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員、ホームヘルパー及び保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 福祉避難所の活用

町は、「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」に基づき、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である災害時要援護者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(5) 応急仮設住宅

町は、入居者の選定にあたって、災害時要援護者を優先的に入居させるなど配慮に努める。

第4 外国人の安全確保対策

1 安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

町は、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を実施する。

3 情報提供

町は、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、ボランティア通訳等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報の提供を

随時行う。

4 各種相談

町は、相談窓口職員やボランティア通訳等を配置し、外国人に対し総合的な相談に応じる。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第25節 電力施設応急対策計画

非常災害の発生するおそれがある場合は、東京電力(株)川越支社は、各設備に有効な予防方策を講じ被害を防止し、災害が発生した場合は、二次災害の発生を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、生活関連施設としての機能を維持する。

第1 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、川越支社長は、非常災害対策本部を設置する。

1 非常体制

(1) 非常体制の組織

非常災害に際し、受持区域内の事前対策、被害の把握、災害復旧等を迅速円滑に推進するため、非常体制の組織を編成しておく。

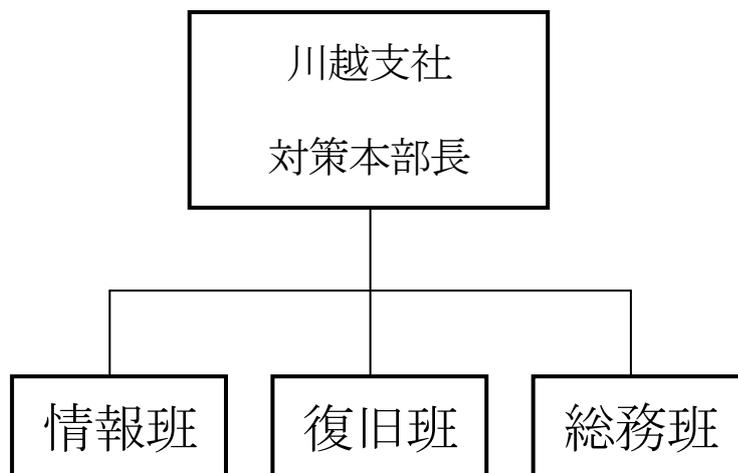
(2) 非常体制の対策

非常災害対策規程により、川越支社は以下のとおり対策を実施する。

(3) 職員の動員

川越支社はあらかじめ定めてある非常災害対策組織表により所要の職員を動員する。

(4) 命令及び情報連絡の伝達経路



2 応急措置

(1) 人員の動員及び連絡の徹底

- ① 非常災害対策規程により、いつでも出動できる体制を確立しておき、時間外における連絡体制も確立しておく。
- ② 社外者の応援体制を確立しておく。
- ③ 隣接及び近隣支社との相互応援できる体制をとっておく。

(2) 資材・輸送等

- ① 工具は、手持ち分の整備、社内各機関との融通等により確保する。
- ② 資材は、在庫品を常に把握し、必要な場合には請負工事会社から調達するため、請負工事会社の在庫状況も把握しておく。
- ③ 資材等の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者により行うが、なお輸送力が不足

する場合には、他の業者等からの調達も対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

(3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても、原則として送電を継続するが、水害及び火災の発生等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置等を講じる。

第2 応急復旧対策

1 復旧計画

支社は、被害状況を把握し、下記事項について復旧計画を立てる。

- (1) 復旧応援隊の必要の有無
- (2) 復旧作業隊の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の見込み
- (6) 宿舎、衛生、食料等の手配
- (7) その他

2 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

- (1) 送変電設備
 - ① 主要幹線の送電系統
 - ② 送電系統の中間変電所
 - ③ 重要施設に配電する配電変電所
- (2) 配電設備
 - ① 「発変電所における配電線の送、停電基準」等により定められた復旧順位によるが、水道・新聞・放送・ガス・排水設備、町役場、警察署、消防署、電報電話局、救急病院、避難所その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所に具体的な復旧順位を定める。
 - ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替え、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
 - ③ 被害地住民の治安維持の面から早期仮復旧に努め、なお、停電が長期にわたる場合は、道路上に投光器などの仮工事を施設し、防犯及び盗難防止に協力する。

3 復旧作業場の注意事項

- (1) 各設備の運転、操作は定められた基準あるいは心得によるが、特に災害時の事故防止を図るよう対策を立てる。
- (2) 感電防止に留意し、単独作業を避ける。
- (3) 幹線道路は、復旧用資材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊折損電柱等は、早期に取り除く。

4 復旧作業隊の標識

当社職員並びに復旧応援隊作業者にあらかじめ準備した所定の腕章を、また、連絡車、作業者には所定の標識を掲示して、東京電力復旧作業隊であることを明示する。

5 復旧応援隊

被害が多で、支社のみでの工事力では早期復旧が困難な場合は、社内他機関、指定工事会社、非指定工事会社、消防署、自衛隊等に対して応援要請を行う。

6 当社復旧隊の編成

当社及び指定請負工事会社の復旧隊の編成は、非常災害対策規程による編成組織表による。

7 復旧目標

配電線路の復旧は、前記の復旧順位により、できるだけ速やかに行うこととする。

第3 災害時の広報

1 広報内容

感電事故並びに漏電等による出火を防止するため、次の事項を十分PRする。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに事業所に通報すること。
- (3) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は、危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- (7) その他事故防止のため留意すべき事項。

2 広報実施要領

災害時における住民不安を鎮静させる意味からも、電力の果たす役割は大きいことにかんがみ、電力設備の被害状況、復旧予定時等についての的確な広報を行う。

これらの広報手段としては、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、町防災行政無線、広報車等により、直接当該地区へ周知する。

事業所名	所在地	電話番号
川越支社	川越市三久保町17-4	0120-995-442

第26節 電気通信設備応急対策計画

災害等により電気通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、東日本電信電話株式会社埼玉支店が実施する応急対策は次のとおりである。

第1 災害時の活動体制

1 災害対策本部の設置

災害が発生する恐れのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、埼玉支店に災害対策本部を設置する。

2 情報連絡

災害が発生する恐れのある場合、又は発生した場合、町災害対策本部、その他各関係機関と密接な連絡を取ると共に、気象情報、報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

第2 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は次の各号の応急措置を実施する。

1 重要通信の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の処置を講ずる。

2 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等にて災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

4 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震、洪水等の災害発生により著しく通信の輻輳（回線や交換機の許容量を超えた渋滞現象）が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

第3 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

第4 災害時の広報

- (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

第27節 ガス施設応急対策計画

地震、洪水等の自然災害及び大規模なガス事故等により、都市ガス施設及びLPガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

武州ガス（株）が実施する応急対策は、次のとおりである。

第1 災害時の活動体制

1 災害時における出動基準

(1) 自動出動（第3次出動）

テレビ・ラジオ等による情報及び周囲の状況により、災害の発生を認知した場合は、通信網の寸断が予期されるため全社員及び関連会社の指定者は自動的に出動する。

(2) 動員発令による出動（第1次出動、第2次出動、第3次出動）

震度4以下の地震及びその他災害が発生した場合は、特別出動基準に基づき災害対策本部から、あらかじめ指定してある要員に対し動員発令を行う。

(3) 被害状況の収集

出動途中においては、可能な限り次の事項についての情報を収集し、報告する。

- ① 道路の状態
- ② 橋の状態
- ③ 家屋の状態
- ④ ガス施設の状態
- ⑤ その他被災状況

2 災害対策本部の設置及び役割

(1) 災害対策本部の設置

災害が予測され、又は発生した場合は災害の程度により特別出動（第1次～第3次）を発令するとともに災害対策本部を設置する。

(2) 緊急対策の決定

各防災関係機関、報道機関及び社員によりガス施設の被害状況・家屋・道路等の被害状況についての情報を収集し、これに基づき緊急対策を審議決定する。

3 災害復旧時の組織及び役割

災害復旧時の組織及び役割分担は、あらかじめ定めてある体制による。

第2 災害時の初動措置

初動措置は、次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握

災害発生後は、直ちに勤務場所の所内設備の点検を行うとともに、次にあげるものについて情報を収集し、その状況を災害対策本部へ報告する。

- ① 供給区域の地震計情報（地震計のSI値）
- ② 製造所、供給所ガスホルダーの総出量及び圧力の変動
- ③ 主要整圧器の圧力及び流量の変動
- ④ 製造設備の被害状況、電力、給水等ユーティリティーの供給状況
- ⑤ 受入ガスの圧力及び流量の変動

- ⑥ 管内のガス供給施設の被害状況
 - ⑦ 出勤途中において収集した被害状況（ガス臭気、橋、建物等の状況）
 - ⑧ テレビ・ラジオ・防災無線からの情報
- (2) 二次災害防止のための初動措置
- 情報収集の結果により、供給を継続する地域・供給を停止する地域を迅速に判断し、供給可能な範囲の供給システムを維持し、ガスの供給停止区域を最小限にとどめるため、次の措置をとる。
- ① 導管網をブロック化する。
 - ② ガス供給所、整圧器の出口及び導管の必要な箇所をガス遮断する。
 - ③ 緊急放散施設より、安全な場所へガスを放出する。
 - ④ ガバナーを遮断し、低圧管へのガスの供給を停止する。

第3 応急復旧対策

災害の発生に伴う被害状況把握後、速やかに応急復旧措置をとる。

- (1) 復旧対策
- ① ガス導管の折損又は漏洩箇所の応急修理
 - ② 差し水によるガス導管の排水作業の早期実施
 - ③ その他、現場の状況により適切な措置を行う。
- (2) 資材の確保
- ① 応急対策に必要な資材は、平常時より緊急資材庫等に保有しておく。
 - ② 災害発生時は、緊急用の資機材の在庫状況、工事会社の在庫状況を確認する。
被害の状況によっては、メーカーからの調達方法（輸送手段、受入基地等）を検討し、早期に必要な数を確保する。

第4 災害時の広報

- (1) 広報
- 災害時には、町民の不安除去、波及的災害事故防止を図るため、サービス巡回車等による巡回広報、及び市町村・警察署・消防署等の防災関係機関、報道機関の協力を得てあらゆる手段をつくしてガス施設の被害状況、復旧の現状・見通し等について広報活動に努める。
- (2) 通報
- 町民がガス漏洩等を発見した場合には、速やかに武州ガス、警察署又は消防署に通報するよう周知する。

第5 供給開始時の事故防止措置

ガス供給を停止し、応急復旧の後、再供給する場合の事故を防止するために次の措置をとる。

- (1) 供給所の措置
- 点検計画に基づき各種施設の点検、補修を実施し各設備の安全を確認した後、製造及び供給を開始する。
- (2) 供給施設の点検
- ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するため、点検措置を行う。
- (3) 需要家施設の点検
- 各需要家のガス設備の点検を実施し、正常であることを確認した後、使用を再開する。
- (4) 再供給時の広報
- 需要家に対してテレビ、ラジオ、巡回車、ビラ、チラシ等により次の広報活動を行い、協力を求める。

- ① 各戸のガス供給開始時には、武州ガスの社員が巡回検査した後にガスの使用を開始する。
- ② 使用中・使用後に異常がある場合は、直ちに使用を中止し、武州ガスに連絡すること。

第6 緊急連絡先

事業所名	所在地	電話番号
武州ガス本社	川越市田町32-12	049-241-9000
武州ガス所沢営業所	所沢市泉町1794-2	04-2928-9000

第7 LPガス

1 LPガス及び燃焼器具等の供給対策

避難所等における被災者の生活を援助するため、LPガス及び燃焼器具等を供給する。

- (1) 町は、必要に応じ、埼玉県エルピーガス協会東松山支部川島地区の事業所に対し、LPガス等の調達を要請する。
- (2) 要請を受けた事業所は、LPガスに係る業界団体を通じ、必要なLPガス等を町へ供給する。

また、埼玉県エルピーガス協会東松山支部川島地区の事業所では調達が困難な場合には、埼玉県災害対策本部を通じて埼玉県エルピーガス協会へLPガス等の調達を要請する。

- (3) 町は、各避難所等に供給できるように燃焼器具等の備蓄を行う。

第28節 下水道施設応急対策計画

風水害により下水道施設が被害を受けた場合、できるだけ早い時期に下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設への影響を把握する必要がある。また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

第1 災害時の活動体制

上下水道班は、民間業者に協力を要請し、応急復旧を実施する。

第2 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者など他機関からの情報、町民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定し、幹線等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は、次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、写真撮影等により記録する。

点検場所	点検内容
マンホール	<ul style="list-style-type: none">下水の流出の有無マンホール蓋の変形異常の有無周辺路面の異常の有無マンホール内の異常の有無（路上からの目視による） （躯体、管きよ接合部、堆積物、流量・石油等危険物の下水流入状況等）
伏越	<ul style="list-style-type: none">マンホール内の異常の有無（路上からの目視による） （躯体、管きよ接合部、下水流入状況、堆積物、ゲート等）管きよ埋設場所（河川等）での下水の流出の有無管きよ埋設場所の地表の異常の有無
管きよ埋設道路の路面等	<ul style="list-style-type: none">路面、地表の異常の有無 （陥没、隆起、亀裂、浪打ち、噴出等）

第3 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺に与える影響を考慮し、管きよについては二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急を実施する。

緊急措置の内容	
<ul style="list-style-type: none">安全柵、標識等の設置陥没部への土砂等による埋め戻し土のうによる浸水防止下水道の使用制限	<ul style="list-style-type: none">段差部のすり付け排水ポンプの設置通行規制その他必要な措置

第4 応急復旧対策

上下水道班は、民間業者等の協力を得て、優先順位に従って下水道の応急復旧を行う。

第5 災害時の広報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被災状況、復旧の状況等を町民に広報する。

第 4 章 風水害復旧計画

第 1 節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

第 1 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設事業復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

第 2 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

第 3 災害復旧事業に伴う財政援助措置

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

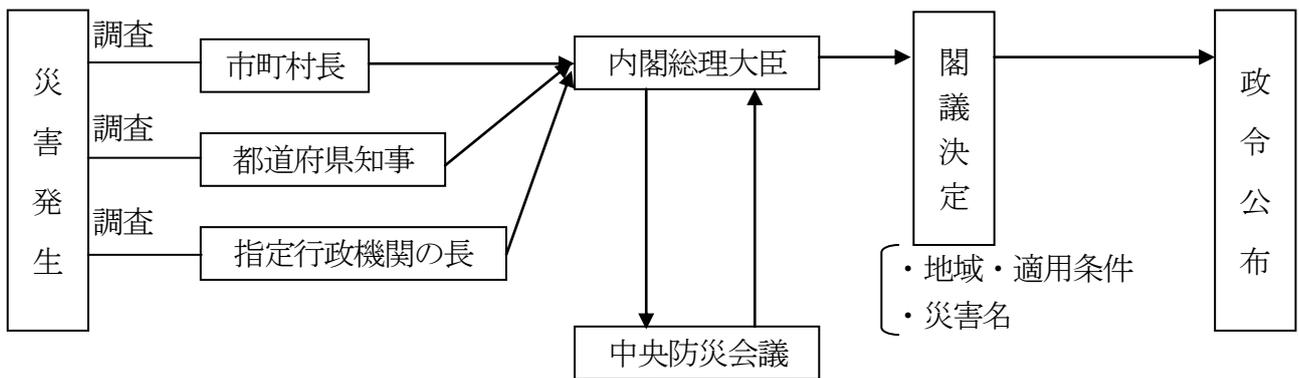
1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。



3 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携を図り、復旧事業の早期実施のための職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるように措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係町民に対し、理解を得るように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し、監督指導等を行う。

第2節 災害復興計画

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進していく。

第1 災害復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第2 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかに内容を町民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

① 建築基準法第84条建築制限区域の指定

町は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定について県に要請する。

② 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

なお、被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

① 町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

② 町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第3節 民生安定化計画

大規模災害時には、多くの人々が被災し、町民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の回復を図るため、防災関係機関等と協力し、民生安定のための緊急措置を講ずる。

第1 り災証明書の発行

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長が確認できる程度の被害について証明する。

1 り災証明書発行の概説

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋等について、以下の項目の証明を行う。

- ① 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- ② 火災による全焼、半焼、水損

(2) り災証明を行う者

り災証明は、町長が行うものとし、り災証明書の発行事務は、調査集計班が担当する。ただし、火災によるり災証明は、消防局長が行うものとする。

(3) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき発行する。

(4) 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

(5) り災証明書の様式

り災証明書の様式は、所定の様式による。

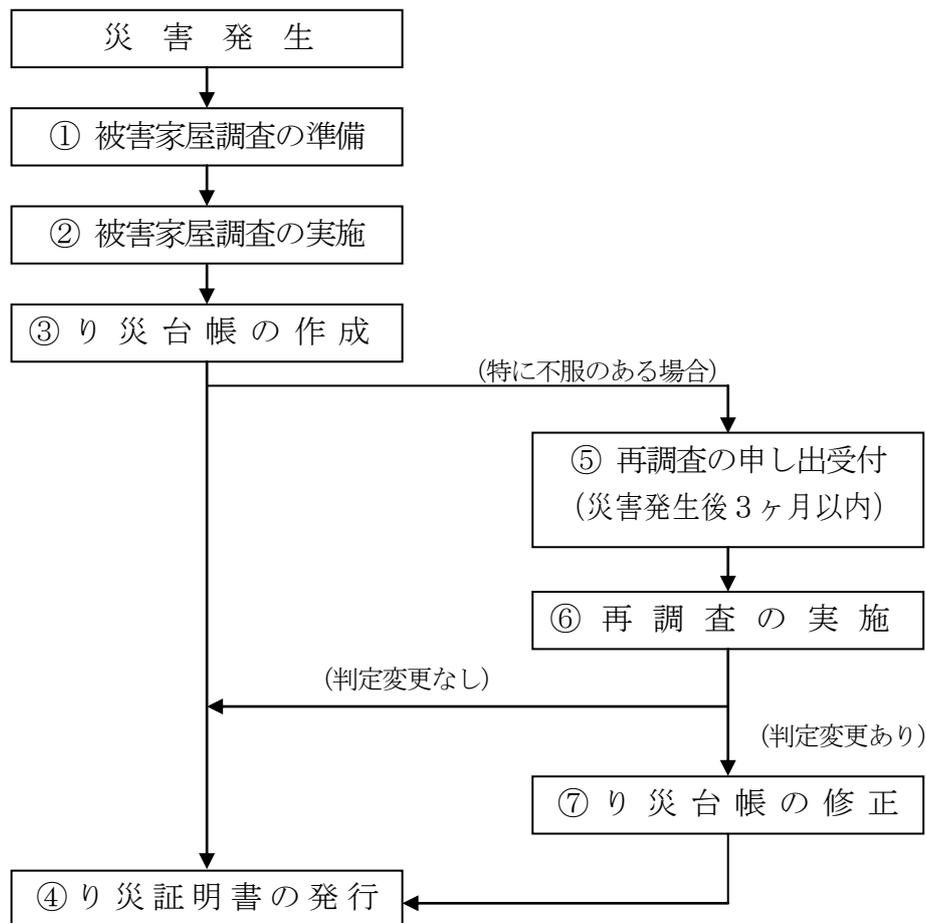
【資料編 4-7 「り災証明関係様式」参照】

(6) 被害家屋の判定基準

り災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成21年6月改訂 内閣府（防災担当））に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1か月以内の状況を基に実施する。

2 リ災証明書発行の流れ

り災証明書の発行は次の流れで実施する。



(1) 被害家屋調査の事前準備

被害家屋調査は、調査集計班が実施するものとし、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、次の項目を実施する。

① 被害地域の航空写真の撮影準備

② 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、情報連絡班に収集された情報を基に被害全体状況を把握する。

③ 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

④ 調査員の確保

ア 町職員の確保

イ ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

ウ 相互応援協定を締結している市町村への応援職員派遣要請

エ 調査班編成と調査区割りの検討

⑤ 調査備品等の準備

ア 調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）

イ 調査地図の用意（土地家屋現況図または住宅地図）

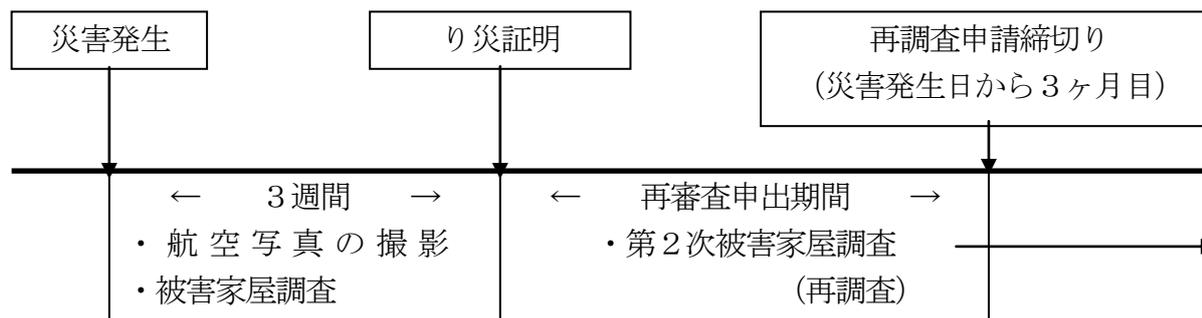
ウ 調査員運搬用車両の確保、手配

エ 他市町村応援職員等の宿泊所の確保

(2) 被害家屋調査の実施

調査集計班は、次の要領で調査を実施する。

① 調査期間



② 調査方法

ア 航空写真の撮影

災害発生後2週間以内に被災地の航空写真を撮影する。

イ 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。

ウ 第2次被害家屋調査

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申出に基づき、2人1組で、1棟ごとに内部立入調査を実施する。

③ 調査体制

ア 人員：2人1組

イ 調査員：町職員（調査集計班）及びボランティア調査員（民間建築士等）

ウ 調査集計班は、必要がある場合は職員班に他市町村職員の応援派遣の要請をする。

(3) り災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積した、り災台帳を作成し、り災証明書発行の基本台帳とする。

(4) り災証明書の発行

調査集計班は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対し、り災証明書を発行する。

(5) 再検査の申出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から3ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、り災証明書を発行する。同時に、り災台帳を修正する。

3 り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

り災証明に関する町民への広報を記録調整班に依頼し、広報誌や報道機関と連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。

特に、発災後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、調査集計班は、り災証明に関する相談窓口を役場庁舎に設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

4 事前対策

り災証明発行の事前対策は、次のとおりとする。

- (1) 被害家屋調査員の登録
町職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。
- (2) 判定基準等の研修
調査集計班は、民間建築関係組織等の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。
- (3) 他市町村との協力体制の確立
風水害による被害発生時に応援を求める近隣市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。
- (4) 調査携帯物品等の備蓄
調査集計班に、傾斜計、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

第2 被災者の生活支援

災害により被害を受けた町民が、早期に再起更生できるよう被災者に対する職業のあっ旋、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等の実施により、被災者の生活確保を図る。

1 生活相談

各期間の実施する生活相談は、次のとおりとする。

- (1) 町
被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、対応を要請する。
特に、被災女性に対しては、専用の相談窓口を設置し、女性への配慮を心がける。
- (2) 避難所等での相談所開設
避難所等に相談窓口を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。
相談窓口の設置に際しては、被災女性のための専用窓口の設置など、女性への配慮を心がける。
- (3) 消防署
二次災害防止のため、災害状況に応じて、川島消防署等に相談所を設置し相談に応じる。
- (4) ライフライン各事業者
町民生活の早期回復に協力するため、安全設備普及のための指導、相談及び復旧のための指導、相談等を実施する。

2 町の災害弔慰金等の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する条例又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則により、自然災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた町民に対し災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

災害弔慰金	支給対象	町民が災害により死亡した場合
	支給対象遺族	死亡当時の配偶者、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
	支給額	生計維持者が死亡した場合 500万円 それ以外の者が死亡した場合 250万円
災害障害見舞金	支給対象	災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者
	支給額	生計維持者に発生した場合 250万円 それ以外の者に発生した場合 125万円
費用負担	災害弔慰金及び災害障害見舞金の費用負担は次のとおりである。 国：1/2 県：1/4 町：1/4	
支給の制限	災害弔慰金は、次に該当する場合には支給しないものとする。 ① 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 ② 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条で規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合	

(2) 災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。	
貸付対象者	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が、次の額以内の世帯に限る。ただし、住居が滅失した場合は、世帯人数にかかわらず1,270万円に緩和する。	
	1人世帯	220万円
	2 "	430万円
	3 "	620万円
	4 "	730万円
5人以上	730万円に世帯人数が1人増すごとに30万円を加算した額	
貸付け対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害	
貸付金額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額 150万円
	② 家財の1/3以上の損害	" 150万円
	③ 住居の半壊	" 170(250)万円
	④ 住居の全壊	" 250(350)万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	" 350万円
	⑥ ①と②が重複	" 250万円
	⑦ ①と③が重複	" 270(350)万円
	⑧ ①と④が重複	" 350万円
※()は、特別の事情がある場合の額		
貸付条件	① 償還期間 : 10年	
	② 措置期間 : 3年(特別の事情がある場合は、5年)	
	③ 償還方法 : 年賦償還又は半年賦償還	
	④ 貸付利率 : 年3%(措置期間中は無利子)	
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。	

3 災害見舞金の支給

町は、川島町災害救助基金条例及び川島町災害救助基金条例施行規則により、災害救助法の適用を受けない災害により被害を受けた町民又はその遺族に対して見舞金を支給する。

支給対象者	① 町民が災害により住家等に損害を受けた場合 ② 被害を受けた世帯の世帯主(世帯主に支給できない場合は、生計を一にしていた遺族)に対して支給	
支給額	① 住家が全焼、全壊又は流失した場合	30万円以内
	② 住家が半焼又は半壊した場合	5万円以内
	③ 床上浸水した場合	2万円以内
支給の制限	故意又は重大な過失により災害を受けた場合は、災害見舞金を支給しないものとする。	

【資料編 1-5 「災害弔慰金の支給等に関する条例」 参照】

【資料編 1-6 「災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」 参照】

【資料編 1-7 「川島町災害救助基金条例」 参照】

【資料編 1-8 「川島町災害救助基金条例施行規則」 参照】

【資料編 4-8 「災害弔慰金支給関係様式」 参照】

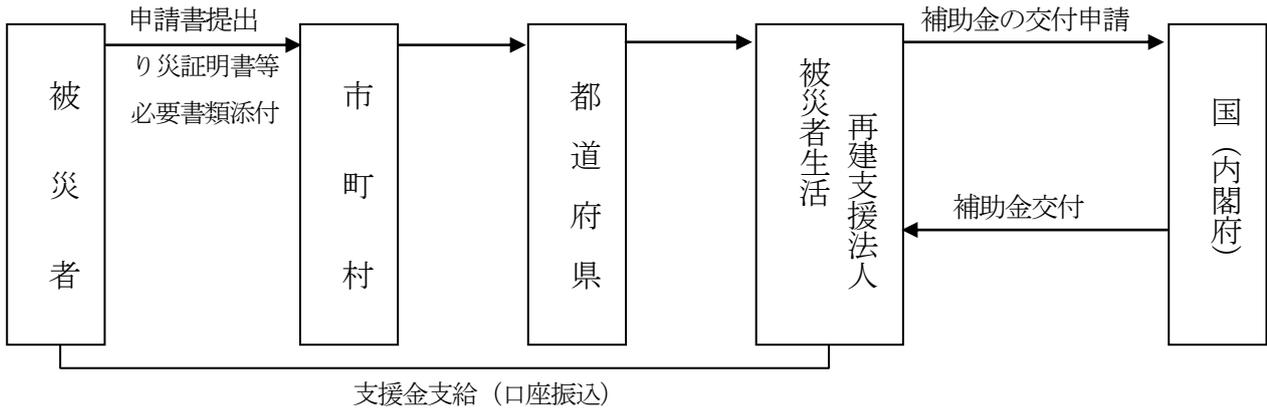
4 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																					
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																					
対象被害災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p>																					
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流出等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむをえない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められた世帯</p>																					
支援金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">住宅の被害程度</td> <td style="width: 20%;">全壊</td> <td style="width: 20%;">解体</td> <td style="width: 20%;">長期避難</td> <td style="width: 20%;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">住宅の再建方法</td> <td style="width: 25%;">建設・購入</td> <td style="width: 25%;">補修</td> <td style="width: 25%;">賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200万円（又は100万円）</p>				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
支援金の支給申請	申請窓口	市町村																				
	申請時の添付書面	①基礎支援金：り災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等																				
	申請期間	①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内																				

(2) 支援金の支給手続き



※県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

町	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の被害認定 ② り災証明等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	<ul style="list-style-type: none"> ① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

5 生活福祉資金貸付制度

埼玉県社会福祉協議会は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立更生の資金として、生活福祉資金を低所得世帯に貸付ける。

(1) 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間 : 1年以内の措置期間経過後7年以内 利 率 : 年3% (措置期間中は無利子)

(2) 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内。ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は、350万円以内(災害援護資金と住宅資金の重複貸付)
貸付条件	償還期間 : 6ヶ月以内の措置期間経過後7年以内 利 率 : 年3% (措置期間中は無利子)

6 住宅復興資金

住宅金融支援機構は、災害により住宅に被害を受けたものに対して、住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅建設資金に基づく融資

貸付対象者	り災直前の建物価額の5割以上の被害を受けた者で、1戸当りの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	耐火、準耐・木造(耐久性) : 1,460万円以下 木造等 : 1,400万円以下 土地取得費 : 970万円以下 整地費 : 380万円以下
利率	申込時の金利による(住宅金融支援機構ホームページ参照)
償還期間	耐火、準耐・木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 融資の日から3年以内の措置期間を設けることができ、その間、償還期間を延長できる。
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災程度が全壊のり災証明書の発行を受けた者(り災程度が大規模半壊・半壊の場合は別途被害状況が確認できる写真等の提出が必要。)

(2) 災害復興住宅補修資金に基づく融資

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上であり災直前の建物価額の5割未満の被害を受けた者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受けた整地を行うものには整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	耐火、準耐火 : 640万円以下 木造 : 590万円以下 引方移転費 : 380万円以下 整地費 : 380万円以下
利率	申込時の金利による（住宅金融支援機構ホームページ参照）
償還期間	20年以内（1年以内の措置期間を設けることができる）
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明書（り災程度は問わない。）の発行を受けた者

7 職業のあつ旋

災害により離職を余儀なくされた、被災者に対する職業のあつ旋については、埼玉労働局が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図る。

町は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、埼玉労働局及び県産業労働部に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

8 租税等の徴収猶予及び減免

り災した納税義務者又は特別徴収義務者、被保険者等に対し、地方税法又は町条例により期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に実施する。

(1) 町税の徴収猶予及び減免

町長は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

なお、国税及び地方税について国及び県では、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税及び地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置が災害の状況に応じて実施される。

(2) 国民年金

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、国民年金保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ年金事務所宛に免除申請する。

(3) 国民健康保険税

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて国民健康保険税を減免する。また、災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険税を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

(4) 後期高齢者医療保険料

被保険者又は主たる生計維持者が、災害により家財又はその他財産について著しい損害を

受け、後期高齢者医療保険料を納付することが困難である場合は、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の減免及び徴収猶予の申請受付を行う。

(5) 介護保険料

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて介護保険料を減免する。また、災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内において徴収を猶予する。

第3 中小企業等への支援

県は、災害により被害を受けた中小企業者及び農林業者等の復旧に資するため、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、中小企業者及び農林業者に対する融資を実施し、事業の安定を図る。

1 被災中小企業への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

(1) 県制度融資の貸付

① 経営安定資金（災害復旧貸付）

融資対象	県内の被災中小企業であって、次の各号に該当するもの ① 原則として引続き6ヶ月以上同一事業を営み事業税を滞納していないもの ② 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けたもの又は、災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けたもの	
融資限度額	設備資金：5,000万円（組合の場合1億円） 運転資金：5,000万円（組合の場合6,000万円）	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
	利率	年1.3%以内（平成24年度）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸し付けた貸付金（財団法人埼玉県中小企業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む）について、県は償還期間を2年以内において延長することができるものとする。

2 被災農林漁業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。また、融資にあたっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具等購入資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林業組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

(2) 農林漁業施設資金（災害復旧）（株式会社日本政策金融公庫）

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を営む者 ・農業協同組合、農業共済組合、土地改良区等
資金使途	<p>災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金</p> <p>①果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用</p> <p>②個人施設（主務大臣支指定施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農作物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用</p> <p>③共同利用施設 農業郷土組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用</p>
貸付利率	<p>貸付期間に応じて、年0.75～1.35%</p> <p>果樹、共同利用施設は、年0.75～1.60%</p> <p>（平成23年2月21日現在）</p>
償還期限	<p>個人施設 15年以内（据置3年以内）</p> <p>果樹 25年以内（据置10年以内）</p> <p>共同利用施設 20年以内（据置3年以内）</p>
貸付限度額	負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80%）
担保	保証人又は担保

(3) 農林漁業セーフティネット資金（株式会社日本政策金融公庫）

貸付対象者	認定農業者、認定就農者、所得の過半が農業所得の方、農業の粗収益が200万円以上の方等
期間	10年（措置3年以内を含む）以内
貸付利率	年0.65%以内（平成24年6月20日現在）
貸付限度額	600万円以内、簿記記帳を行っている者に限り特例が設けられる場合有り
担保	保証人又は担保

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

(4) 農業災害補償

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稲：25a以上当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

第4節 義援金品の受入・配分計画

町民及び企業等から町に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分を確実かつ迅速に行うための計画を定める。

第1 受付窓口の開設

町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

第2 受付・募集

1 義援金品の受付・募集

(1) 義援金品の受付

義援金品の受付は、原則として町が開設した窓口及び銀行口座振込みとする。

(2) 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

【資料編 4-9 「災害義援金受領書」参照】

2 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、町の広報誌、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広く広報し募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報し、募集する。

3 保管及び配布

(1) 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援物資等は、救援物資集積場所に保管し、一般救援物資と同様に配分する。

(2) 町は、義援金総額や被災状況を考慮して、配分基準を定める。

(3) 寄託者が配分先や用途を指定した義援金品を受け付けた場合は、各配分先の責任において処理する。

(4) 被災者に対し、町の広報誌、自治会及び報道機関等の協力により義援金の配分について広報する。

(5) 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。